

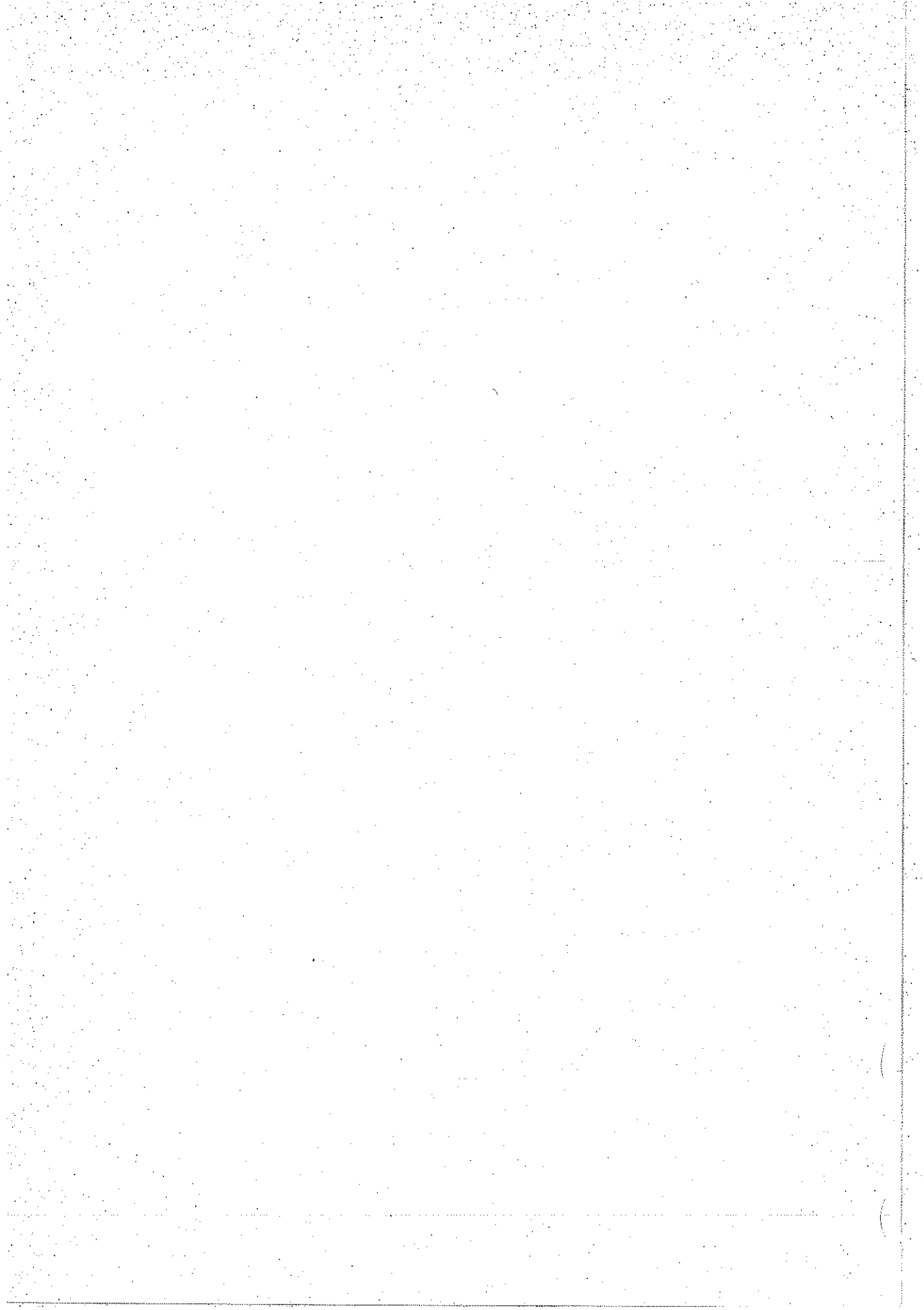


平成3年3月6日開会
平成3年3月26日閉会

和泉市議会第1回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

平成3年3月6日（水曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		2"
○ 議事日程		3"
○ 開会宣告（午前10時00分）		4"
○ 市長開会挨拶		4"
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について(柳瀬美樹・西口秀光・若浜記久男)	5"
○ 日程第2	会期の決定について（3月6日～3月27日 22日間）	5"
○ 日程第3	（議案第8号） 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	5"
○ 日程第4	（議案第1号） 平成3年度和泉市一般会計予算	7"
○ 日程第5	（議案第2号） 平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	12"
○ 日程第6	（議案第3号） 平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算	15"
○ 日程第7	（議案第4号） 平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	16"
○ 日程第8	（議案第5号） 平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	17"
○ 日程第9	（議案第6号） 平成3年度和泉市水道事業会計予算	20"
○ 日程第10	（議案第7号） 平成3年度和泉市病院事業会計予算	22"
○ 日程第11	（議会議案第1号） 予算審査特別委員会設置について	57"
○ 日程第12	（議会議案第2号） 予算審査特別委員会委員の選任について	57"
○ 散会宣告（午前11時54分）		59"

平成3年3月11日（月曜日）第2日目

○ 出席議員・欠席議員	61頁
○ 議事説明員、その他	62〃
○ 議事日程	63〃
○ 開会宣告（午前10時00分）	64〃
○ 日程第1 一般質問について	
1番に 28番 友田博文君	64〃
2番に 7番 赤阪和見君	84〃
3番に 25番 天堀博君	104〃
○ 散会宣告（午後3時55分）	121〃

平成3年3月12日（火曜日）第3日目

○ 出席議員・欠席議員	123〃	
○ 議事説明員、その他	124〃	
○ 議事日程	125〃	
○ 開会宣告（午前10時00分）	126〃	
○ 日程第1 （監査報告第1号） 例月出納検査結果報告（収入役扱 平成2年9月分）	一 括 上 程	
○ 日程第2 （監査報告第2号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成2年9月分）		
○ 日程第3 （監査報告第3号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成2年9月分）		
○ 日程第4 （監査報告第4号） 例月出納検査結果報告（収入役扱 平成2年10月分）		127頁
○ 日程第5 （監査報告第5号） 例月出納検査結果報告（水道部企業出納員扱 平成2年10月分）		
○ 日程第6 （監査報告第6号） 例月出納検査結果報告（市立病院企業出納員扱 平成2年10月分）		

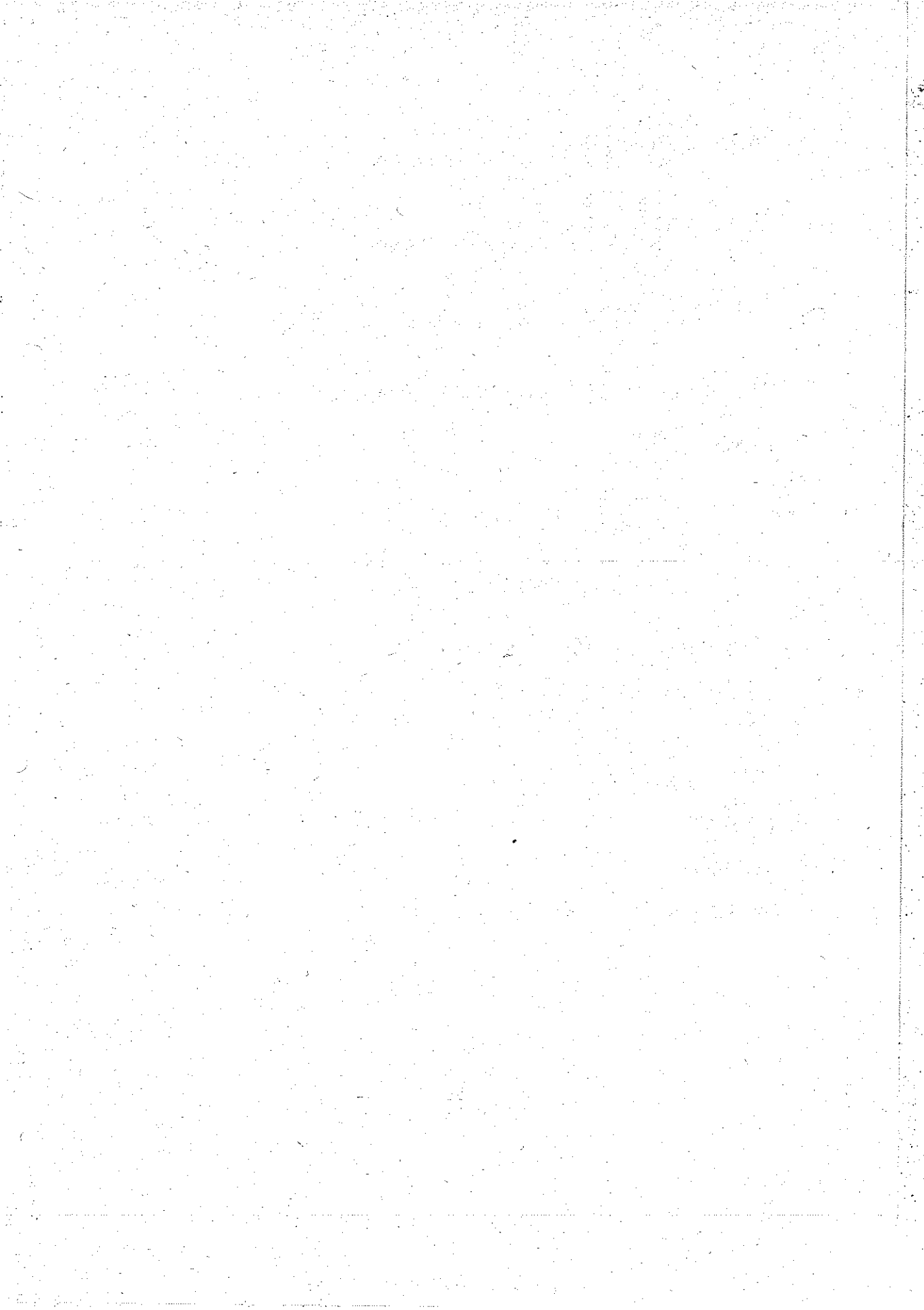
- 日程第 7 (監査報告第 7 号)
例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成 2 年 1 1 月分)
- 日程第 8 (監査報告第 8 号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成 2 年 1 1 月分)
- 日程第 9 (監査報告第 9 号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成 2 年 1 1 月分)
- 日程第 10 (監査報告第 1 0 号)
定期監査 (平成 2 年度第一次分) 結果報告
- 日程第 11 (議案第 9 号) 127 頁
和泉市地区計画等の案の作成手順に関する条例制定について
- 日程第 12 (議案第 1 0 号) 138 〃
財産取得について ((仮称)和泉市立和泉台第一小学校用地)
- 日程第 13 (議案第 1 1 号) 139 〃
財産取得について ((仮称)和泉市立和泉台第一中学校用地)
- 日程第 14 (議案第 1 2 号) 143 〃
財産処分について (土地の売却)
- 日程第 15 (議案第 1 4 号) 146 〃
財産処分について
(伯太・池上・南王子村財産区財産(ため池)の売却)
- 日程第 16 (議案第 1 3 号) 148 〃
工事請負契約締結について (山手団地 9 棟建設工事)
- 日程第 17 (報告第 1 号) 152 〃
専決処分の報告について
(交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)
- 日程第 18 (報告第 2 号) 154 〃
専決処分の承認を求めることについて
(住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例)
- 日程第 19 (議案第 1 5 号) 156 〃
平成 2 年度和泉市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 (議案第 1 6 号) 168 〃
平成 2 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 21 (議案第 1 7 号) 171 〃
平成 2 年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第22 (議案第18号) 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号) 175頁
- 日程第23 (議案第19号) 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号) 178"
- 日程第24 (議会議案第3号) 委員会委員の辞任及び選任について 181"
- 散会宣告(午後1時55分) 182"

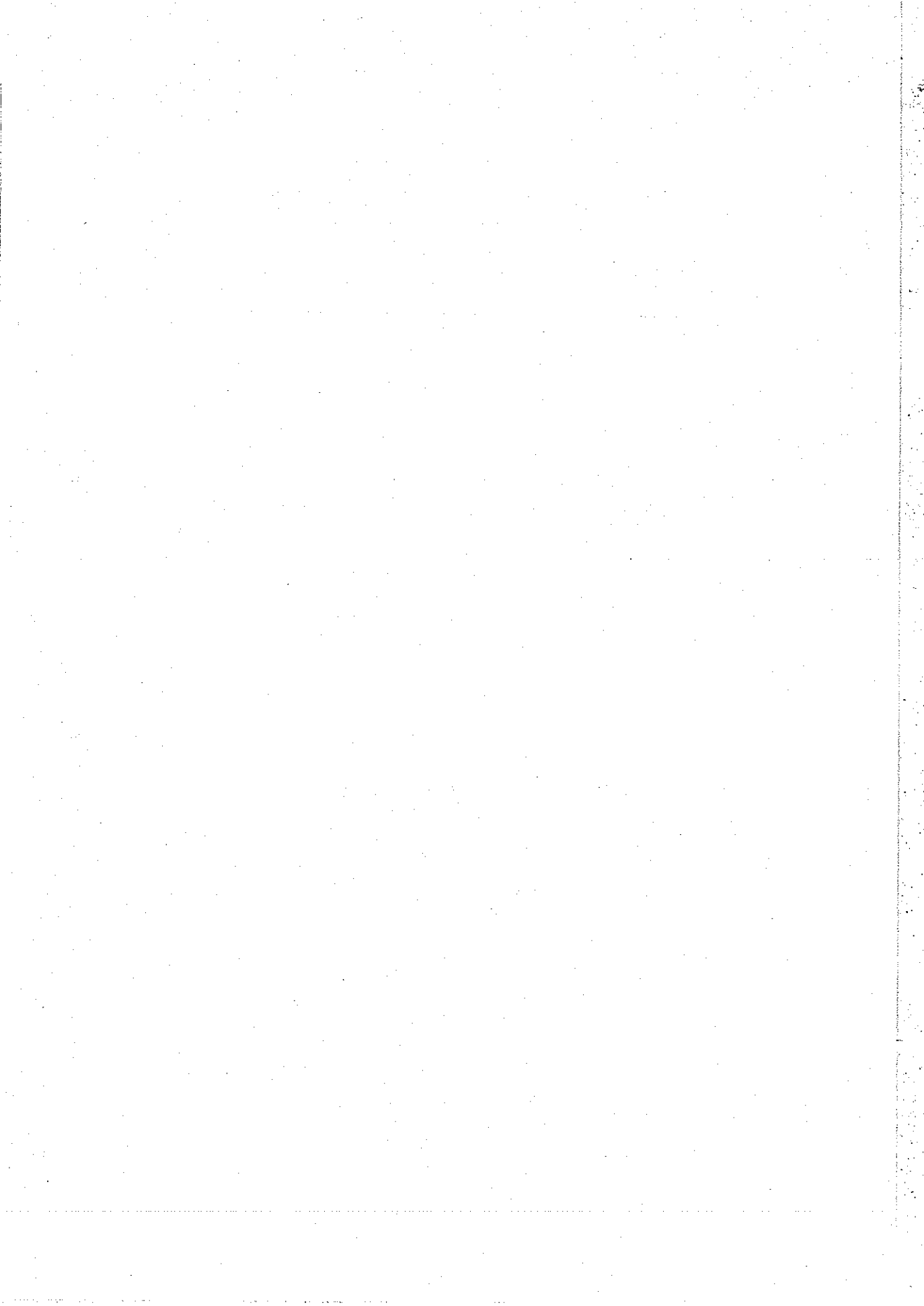
平成3年3月26日(火曜日)最終日

- 出席議員・欠席議員 183"
- 議事説明員、その他 184"
- 議事日程 185"
- 開会宣告(午前10時00分) 186"
- 日程第1 (議案第8号) 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)
- 日程第2 (議案第1号) 平成3年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告) —
- 日程第3 (議案第2号) 平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告) 括
- 日程第4 (議案第3号) 平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告) 上
- 日程第5 (議案第4号) 平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告) 程
- 日程第6 (議案第5号) 平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告) 185頁
- 日程第7 (議案第6号) 平成3年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告) 196頁
- 日程第8 (議案第7号) 平成3年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)

○ 日程第 9	(議案第 20 号) 工事請負契約締結について ((仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事)	196頁
○ 日程第10	(議案第 21 号) 工事請負契約締結について ((仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設工事)	197 "
○ 日程第11	(議案第 22 号) 工事請負契約締結について ((仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電気設備工事)	197 "
○ 日程第12	(報告第 3 号) 和泉市土地開発公社平成 3 年度事業計画書類の提出について	203 "
○ 日程第13	(議案第 23 号) 教育委員会委員の任命について	205 "
○ 日程第14	(議会推薦第 1 号) 和泉市農業委員会委員の推薦について	207 "
○ 日程第15	(意見第 1 号) 日朝国交正常化の早期実現に関する意見書	208 "
○ 日程第16	(意見第 2 号) 救急・救命対策の確立に関する意見書	209 "
○ 日程第17	(意見第 3 号) 老人医療費の患者負担の引き上げに反対する意見書	211 "
○ 日程第18	(議会議案第 4 号) 議員の辞職許可について	213 "
○ 市長閉会挨拶		216 "
○ 議長閉会挨拶		217 "
○ 閉会宣告 (午前 11 時 45 分)		217 "



第 1 日



平成3年3月6日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	27番	奥村圭一郎君
15番	柳瀬美樹君	28番	友田博文君

欠席議員(1名)

3番 藤原正通君

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	役	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	役	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	岸田秀仁
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	池辺修次
総務部	長	橋本昭夫	産業部	長	松村吉堯

産業部理事	中西淳富	病院事務局次長	谷上徹
産業部次長	高三一行	消防長	角谷泰夫
産業部次長	藤原清司	消防本部次長	高宮武男
産業部次長	松林保介	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部長	浅井隆介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	明坂貞士
建設部理事	緒方和夫	土地開発公社事務局長	大宅清臣
建設部理事	山崎琢磨	教育委員長	藤原忠男
建設部次長	谷俊雄	教育長職務代理者	逢野博之
建設部次長	赤田儔信	管理部次長	白樫通有
建設部次長	山崎精二	指導部長	木村吉男
建設部次長	農端小一	社会教育部長	生田稔
都市整備部長	萩本啓介	社会教育部理事	竹田明郎
都市整備部理事	阪倉嘉一	社会教育部次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	収入役室長	藤木意継
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	岩井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	岸本孝二	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	信田種行
病院事務局長	藤原光夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次長 河原茂隆
議事係長 佐土谷茂一
調査係長 井之上光一
係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月6日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第 8号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
4	議案第 1号	平成3年度和泉市一般会計予算	別冊
5	議案第 2号	平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
6	議案第 3号	平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
7	議案第 4号	平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
8	議案第 5号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
9	議案第 6号	平成3年度和泉市水道事業会計予算	別冊
10	議案第 7号	平成3年度和泉市病院事業会計予算	別冊
11	議会議案第 1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
12	議会議案第 2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

○
(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは20名でございます。藤原議員さんから欠席の届け出がございまして、遅刻届の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、20名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成3年第1回定例会を開会いたします。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

なお、ここで本日、広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、盲人用広報作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長(穴瀬克己君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇、あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) おはようございます。平成3年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、平成3年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算と、これらに関連をいたします条例制定等でございます。議案の内容につきましては、後ほど市政方針を申し上げ、別途、御説明をさせていただきますが、何とぞよろしく御可決、御承認をお願いを申し上げます。

また、去る2月24日逝去いたしました西川教育長の葬儀告別式に際しましては、お忙しい

中にもかわりませず御参列を賜りまして、まことにありがとうございました。生前、教育長に相賜りました御交誼と御支援に対しまして、厚く深く御礼を申し上げる次第であります。今後におきましても、本市教育行政に対しまして、格段の御支援と御協力を相賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、15番・柳瀬美樹君、16番・西口秀光君、18番・若浜記久男君、以上、3名の方を指名いたします。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月27日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの22日間と決定いたします。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第3「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」より日程第10「平成3年度和泉市病院事業会計予算」までの8議案につきましては、いずれも平成3年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみを朗読させ、各議案の内容の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第8号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「16万2千円」を「19万8千円」に、「20万4千円」を「24万5千円」に改め、同項第2号中「10万円」を「11万5千円」に、「16万2千円」を「19万8千円」に、「20万4千円」を「24万5千円」に改める。

第23条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(管理の委託)

第23条 市長は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務のうち、市営住宅及び共同施設の利用及び維持保全に関する事務を公共団体又は公共的団体に委託することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の和泉市営住宅条例第11条第2項の規定は、平成3年4月分として徴収する割増賃料から適用し、平成3年3月分以前の割増賃料については、なお従前の例による。

理 由

公営住宅法施行令の収入基準等の改正(平成3年1月公布)に伴い和泉市営住宅条例の一部を改正するとともに、市営住宅の住民の便益性の増進及び効率的な維持管理並びに住民の居住意識の啓発等を行うため公共団体又は公共的団体に住宅等の管理を委託できるよう改正を行うものである。

これがこの条例案を提出する理由である。

議案第1号

平成3年度和泉市一般会計予算

平成3年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,050,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳		入		(単位:千円)		
款	項	金	額			
1. 市	税		15,891,197			
	1. 市	民	税	8,521,298		
	2. 固	定	資	産	税	5,244,538
	3. 軽	自	動	車	税	118,325
	4. 市	た	ば	こ	税	628,000

	5. 特別土地保有税	99,000
	6. 都市計画税	1,280,036
2. 地方譲与税		660,000
	1. 消費譲与税	449,000
	2. 自動車重量譲与税	130,000
	3. 地方道路譲与税	81,000
3. 利子割交付金		749,600
	1. 利子割交付金	749,600
4. 自動車取得税交付金		390,000
	1. 自動車取得税交付金	390,000
5. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		261,634
	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	261,634
6. 地方交付税		4,636,000
	1. 地方交付税	4,636,000
7. 交通安全対策特別交付金		26,000
	1. 交通安全対策特別交付金	26,000
8. 分担金及び負担金		921,119
	1. 分担金	16,215
	2. 負担金	904,904
9. 使用料及び手数料		385,220
	1. 使用料	334,139
	2. 手数料	51,081
10. 国庫支出金		4,617,261
	1. 国庫負担金	2,625,672
	2. 国庫補助金	1,932,157
	3. 国庫委託金	59,432
11. 府支出金		2,540,196
	1. 府負担金	320,586
	2. 府補助金	1,951,900
	3. 府委託金	251,591

	4. 府 交 付 金	16,119
12. 財 産 収 入		426,212
	1. 財 産 運 用 収 入	291,732
	2. 財 産 売 払 収 入	134,480
13. 寄 附 金		237,000
	1. 寄 附 金	237,000
14. 繰 入 金		530,100
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	79,100
	2. 基 金 繰 入 金	451,000
15. 諸 収 入		3,145,122
	1. 延 滞 金 及 び 加 算 金	20,000
	2. 市 預 金 利 子	29,659
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,027,920
	4. 受 託 事 業 収 入	13,643
	5. 雑 収 入	2,053,900
16. 市 債		1,633,339
	1. 市 債	1,633,339
歳 入 合 計		37,050,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		330,520
	1. 議 会 費	330,520
2. 総 務 費		3,954,486
	1. 総 務 管 理 費	2,537,741
	2. 徴 税 費	572,544
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	290,853
	4. 選 挙 費	95,566
	5. 統 計 調 査 費	34,076

	6. 監 查 委 員 費	28,714
	7. 同 和 对 策 費	394,992
3. 民 生 費		10,416,231
	1. 社 会 福 祉 費	3,991,663
	2. 児 童 福 祉 費	3,885,920
	3. 生 活 保 護 費	2,532,043
	4. 災 害 救 助 費	6,605
4. 衛 生 費		4,117,602
	1. 予 防 衛 生 費	2,141,564
	2. 環 境 衛 生 費	1,890,090
	3. 墓 地 管 理 費	74,818
	4. 上 水 道 費	11,130
5. 農 林 水 産 業 費		321,619
	1. 農 業 費	311,472
	2. 林 業 費	10,147
6. 商 工 費		240,350
	1. 商 工 費	240,350
7. 土 木 費		7,218,985
	1. 土 木 管 理 費	305,003
	2. 道 路 橋 梁 費	1,628,317
	3. 河 川 水 路 費	239,405
	4. 都 市 計 画 費	2,946,115
	5. 住 宅 費	2,100,145
8. 消 防 費		1,022,206
	1. 消 防 費	1,022,206
9. 教 育 費		4,253,744
	1. 教 育 総 務 費	454,996
	2. 小 学 校 費	1,829,441
	3. 中 学 校 費	655,010
	4. 幼 稚 園 費	416,579

	5. 社 会 教 育 費	732,744
	6. 保 健 体 育 費	164,974
10. 公 債 費		4,888,257
	1. 公 債 費	4,888,257
11. 諸 支 出 金		206,000
	1. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	5,000
	2. 基 金 費	201,000
12. 予 備 費		80,000
	1. 予 備 費	80,000
歳 出 合 計		37,050,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)和泉台第一中学校建設事業	平成3年度 平成33年度	701,404
都市計画事業等用地取得事業	平成3年度 平成10年度	1,873,500
環境改善整備事業用地取得事業	平成3年度 平成4年度	888,776
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記 用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成3年度 平成10年度	元金 2,762,276 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の 元金及びその利子(債務保証)	平成3年度 平成4年度	元金 300,000 及びその利子
計		3,763,680

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全 施設整備事業	5,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	25年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
国民年金 保険事業	889	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
災害援護資金 貸付事業	5,000	同上	同上	政府 銀行 その他	20年以内(内据置3年以内) 同上
道路橋梁 整備事業	184,550	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内) 同上
環境改善 道路整備事業	95,400	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	214,400	同上	同上	同上	同上
公営住宅 整備事業	521,800	同上	同上	同上	同上
消防施設 整備事業	15,400	同上	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業	548,200	同上	同上	同上	同上
借換債	42,600	同上	同上	同上	同上
計	1,633,339				

議案第2号

平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

平成3年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,519,316千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,000,000円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険料		2,878,760
	1. 国民健康保険料	2,878,760
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		750
	1. 手数料	750
4. 国庫支出金		2,447,978
	1. 国庫負担金	2,082,108
	2. 国庫補助金	365,870
5. 療養給付費交付金		646,502
	1. 療養給付費交付金	646,502

6. 府 支 出 金		65,458
	1. 府 補 助 金	65,458
7. 共 同 事 業 交 付 金		56,388
	1. 共 同 事 業 交 付 金	56,388
8. 繰 入 金		397,010
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	320,000
	2. 基 金 繰 入 金	77,010
9. 諸 収 入		26,450
	1. 延 滞 金 及 び 過 料	400
	2. 預 金 利 子	2,000
	3. 雑 入	24,050
歳 入 合 計		6,519,316

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		184,153
	1. 総 務 管 理 費	60,197
	2. 徴 収 費	122,423
	3. 運 営 協 議 会 費	1,433
	4. 趣 旨 普 及 費	100
2. 保 険 給 付 費		4,661,613
	1. 療 養 諸 費	4,200,297
	2. 高 額 療 養 費	411,756
	3. 助 産 費	38,610
	4. 葬 祭 費	10,950
3. 老 人 保 健 拠 出 金		1,571,542
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	1,571,542
4. 共 同 事 業 拠 出 金		46,829
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	46,829
5. 保 健 施 設 費		6,579

	1. 保 健 施 設 費	6,579
6. 公 債 費		16,000
	1. 一 般 公 債 費	16,000
7. 諸 支 出 金		2,600
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,600
8. 予 備 費		30,000
	1. 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		6,519,316

議案第3号

平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算

平成3年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,135,246千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 支 払 基 金 交 付 金		4,291,575
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,291,575
2. 国 庫 支 出 金		1,222,761
	1. 国 庫 負 担 金	1,222,761
3. 府 支 出 金		306,917
	1. 府 負 担 金	305,589
	2. 府 補 助 金	1,328
4. 繰 入 金		310,993
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	310,993

5. 諸 収 入		3,000
	1. 雑 入	3,000
歳 入 合 計		6,135,246

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		7,132
	1. 総 務 管 理 費	7,132
2. 医 療 諸 費		6,128,114
	1. 医 療 諸 費	6,128,114
歳 出 合 計		6,135,246

議案第4号

平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成3年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ321,878千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		79,100
	1. 財 産 売 払 収 入	79,100
2. 繰 入 金		159,778

	1. 一般会計繰入金	159,778
3. 市債		83,000
	1. 市債	83,000
歳入合計		321,878

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1. 公共用地先行取得事業費		83,300
	1. 公共用地先行取得事業費	83,300
2. 公債費		159,478
	1. 公債費	159,478
3. 諸支出金		79,100
	1. 一般会計繰出金	79,100
歳出合計		321,878

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共用地 先行取得事業	83,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	10年以内(内据置4年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第5号

平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算

平成3年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,444,237千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳

入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		28,716
	1. 負担金	28,716
2. 使用料及び手数料		178,059
	1. 使用料	177,935
	2. 手数料	124
3. 国庫支出金		159,322
	1. 国庫補助金	159,322
4. 府支出金		36,200
	1. 府補助金	36,200
5. 繰入金		877,230
	1. 一般会計繰入金	877,230
6. 諸収入		10
	1. 雑収入	10
7. 市債		1,164,700
	1. 市債	1,164,700
歳入合計		2,444,237

歳 出 (単位：千円)

款	項	金額
1. 下水道事業費		2,006,494
	1. 下水道総務費	521,942
	2. 下水道整備費	1,484,552
2. 公債費		437,243
	1. 公債費	437,243
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		2,444,237

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	平成3年度) 平成7年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償
公共下水道事業用地取得事業	平成3年度) 平成4年度	30,000
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	平成3年度) 平成4年度	元金 30,000 及びその利子

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	1,164,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

平成3年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成3年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	45,590戸	
(2) 年間総給水量	15,701,760m ³	
(3) 一日平均給水量	43,019m ³	
(4) 主要な建設改良事業		
	(イ) 配水管更生事業	37,200千円
	(ロ) 配水管整備事業	43,500千円
	(ハ) 水道施設等整備事業	151,200千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,252,703千円
第1項	営業収益	2,042,894千円
第2項	営業外収益	209,799千円
第3項	特別利益	10千円
支 出		
第1款	水道事業費用	2,304,970千円
第1項	営業費用	1,986,580千円
第2項	営業外費用	316,590千円
第3項	特別損失	800千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額213,851千円は、過年度分損益勘定留保資金212,138千円と当年度消費税資本的収支調整額1,713千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	4 67, 2 1 0千円
第1項	企業債	2 04, 0 0 0千円
第2項	工事負担金	2 23, 0 0 0千円
第3項	負担金	40, 2 0 0千円
第4項	固定資産売却代金	1 0千円

支 出		
第1款	資本的支出	6 81, 0 6 1千円
第1項	建設改良費	5 20, 6 7 7千円
第2項	企業債償還金	1 60, 3 8 4千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	資金区分	償還の方法
配水管更生事業	35,000	証書借入	8.0%以内	政 府 公 庫	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	40,000				
水道施設等整備事業	129,000				

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金額
1. 営業費用	原水及び浄水費	8 92, 1 0 6千円
2. 営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	2 90, 0 4 0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	7 19, 6 6 3千円
2. 交際費	8 0 0千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、180,808千円と定める。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

議案第7号

平成3年度和泉市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成3年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------------|----------|-----|----------|
| (1) 病 床 数 | 327床 | | |
| (2) 年間患者数 入院 | 104,676人 | 外 来 | 233,050人 |
| (3) 一日平均患者数 入院 | 286人 | 外 来 | 790人 |
| (4) 主要な建設改良事業 器械備品購入費 | 65,000千円 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

【 収 入 】

第1款 病院事業収益	4,928,642千円
第1項 医業収益	4,414,008千円
第2項 医業外収益	406,634千円
第3項 特別収益	108,000千円

【 支 出 】

第1款 病院事業費用	4,878,672千円
第1項 医業費用	4,679,721千円
第2項 医業外費用	196,951千円
第3項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に

対し不足する額49,970千円は、当年度分損益勘定留保資金49,872千円、当年度分消費税資本的収支調整額98千円で補てんするものとする。)

【 収 入 】

第1款 資本的収入	1,176,644千円
第1項 企業債	60,000千円
第2項 出資金	116,644千円
第3項 他会計長期借入金	1,000,000千円

【 支 出 】

第1款 資本的支出	1,226,614千円
第1項 建設改良費	84,207千円
第2項 企業債償還金	142,407千円
第3項 他会計長期借入金返還金	1,000,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	5年以内(内据置1年以内)ただし、 財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、もしくは繰上償還又 は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 2,652,793千円 |
| (2) 交際費 | 1,000千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,042,200千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,391,906千円と定める。

平成3年3月6日 提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長(穴瀬克己君) それでは、ここで市長より平成3年度市政運営方針についての披瀝をお願いいたします。

(市長登壇、市政運営方針)

○ 市長(池田忠雄君) 本日、ここに平成3年第1回和泉市定例市議会の開会に当たりまして、平成3年度の各会計予算(案)を初め関連する諸議案のご審議をお願いするに際しまして、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について私の所信の一端を申し述べ、議員各位の御協賛と市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

私が昭和50年11月、本市市政の重責を担って以来本年で15年余りが経過し、第4期目の任期も余すところ10カ月足らずと相なりました。

顧みますとこの間、わが国内外の諸情勢は目まぐるしく変転し、再度にわたる石油ショックに起因する低成長期を経験するとともに、その後安定成長期を迎え、最近では、円高・円安・低金利から高金利、さらに金余り現象から生じた地価高騰など、わが国経済は、まことに波乱と激動に満ちた時代でありました。

とりわけ国外では、東欧諸国における民主化、東西ドイツの統一など戦後の冷戦構造が大きく変化し、「対話と協調」の時代が到来しつつあるかと思えば、イラクのクウェート侵攻に端を発した中東湾岸戦争の勃発など、まさに予断を許さない情勢下にあります。

こうしたなかで、21世紀への橋渡しまであと10年、このわずかしかない今世紀において、今なにをなすべきか、私は、今一度謙虚に足元を見詰め直し、堅実な進路を切り拓いてまいらなければならないと固く決意をいたしております。

90年代のテーマは、「豊かさ」と言われ、特に経済の活力を豊かな市民生活の実現に向け、どう結び付けていくかが課題とされております。また、私たちは、「長寿」と言う人類の夢を手にいれ、21世紀初頭には超高齢化社会の時代が到来しようとしており、心の触れ合いのある、よりよい福祉社会を創っていくため、息の長い努力が求められております。一方、地方は

今、東京一極集中から脱して均衡ある国土づくりへ、そして21世紀の「都市の時代」に向かって、活力ある地域づくりが望まれております。これらの課題のいずれもが、明日に生きる私たちに課せられた使命であると存じます。

こうした中で市政を預かるものとして、私は、あくまでも誠実に信念をもって実行することを、市政運営の基本とし、「調和と活力のある人間都市・和泉」の町づくりを目指し、堅実な歩みを進めてまいり所存であります。議員各位も御承知のとおり、私は、今まで4つのプロジェクトを柱に掲げて邁進してまいりました。

初めに、本市の副都心づくりである「トリヴェール和泉」は、関係各位の御尽力により、おかげをもちまして順調に推移いたしております。泉北高速鉄道の延伸も認可がされ、「府立産業技術総合研究所」の誘致確定と相まって、目下、大学等高等教育機関の誘致交渉を推し進めてまいるところであります。

また、関西国際空港のインパクトを活用し、明日の先端技術産業団地づくり、“コスモポリス事業”は、一昨年来の地価高騰の影響をもろに受け、その歩みは緩やかになっているものの、私の残された任期の間になんとか確実な目途を立てたいものと、総力をあげて取り組んでまいりたいと存じております。

さらに、本市の表玄関口であります和泉府中駅前再開発事業は、地元の方々と真摯な話し合いを重ね、再開発準備組合設立に向け一歩あゆみを進めてまいりたいと存じます。

同時にラーバン・ライフ・リゾート構想は、他の事業に比しテンポは緩やかではありますが、なお掘り下げた検討を進めたいと存じております。

いずれにいたしましても、1つの大きな事業に立ち向かおうとする時、進むべき道の険しさを思い、自らの責任の重さを痛切に感ずるとともに、市民の協調と連帯の心は、いかなる困難をも克服できるものと確信し、ひたすら、こよなく愛する和泉市のために、力の限りを尽くしてまいり所存でございます。何とぞ、議員各位、並びに市民の皆様方の一層の御支援と御協力を賜りたく、心からお願いを申し上げます。

次に、市民福祉の面ではありますが、高齢化社会を間近に控え、健やかで幸せな福祉社会を創っていくため、息の長い努力を積み重ねてまいりたいと存じております。とりわけ本年は、在宅福祉の拡充ときめ細かな福祉の推進を行うべく配意をしたところであります。

また、教育面では、和泉台第一小学校（仮称）及び和泉台第一中学校（仮称）の新設事業を初め、文化の向上、スポーツの振興など各般の施策を通じ、21世紀をたくましく生きる「心豊かな人間」の育成に資するべく、関係機関と協議し、今次予算（案）を編成いたしました次第であります。

さて、平成3年度の経済見通しでございますが、政府発表によりますと、西欧諸国では、総じて好調な景気の拡大が期待される一方、米国経済は失業率の高まりとともに景気の鈍化が予想され、発展途上国においては景気の穏やかな拡大が期待されております。しかしながら、湾岸情勢の今後の推移いかんによっては、世界各国の物価上昇や景気鈍化への圧力が加わることが懸念されております。

国内的には、物価の安定を基礎とし、内需を中心として景気の持続的な拡大を図り、地域経済の活性化を通じ、豊かさを実感できる国民生活の実現を目指しております。しかしながら、1986年12月以来上昇を続けてきたわが国経済も、中東湾岸戦争の勃発などにより先行き不透明感が増してきたのは、疑いのない事実であります。

こうした中で平成3年度の政府予算(案)は、国際社会におけるわが国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に弾力的に対応し、再び特例公債を発行しないことを基本認識とし、経常経費は厳しく抑制しながらNTT株売却収入の活用による社会資本の整備を行い、もって地域経済の活性化を図ることとしております。その結果、平成3年度の国家予算(案)の規模は、70兆3,474億円、伸率6.2%という「景気中立型予算」を編成いたしております。

さて、本市の財政環境であります。財政の実質収支は、ここ数年堅調な黒字基調を維持しておりますが、財政の弾力性を示す経常収支比率は、若干の改善の跡が見られますものの、依然として大阪府下で高い位置を占めております。

また、本市の税構造においても、法人税の占める割合が極めて小さく、いわゆる好景気を直ちに反映しがたい構造になっております。加えて市民税、固定資産税においてもその租税負担額は、府下でもほぼ最下位に近いところに位置しております。さらに、本年は減税先行型の国の税制改正により地方住民税の減税が予定され、本市への影響額は市民税全体で約6億5千万円に達する見込みであります。一方、固定資産税では、評価替えの初年度であります。負担調整措置により、増収額は、2億円程度であります。

一方、歳出面では人件費、公債費等の増大、他会計に対する繰出金の増大など、いわゆる義務的経費が増大する傾向にあります。

こうした状況のもと、私は手綱を緩めることなく不断の財政健全化努力は申すまでもなく、行財政改革の理念に沿い、行政の効率的運営と限られた財源の重点的配分に努め、市民の方々に対する御要望にでき得る限りおこたえすべく、最大限の努力を傾注いたしました。

なお、使用料などにつきましては、今般、長らく据え置いてまいりました住宅使用料並びに保育使用料に限り、所管の審議会で御審議をいただき、その答申の考え方に沿い、改定をさせていただきますたく存じております。

このほか国に対しては、特別交付税の増額、同和対策経費の特別な助成措置、国庫補助率の復元措置など積極的に要望し、極力歳入の確保に努めるとともに、増大する行財政需要に対応する都市財源の拡充につき、本市の実態を強く訴えてまいりたいと存じます。

以上の諸点に立ち、平成3年度予算を編成いたしました次第であります。

それでは、平成3年度の市政の基本指標とその内容を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし、編成いたしました平成3年度予算(案)は、

一般会計	37,050,000千円
特別会計(4会計)	15,420,677千円
企業会計(2会計)	9,091,317千円
計	61,561,994千円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと、

一般会計	3,268,000千円(9.7%)
特別会計(4会計)	669,980千円(4.5%)
企業会計(2会計)	140,107千円(1.6%)
計	4,078,087千円(7.1%)

の増額となるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

〈公園・緑地の整備〉

都市における緑と空間は、人々の心に「潤い」と「安らぎ」をもたらす、「花や木」は日常生活に彩りや心を和ませてくれるものであり、その都市の魅力と活力を生み出す上で欠くこと

のできない役割があります。

本市は、古くから豊かな緑に恵まれて発展してまいりました。しかし近年、都市化の進展とともにこれらの一部が失われつつありますが、でき得る限り保存に努め、また、新たな再生にも努めているところであります。

市民に「緑を大切に守り育ててゆく」ことの協力と機運の醸成を図るため、昭和60年第1回植樹祭の開催をいたしてから今日まで定着してまいりましたが、本年からは、都市の緑化を主眼として「都市緑化フェア」と改名し、なお一層創意を生かし、都市緑化月間の10月に市内適所で行ってまいりますとともに、「みどりの日」には、花と緑の啓発事業を実施してまいる所存であります。

また、市民の潤いと安らぎの場である公園の整備事業は、トリヴェール和泉と旧市街地との一体活用と交流が図れる施設として、平成4年春、一部「まちびらき」に合わせた「いしたちはら公園」のほか、3公園の整備を進めてまいります。さらに、関西国際空港の関連地域整備大綱に係る松尾寺公園を初め、黒鳥山公園の用地確保など所要の措置をいたしました。また、市内数多くの公園の安全で良好な管理に当たり、市民の御協力もいただきながら、効率的・効果的に行うべく取り組みを強め、市民の憩いの場として活用いただけるよう努めてまいります。

〈和泉中央丘陵整備事業〉

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業「トリヴェール和泉」は、住宅・都市整備公団の事業主体により、平成4年春の「まちびらき」に向けて、鋭意事業の促進に取り組まれているところであります。

昨年は、北部地区を中心に街区整備工事を初め、関連公共事業であります幹線道路並びに流域下水道整備事業、松尾川改修事業など、一連の工事が進められてまいりました。本年は、北部地区の一部まちびらきに伴います賃貸住宅・一戸建住宅など計画住宅の建設と、宅地分譲宅地の整備が予定されているほか、小・中学校、保育園の建設に着手いたす所存であります。

また、西部地区につきましては、「府立産業技術総合研究所」建設予定用地の造成工事に着手する運びとなっております。

泉北高速鉄道の延伸計画は、大阪府都市開発株式会社（OTK）が、鉄道事業免許を受け、本年7月大阪府都市計画地方審議会の答申と合わせ、工事施行認可など法手続きの上、平成7年春の開業を目指し工事に着手する予定であります。

また、鉄道の延伸に関連いたします駅前交通広場につきましても、同時に都市計画決定の上、本年度より着手してまいります。

トリヴェール和泉は、まちびらきとともに年次的に新しい街並みが形成され、国際社会に対応する南大阪の核として、時代が要請する「産・学・住」を兼ね備えた複合的多機能都市として、次代に誇りうる街づくりを目指し、良好な環境の形成を誘導してまいります。

合わせて完了後の事業効果を維持しさらに増進させるため、本市では、初めての地区計画制度の導入を図るべく条例の制定をお願いし、良好な住環境等の保全に努めてまいります。

なお、引き続き今後の事業進展に伴います地元関係者との協議・調整につきましては精力的に行い、早期完成に向け全力を傾注いたしてまいります。

〈道路網の整備〉

関西国際空港の関連交通アクセス並びに「トリヴェール和泉」の開発が進展する中で、都市基盤の整備…道路網の整備が急がれるところであります。

本年は、和泉中央線の「観音寺町から弥生町」区間の用地先行取得並びに光明池春木唐国線の事業化への地元説明に着手し、幹線道路整備の促進に取り組んでまいります。また、本市の表玄関口、和泉府中駅前広場の整備を図るほか、黒鳥観音寺線の橋梁工事、阪和東側2号線、伯太桑原線など引き続き整備を進めてまいります。合わせて「トリヴェール和泉」の一部まちびらきに向け、北部地区内の和泉中央線・伏屋唐国線の完成と合わせて、新・旧市街地を結ぶ池田下万町線、伏屋唐国線の拡幅等一体的道路の整備に努めてまいります。

一方、環境改善整備事業では、地区内4号線を初め細街路の整備を図るほか、市内一円の市道の維持補修、生活道路整備等、生活環境の向上に努めるべく所要の措置をいたしました。

なお、本市を中心とする広域幹線道路につきましては、泉大津粉河線の国道26号からの拡幅事業に着手のほか、大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道松原・海南線等の事業につきましては、関係機関に促進方を要請してまいります。

〈市街地の整備等〉

良好な市街地の整備は、市民生活を営むための基礎条件であります。

和泉府中駅前地区は本市の表玄関であり、都心商業業務エリアとして、来たるべき新たな時代…21世紀にふさわしい魅力ある都市基盤や、都市機能を持った活力ある町として再生していく必要があります。このため、昨年7月、地元の方々の街づくりの活動拠点となるべく現地事務所の開設を行いました。また、引き続き「和泉府中駅前街づくり世話人会」を通じ、再開発に関する講演会や、先進都市への見学、地元権利者に対する「意向調査」を実施してまいり

ました。このように再開発事業に対する理解を深めるための活動を通じ、一定の御理解をいただけてきたものと考えております。

かような状況を受け本年は、さらに、地元関係者に一層の御理解をいただくべく活動を続けるとともに、再開発の推進への合意を得て、再開発事業の具体化への第一歩であります準備組合の設立に向けて、地元関係者と市が一体となって、積極的に取り組んでまいり所存であります。

一方、トリヴェール和泉は、本市の副都心として大きなインパクトの誘発があり、今後、その周辺の土地利用が急速に変化する可能性があります。したがって、本年度においてこの土地利用の変化を総合的に検討しつつ、丘陵部周辺の整備方向のあり方について調査してまいります。

また、本市の市街化区域、市街化調整区域の区分は、昭和45年に決定して以降2回にわたり一斉見直しを行い、現在に至っておりますが、このたび、府下一斉見直しに当たり近年の都市化の進展に伴い市民の居住環境への関心の高まりや、大規模開発等、社会経済情勢の変化に対応するため、本年は、基礎調査並びに原案づくりに取り組んでまいり所存であります。

次に、本市の市営住宅につきましては、住環境の整備と住居水準の向上を図るため、建て替え基本計画に基づき対象居住者に啓発等、準備を進めるとともに住宅の保全に努めます。また、入居者の利便性の増進と効率的な維持管理を図るため、「財団法人和泉市住宅センター」を設立してまいりたく存じます。

一方、丸笠団地の住戸改善事業は、本年をもって全戸132戸完成すべく所要の措置をいたしました。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

〈上水道の充実〉

上水道事業の使命は、市民生活や都市経済活動の基盤施設として生命線の役割を果たすとともに、住民の多様なニーズにこたえることにあります。このため21世紀を展望したゆとりある水道施設の構築に向け、給水サービスの量及び質の両面にわたって不断の整備計画を推進していかなければなりません。

本年は、平成4年春の「トリヴェール和泉」のまちびらきに備え関連工事に鋭意取り組むとともに、安定性と信頼度の高い水道を目指して「第4次拡張事業計画」の認可申請を行い、将来の水需要増加に万全を期してまいり所存であります。

また、水道事業経営は独立採算性のもと、極めて厳しい経営状況下にあります。積極的に

OA化を初め企業意識の高揚を図りつつ効率経営に徹し、引き続き本年度も現行料金を据え置いてまいりの方針であります。

〈交通安全の確保と環境保全〉

交通安全の対策といたしましては、地元の御協力を得ながら青葉台、緑ヶ丘の歩道整備や交通安全施設整備として水銀灯、道路反射鏡など設置するほか、JR3駅前の放置自転車対策として、指導員の配置を充実し自転車の放置防止に努め、事故の未然防止と歩行者の安全を確保してまいります。

さらに、交通安全教育として、事故発生率の高い老人・子供に対し、交通安全思想の啓発を推進するとともに、特に交通弱者である高齢者に対し「高齢者交通安全リーダー」を中心とした研修、啓発活動を推進し、交通事故防止を図ってまいりたく存じます。

環境保全につきましては、工場・事業所に対する立ち入り調査や新設時の事前協議により、施設の改善、公害防止施設の設置等の指導を行うほか、下水道計画処理区域外の生活雑排水対策として、合併処理浄化槽の活用を図るため説明会や住民意向調査等を行い、合わせて「設置に対する助成制度」について検討してまいります。加えて大気汚染測定、河川水質調査、環境騒音測定等を強化し、健康で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

また、市民の皆様にも参加をお願いし、身近な問題を通じて大気汚染や水質汚濁に関する環境保全の大切さを理解していただくため、「星空観察」や「河川環境モニタリング」を実施するなど、環境教育や啓発活動に力を注いでまいり所存であります。

さらに、本年より新たに町会・自治会等が地域の防犯対策のため設置した防犯灯の電気料金を助成し、歩行者の安全と暮らしよいまちづくりに寄与いたしたく存じます。

〈下水道・河川・水道の整備〉

公共下水道整備につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道和泉・忠岡幹線に引き続き、和泉・泉大津幹線（Ⅰ）が昨年10月に供用開始され、これを契機として本市の中心市街地であります府中及び肥子地区の一層の面整備を順次図ってまいり所存であり、和泉・泉大津幹線（Ⅱ）の区域についても、引き続き面整備を進めてまいります。

また、公共下水道雨水幹線につきましても、芦部幹線・室堂幹線の事業を推進してまいり、公共下水道事業の進捗を一段と強め、快適な住環境づくりに邁進いたします。

一方、排水路整備並びに浸水対策事業につきましては、地域の浸水解消と改善に努めるほか、長谷川河川改修事業を引き続き実施してまいります。

さらに、市民の協力による「河川を美しくする会」の自主的な清掃活動も本年度で第10回目を迎え定着してまいりました。こうした中で大阪府では、槇尾川の環境整備事業と合わせて松尾川の中流域で、建設省から「ふるりの川モデル事業」の指定を受け、整備計画の策定中であり、本市といたしましては、府・市の協調と市民が一体となって「美しいふるりの河川」を生み出すよう、積極的に推進してまいり所存であります。

〈環境衛生の向上〉

近年、ごみの著しい増加が社会問題の1つとしてクローズアップされ、各地でさまざまなごみ対策が進められています。

本市におきましても、ごみ減量化の啓発に努めてきたところでありますが、本年は、新たに生ごみの堆肥化处理など、ゴミの減量化、資源化についての御提言をいただくための「市民モニター」の募集、「分別収集モデル地区」の設置などに取り組むとともに、散乱空カン・空ビンなどの回収事業を通じ、引き続きごみの減量化と再生利用の啓発を行い、環境美化に努めてまいり所存であります。

〈消防体制の充実〉

消防行政におきましては、複雑多岐化する各種災害に的確に対応し、市民生活の安全を確保するため、引き続き防火水槽・消火栓などの消防水利の増設、救急消防ポンプ自動車等の購入を行い、消防力の整備拡充を図ってまいり所存であります。

また、長年の懸案でありました、市南部地域における救急体制の充実につきましては、昨年4月から池田分署を強化拡充し、その業務は1日平均2件の割合で救急隊が出動し、地域住民から大きな期待と高い信頼を得るに至っております。

また、最近における交通事故の増加傾向、高齢化の進展、疾病構造の変化等により、救急現場及び搬送途上における傷病者に対する救命率の向上対策として、「救急隊員の行う応急処置の基準」が本年度中に大幅に見直されることにかんがみ、救急隊長教育を初めとする資格取得教育を行うほか、救急自動車に電話を設置し、市民の救急需要に的確に対応してまいり所存であります。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

教育行政の充実、市政運営の重要課題の1つであります。来るべき21世紀に向けて新し

い時代に対応する教育のあり方が、国を挙げての教育改革として進められております。

本市にあっても、豊かな人間性を育て、高い文化性を持った都市を目指して、「人づくり」や「まちづくり」に各種施策を推進してまいりました。引き続き、家庭教育・学校教育・社会教育の充実を、生涯学習体系の観点から総合的に整備し、充実させていく所存であります。

〈学校（園）教育の充実〉

これからの学校教育においては、生涯学習を培うという観点から、社会の変化に「自ら対応できる心豊かな人間」の育成を図ることが大切にされなければなりません。

そのため人間形成に重要な役割を果たす道徳教育・人権教育の推進と生徒指導の充実、教職員の資質向上と教育内容や指導技術の向上のための教員研修の充実を図ることが重要であります。本年も、このような視点を踏まえ、クラブ活動の助成、情報教育に関する研修等、教育各般を通じ、子どもたちの健全育成を目指してまいりたいと存じます。

〈学校教育環境の充実〉

学校教育に活力を与え、人間性豊かな児童・生徒の育成を期するためには、その施設の設備と改善を図ることが肝要であります。本年は、平成4年春、「トリベール和泉」のまちびらきに向けて、小学校1校、中学校1校の新設に着手をいたします。

また、既存の学校施設の質的整備として、大規模改善事業を「北池田小学校」・「北松尾小学校」・「黒鳥小学校」において行うとともに、児童・生徒の健康管理の面から、本年度から3カ年計画で小・中学校の保健室にクーラーを設置するなど、より充実した学校施設の整備を図るべく、所要の措置を講じた次第であります。

〈社会教育と生涯学習〉

近年、生活環境の変化や余暇時間の増大等に伴い、市民各層にわたって「学習・体育・スポーツ」を実践する人々が増加しており、社会教育の果たす役割は、従前にも増して大きな期待が寄せられております。この期待にこたえるべく、生涯学習を推進するため、芸術文化の振興、スポーツ、婦人対策、青少年対策、成人教育事業をより一層充実してまいります。

婦人対策として、市民の方々の「女性問題」の意識調査結果の「ダイジェスト版」を作成、啓発し、「女性フォーラム」や「女性問題講演会」等にも取り組んでまいります。

青少年教育では、こども会結成30周年に当たり、記念行事を通して地域に根ざした「こども会」の集団活動の醸成と青少年健全育成に努めてまいります。

また、本年度も友好都市かつらぎ町との“こども会交流会”を実施し、青少年健全育成に努め、さらに、青少年指導員や校区青少年問題協議会との連携のもと、地域ぐるみの環境浄化運動に努めてまいり所存であります。

一方、「市立青少年の家」を拠点とした野外活動施設として、「ふるさと創生事業」による周辺森林浴コース等の整備を図り、市民が自然に親しんで休養し、“健康づくりをしたい”という要望におこたえして所要の措置をいたしました。

また、図書館では「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところであり、市民の生涯学習に対する意欲が高まりつつある今こそ、一層豊かで多様な学習情報や資料が提供できるよう、その充実を図ってまいり所存であります。

美術館は、美術品を展示することにより、人々の美的感覚の醸成と歴史の知識を供与する教育の機関として大きな役割を担っておるところであります。本年は、中国古代の「金銅仏」の展示を特別展とし、また、藏品の中から5つのテーマによる常設展示を企画いたしております。

文化財保護につきましては、「府立弥生文化博物館」の開館とあわせて「大阪府・和泉市・泉大津市」の三者により池上・曽根遺跡整備計画の策定に着手いたしており、博物館と一体となった史跡公園の整備に努めてまいり所存であります。

また、体育、スポーツについては、市民体育館及びコミュニティ体育館等において各種スポーツ教室を開設するとともに、屋外スポーツ施設の整備・充実を図り、積極的なスポーツ活動を展開しているところあります。

以上、社会教育と生涯教育についての所信を述べてまいりましたが、産業構造の変化や高齢化の進行、国際化の進展等、大きな社会の変動に伴う市民のニーズにこたえるべく、学習の機会や場を豊富にすることに努めてまいります。

〈いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート構想〉

恵まれた自然の中で自由に遊び、快適で、ゆったりくつろぐことのできる大都市圏域型リゾートを、松尾寺公園を含む本市中央丘陵部において実現することを目的としてこの構想を策定いたしました。その実現の可能性について総合的な検討を行うため、「いずみ・ラーバン・ライフ・リゾート推進協議会」を設立し、各種の調査・研究を行いながら事業化の可能性を求めてまいりました。

本年は、これまでの調査事業の成果に基づき具体的な事業計画を取りまとめ、事業化へ向けより精査・検討を深めてまいりたいと存じます。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

〈農林業の振興〉

本市の農業は、大消費地に近く生鮮食料を安定的に供給しているほか、環境保全や緑地防災空間等としての機能も備え、その意義と役割は大きいものであります。しかし、近年の農業生産の動向は、米の生産調整を初め、本市特産の温州みかんにおいても需給均衡を図るため、転換などを促進してきたところであります。また、若年労働者の他産業への流出、経営規模の零細化・兼業化などとともに、農林業経営は、多くの課題に直面しております。

こうした中で、大都市近郊農業としての特性を生かしながら、農地の有効利用と農業関係団体の育成等地域農政推進事業を初め、農道、水路、溜池改修など農業基盤整備事業を実施するとともに、市単独土地改良事業のよりキメ細かな施策の充実を図るほか、近代化、共同化事業などを導入し、農業関係団体と連携を密にしながら、農業の活性化を図ってまいりたいと存じます。

さらに、森林整備につきましては、森林の健全な育成と高品質材の生産を目的とした森林整備促進事業（間伐、造林、枝打ち）と合わせ林道改良事業を推進し、林業振興に努めてまいり所存であります。

〈商工業の振興〉

本市の産業実態は、いずれも経営基盤の弱い小規模経営が大半を占めており、工業面ではアジア新興工業経済国群等の追い上げや、新年より勃発した中東湾岸戦争により石油関連物資の輸入減少の懸念や、一部製品の海外向け輸出の減少により在庫が増大しており、一方、全般的な景気好調の中で、中小企業への労働力不足等々憂慮すべき点が数多く山積みしております。

本市といたしましては、「商工まつり」を通じ地場産業の振興を図るほか、産地組合等と連携を取り、内需拡大や産業構造転換支援事業等の施策を積極的に取り組むべく、情報の提供・指導を行ってまいります。

また、商業面では、消費者ニーズの変化、大店法の規制緩和等の流通産業をめぐる構造変化に対し、市内商業者が積極的に地域住民の利便性の向上に寄与していくため、魅力ある商店街づくりの国・府施策の補完的役割を果たしていくとともに、「和泉市商業共同施設設置補助事業」のより一層の活用により、自らの商店街の活性化を図られることを大いに期待するもので、本市としても全面的な支援・協力を行ってまいり所存であります。

さらには、小規模事業者への融資斡旋を行うほか、経営を円滑にならしめるため、市商工会

とも相互緊密な協力のもとに、経営指導、経営相談、若手後継者育成等の推進を図ってまいりたく存じます。

〈いずみコスモポリス計画〉

先端技術産業、情報産業、研究機関等が集積する新産業団地づくりを目指す「いずみコスモポリス計画」は、地元町会、地権者の御理解と御協力を得ながら、一昨年8月から用地取得に取り組み、おかげをもちまして、おおむね4割強の土地集約を実現することができました。また、でき得る限り本年の秋口を目指し用地集約のメドをつけるべく、全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

合わせて平成4年中に予定しておりますコスモポリスの都市計画決定に向けて、計画案の策定、地元説明、都市計画審議会への諮問等、用地集約と連動して進めてまいりたいと存じます。今後とも、引き続き関係各位の深い御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

〈社会福祉の充実〉

来るべき21世紀を前にして、わが国の高齢化は急速なテンポで進行しております。国においては、「高齢者保険福祉推進10か年戦略」（ゴールドプラン）の策定や老人福祉法等の改正を行い、今後の高齢化社会に対する総合的な施策の推進を図ろうとしております。

本市におきましても、核家族化、出生率の低下等と相まって高齢者世帯が増加し、在宅福祉の需要が高まりつつあります。かような状況下におきまして、地域に密着した家庭奉仕員の育成と増員を図りつつ、登録制度を推進し、高齢化社会に対応する組織づくりを長期展望で構築してまいりたく存じます。

また、寝たきり老人入浴サービスについては実施回数の充実とともに、老人短期保護事業等に係る送迎用タクシーの助成制度を新たに実施してまいります。合わせて生きがい対策として、地域に定着してまいりましたシルバー人材センターを初め、老人クラブ、ゲートボール等の多面的な活動の育成を図ってまいりたく存じます。

次に、障害者福祉につきましては、簡易心身障害者授産事業の定員増を図る助成を行うとともに、新たに原爆被爆者の方々に給付金制度を創設いたしました。また、盲人ガイドヘルパー・手話通訳者の派遣、補装具及び日常生活用具の給付、福祉電話や聴力障害者用ファックスの貸与、「障害者の集い」の開催など、日常生活の援助、自立更生の促進、社会参加の拡大等、

引き続き多面的に取り組んでまいります。

一方、その活動拠点でもあります総合福祉会館においては、障害者に対する機能訓練や創作的活動等、在宅障害者デイ・サービス事業の実施を初め、老人大学、各種趣味教養講座の充実のほか、障害者や老人の自主的な活動の促進、ボランティア活動の育成等、福祉活動の拠点施設にふさわしい運営に努めてまいる所存であります。

次に、保育園の施設設備につきましては、総合園として「北松尾保育園」を移転新設するほか、「くすのき保育園」・「南松尾保育園」の大規模修繕を図るべく、所要の措置をいたしました。また、従来保護者負担でありました保育園児の牛乳代を無料化するほか、引き続き保育行政の充実を図ってまいる所存であります。

これらの、福祉施策の推進に当たっては、行政の努力もさることながら、民間諸団体の果たす役割も極めて重要であります。社会福祉協議会を初め各種福祉団体との連携を図り、地域福祉活動の充実を図ってまいります。

以上の施策を推進しつつ、高齢化社会への的確な対応と地域福祉の推進を目指し、長期的展望に立った総合的な福祉に関する計画の策定に取り組み、市民福祉の向上に邁進してまいります。

〈健康の保持・増進〉

長寿社会を迎えて、市民が健やかで明るい日常生活を営むためには、壮年期からの健康づくりが必要であります。最近、市民が、積極的な健康の保持・増進に取り組み、各種検診の受診者も年々増加し、自らの健康管理思想が高まりつつあります。

本年からは、これらの検診のデータ等の活用を図るべく、生活習慣改善事業を実施するとともに各種疾病に対する健康教育の充実を図り、疾病に対する早期発見、早期治療に努め、成人病予防の正しい知識の普及を図ってまいる所存であります。

さらに、母子保健事業について、乳幼児の予防接種、未受診者の救済機会の拡充や、1歳6カ月児健康診査後の事後指導として毎月幼児教室を開き、健全な幼児の育成を主眼として取り組むとともに、各般の施策の充実を通じて市民の健康増進に努めてまいります。

また、病院事業の運営につきましては、常に経営基盤の安定と医療サービスの向上に努めているところであり、医療環境はまことに厳しいものがありますが、効率的運営に徹してまいります。

本年は、「全自動錠剤分包機」、「薬袋プリントシステム」の導入を図り、医療サービスの効率化に努め、地域の中核病院として市民の健康保持に貢献してまいる所存であります。

〈国民健康保険事業〉

市民の生命と健康を守る上で重要な使命を果たしています国民健康保険事業は、高齢化社会の進展とともに国保財政の基盤が一層厳しい状況におかれています。国においても、保険基盤安定化対策の制度改正が毎年講じられておりますが、抜本的な改善には至っていないところであります。

このような状況下ではございますが、本年は保険料の改定を行うことなく国保事業の運営に努めてまいります。

なお、今後とも、国保財政の抜本的改正を国に要望しつつ、市民の生命と健康を守る使命を果たしてまいりたく存じます。

〈人権・同和対策の推進〉

同和対策に係る「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の最終年度を迎えるに当たり、ハード事業については法期限内にでき得る限り達成すべく、最大の努力をいたしてまいり所存であります。

合わせて同和対策特別措置法の施行以来今日まで、本市において実施してまいりました改良住宅の建設を初め環境改善整備事業の総点検を行い、これらの事業及び各種制度が最も効率的に反映でき得るよう図ってまいります。

人権につきましては、昨年4月に人権啓発室を設置し、部落差別を初めあらゆる差別の解消と、お互いのプライバシーや人権を尊重し合う、差別のない明るい豊かな社会の実現を目指し、啓発活動に取り組んでいるところであります。

本年の啓発事業として、人権啓発リーダー育成講座を開講し、地道な活動を展開してまいるとともに、市民の自発的な研修ができるよう、各町会並びに各学校園等に啓発ビデオを提供し、正しい人権意識の高揚と啓発活動に努めてまいり所存であります。

〈連帯と信頼のコミュニティづくり〉

心の触れ合う住みよいまちづくりを進め、豊かな地域社会をつくるイベントの開催や町会館等、市民相互の連帯と郷土愛を培うことを目的として、夏は“盆おどり”、秋は“峠を越えて走ろう”の二大イベントを実施してまいりたく存じます。

“市民まつり盆おどり大会”は、今や市民にとって欠くことのできない夏の“風物詩”に成長いたしました。これひとえに町会連合会を初め、関係団体の全面的なご協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

合わせて本年は、友好都市かつらぎ町との交流を深めつつ、両市・町の協調で近隣の市民、町村民も一同に参加の大阪と和歌山“峠を越えて走ろう”をテーマにスポーツの祭典を実施し、広域的な連帯と郷土愛を培ってまいりたく存じます。

また、地域におけるコミュニティ活動と市民の生涯学習の場となる町会館等の整備に対する助成も本年で4年目となります。これらの活動の高揚を図る観点から、所要の措置を講じました。

〔その他の施策〕

〈非核・平和〉

国際協調とともに日本の平和の尊厳を深めるときであります。本年より「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に沿い、例年8月に行っております「非核平和展」を充実させるため、消失しつつある貴重な平和資料などの収集や啓発に努めるとともに、本年より新たな試みとして、広島市へ市民を派遣し、平和の尊さや被爆体験を実感として受けとめていただく「平和バス事業」を実施してまいりたいと存じます。

〈国際交流〉

迫りくる国際化時代を間近に迎え、市民の国際交流に関する関心や機会が高まってまいりました。本市では、これら市民の御要望におこたえするため、昨年度は、市国際交流協会を中心に市商工会訪中団の派遣、南通市の来和泉、日中国際児童絵画書道展の開催あるいは外国人講師による英会話講座の開講など、多彩な取り組みを進めてまいりました。

本年度におきましては、海外先端技術産業都市の調査研究や中国南通市との相互訪問・教育文化交流事業の促進、市民の国際化に関する啓蒙啓発事業の展開など諸事業を進め、今後とも、国際親善と世界平和の達成に積極的な役割を果たしてまいり所存であります。

〈行政事務改善等〉

本市の行政事務の電算化につきましては導入後満6年を経過し、この間に蓄積されたソフトウェアのもとに安定した運用を図っております。

本年は、処理情報の安全管理を徹底させる面から、住民記録データのバックアップシステムを構築して、安定した市民窓口業務の運営を推進するとともに、一層の窓口事務のスピード化と行政事務の省力化、効率化を推進してまいります。

なお、個人情報の保護対策は、電算処理のみならず行政として慎重に対処すべきものであり

ます。かねてより研究を進めておりました条例の素案につきましては、早急に行政内部で最終調整を行い、近い時期に御審議をお願いいたす所存であります。

さらに、平成元年度から逐次設置してまいりました4カ所のサービスセンターは、市民の好評を得て利用度が高揚してまいりました。今後とも、市民に親しまれるセンターとして市民課の諸証明の即時交付を行い、住民の利便性を図り、市民サービスの向上に努めてまいりたく存じます。

職員については、不断の研修、研さんを通じ、社会の変化に対応する創造力と、直面する本市行財政の現状を的確に認識させ、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導監督を行ってまいりたく存じます。

以上が、今回、御提案申し上げました、平成3年度の予算(案)の概要と市政運営の基本方針であります。

地方行財政を取り巻く諸情勢は、ますます厳しい状況にありますが、本予算(案)は、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民福祉の向上を目指し最大の努力をいたしました。

21世紀を目前にして、時代の変遷と住民のニーズを的確にとらえ、自らの持つ地域的特性を生かし「調和と活力ある人間都市・和泉」を創造してまいりたく、私を初め職員一同、精魂を込めた努力を傾注してまいる決意であります。何とぞ私の意のあるところをおくみとりいただき、議員各位の格段の御理解を御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

御清聴、ありがとうございました。

○ 議長(穴瀬克己君) 平成3年度市政運営方針の要旨の説明が終わりました。

先ほど、一括上程をいたしました議案の説明を順次、お願いをいたします。

まず、関連議案の説明から願います。それでは、市営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を願います。

○ 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第8号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、その理由であります。今回、公営住宅法施行令第6条の2の収入基準の改正に伴い和泉市営住宅条例の一部改正を行うとともに、市営住宅の住民の便益性の増進及び効率的な維持保全並びに居住意識の啓発等を行うため、公共団体または公共的団体に住宅等の管理を委託できるように改正を行うものであります。

それでは、第11条より御説明を申し上げます。4ページの新旧対照表も合わせて御参照いただきたいと思います。

割増賃料に係る収入基準第1種市営住宅について、「16万2,000円を超え20万4,000円以下」とあるを「19万8,000円を超え24万5,000円以下」に、「20万4,000円を超えるとき」とあるを「24万5,000円を超えるとき」にそれぞれ改め、第2種市営住宅についても、「10万円を超え16万2,000円以下」とあるを「11万5,000円を超え19万8,000円以下」に、「16万2,000円を超え20万4,000円以下」とあるを「19万8,000円を超え24万5,000円以下」に、また、「20万4,000円を超えるとき」とあるを「24万5,000円を超えるとき」にそれぞれ改めるものであります。

次に、第23条につきましては、見出しとして（委任）を付し24条とし、22条の次に23条（管理の委託）を加えるもので、市長は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務のうち、市営住宅及び共同施設の利用及び維持保全に関する事務を公共団体または公共的団体に委託することができることとするものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、平成3年4月1日から施行し、改正後の条例第11条第2項の規定は、平成3年4月分として徴収する割増賃料から適用し、平成3年3月分以前の割増賃料については、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、委託団体といたしましては財団法人の設置を予定しており、大阪府関係課と協議を進めております。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容につきまして御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 引き続き、予算の説明に入ります。一般会計、特別会計の順に説明をお願いします。
- 総務部理事（大塚孝之君） 総務部大塚でございます。それでは、ただいま御上程をいただきました議案第1号「平成3年度和泉市一般会計予算」につきまして、その概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど、市長が表明をいたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会経済情勢を踏まえ、財源の効率的配分に意を用い、重要施策の推進と市民の福祉の向上に努めるべく編成をいたしたものでございます。

次に、平成3年度の一般会計予算は、総額370億5,000万円と相なるわけでございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと、32億6,800万円、9.7%の増額と相なります。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書1ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出の総額を370億5,000万円と定めるものでございまして、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担することのできる事項及び限度額等を定めるものでございまして、内容につきましては、(仮称)和泉台第一中学校建設事業を初め、都市計画事業等の用地取得事業など37億6,368万円の計上でございます。

なお、(仮称)和泉台第一中学校建設事業につきましては、平成2年度予算において公団建て替え施行を基本として債務負担行為を定めておりますが、この事業の契約は、平成2年度、3年度の2カ年にまたがるため、3年度分として債務負担行為を設定するものでございます。期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条の地方債でございますが、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、16億3,333万9,000円を計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、「第3表地方債」のとおりでございます。

第4条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55億円と定めたものでございます。

第5条につきましては、各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明申し上げます。37ページをお願いいたします。

まず、擬会費でございますが、議員各位並びに事務局職員の人件費を含め、議会運営費、議会事務局費など、3億3,052万円を計上いたしてございます。

次に、総務費(39ページ)でございますが、総額39億5,448万6,000円を計上いたしました。まず、総務管理費でございますが、特別職、一般職の給与費を初め、庁舎管理経費等おおむね経常的な経費でございます。主な内容といたしましては、本予算から人権啓発費の科目を設け、人権啓発関係の予算を一元化したのを初め、各自治会等で設置している防犯灯の電気料金の半額を補助する制度の新設に伴う補助金、市民まつり補助金、町会館等整備費助成金、いずみラーパライフリゾート推進協議会負担金、コスモポリス計画推進協議会負担金及び本市丘陵部周辺の町づくりのあり方等について調査をする委託料並びに非核・平和推進費な

どでございます。

事業といたしましては、交通安全対策費の緑ヶ丘11号線歩道改良工事費、青葉台1号線歩道改良工事費、府中阪本線歩道設置工事費及びガードレール設置等の交通安全整備工事費などでございます。

以上、総務管理費として25億3,774万1,000円を計上いたしました。

次に、徴税費5億7,254万4,000円、戸籍住民基本台帳費2億9,085万3,000円、統計調査費3,407万6,000円、監査委員費2,871万4,000円については、それぞれの運営経費を計上いたしましたものでございます。

選挙費9,556万6,000円につきましては、平成3年4月に実施される府議会議員及び知事選挙費並びに11月に実施される市長選挙費等でございます。

同和対策費につきましては、解放総合センター整備工事費を含め、隣保館等の運営経費など3億9,499万2,000円を計上いたしました。

次に、民生費(81ページ)でございますが、104億1,623万1,000円を計上いたしました。まず、社会福祉費につきましては、総合福祉会館の運営費を初め、在宅福祉対策の推進としての家事援助型ホームヘルパーの増員、地域密着型登録ヘルパーの育成、寝たきり老人入浴サービス事業の充実など、老人や心身障害者の方に対する新規、継続の各種施策を積極的に推進する経費及び医療費助成並びに国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計への繰出金等、39億9,166万3,000円を計上いたしてございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、幼児教室の措置費、保育所等の管理運営経費並びに北松尾保育園建設事業、南松尾保育園及びくすのき保育園の大規模修繕事業等の事業費を含め、38億8,592万円を計上いたしました。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助、医療扶助等の扶助費を初め、生活保護家庭への見舞金等25億3,204万3,000円計上いたしました。

災害救助費として660万5,000円を計上いたしてございます。

次に、衛生費でございますが、41億1,760万2,000円を計上いたしてございます。

110ページでございます。予防衛生費につきましては、保健センターの管理運営経費を初め、老人保健法に基づく各種健康診査を実施する保健事業費、麻疹等の各種予防接種費、和泉診療所や市立病院に対する補助金及び休日急病診療所の運営費等、21億4,156万4,000円を計上いたしましたものであります。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集経費並びに泉北環境整備施設組合に対する分担金等、18億9,009万円計上いたしました。

なお、本年は、特にごみの減量化対策として、分別収集の試行等の経費も計上いたしてご
います。

墓地管理費につきましては、7,481万8,000円の計上であり、市設墓苑の管理経費を初
め、市営葬儀の経費がその内容であります。

上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道事業団に対する補助金を含め、1,113
万円を計上いたしましたものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、3億2,161万9,000円を計上いたしました。125
ページでございます。農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興対策と
して水田農業確立対策事業、地域農政推進対策事業、都市農業振興事業としてのしいたけ菌発
生施設及び農業用水路、溜池、農道等の農業基盤整備に要する経費を計上いたしましたものであり
ます。

なお、市単独土地改良事業につきましては、本年から原材料についても支給をすべく措置を
いたしてございます。

林業費につきましては、間伐、造林、枝打ち事業のほか、林道整備事業費を含め、1,014
万7,000円を計上いたしました。

次に、商工費でございますが、2億4,035万円を計上いたしてございます。133ページ
でございます。中小企業に対する振興対策経費を初め、商工まつりに対する補助金、中高年労
働者福祉センター及び勤労青少年ホームの運営経費等でございます。

続きまして、土木費でございますが、72億1,898万5,000円を計上いたしました。
140ページでございます。まず、土木管理費につきましては、職員の給与費を初め、道路パ
トロールや道路台帳整備等市道の管理経費が主なものでございまして、3億500万3,000
円を計上いたしました。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路維持費を初め、黒鳥観音寺線、池田下万町線、
富秋幸線、光明池春木唐国線、伏屋唐国線、(仮称)黒鳥観音寺線支線、上代伏屋線、伯太桑
原線及び環境改善事業の整備事業費並びに唐国橋・樋之口橋橋梁架設事業費、市単独道路整備
事業費等を含め、16億2,831万7,000円を計上いたしましたものであります。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の維持工事費を初め、長谷川河川改修事業費並
びに市内一円の水路整備事業費2億3,940万5,000円を計上いたしました。

都市計画費につきましては、職員の給与費を初め、公共用地先行取得事業特別会計、公共下
水道事業特別会計への繰出金、JR和泉府中駅前再開発事業に要する事務経費及び公園費とし
て、黒鳥山公園、松尾寺公園、放光池1号公園、いしたちはら公園、(仮称)石尾公園、小田

公園などの整備事業費をそれぞれ計上いたしましたものであります。

なお、本年からは、従来の植樹祭を「都市緑化フェア」と改名し、都市の緑化に主眼を置いて取り組む所存であります。

街路整備事業費につきましては、阪和東側2号線、和泉中央線並びに和泉府中駅前整備事業として、駅前ロータリー等の整備に係る所要の措置をいたしてございます。

浸水対策費といたしましては、市街地排水路の整備事業費を計上いたしました。

以上、都市計画費では、29億4,611万5,000円の計上と相なります。

次に、住宅費でございますが、市営住宅の管理経費を初め、改良住宅整備事業費並びに既設公営住宅改善事業費を含め、21億14万5,000円を計上いたしました。

なお、本年から市営住宅の効率的な維持管理を図るため、「財団法人和泉市住宅センター」を設立すべく、出資金等所要の措置をいたしてございます。

消防費につきましては、10億2,220万6,000円を計上いたしました。167ページでございます。これは消防署及び消防団の経費でございまして、防火水槽、消火栓などの新設及び救急消防ポンプ自動車等の購入費でございます。

次に、教育費でございますが、42億5,374万4,000円を計上いたしてございます。173ページでございます。まず、教育総務費でございますが、教育委員会事務局の運営経費を初め、小学校、中学校、幼稚園の教育指導及び教職員の研修に要する経費等を含め、4億5,499万6,000円を計上いたしてございます。

次に、小学校費では、18億2,944万1,000円、中学校費6億5,501万円、幼稚園費は4億1,657万9,000円の計上でございまして、これらは国府小学校の用地購入費を初め、前年度に引き続き北松尾小学校、北池田小学校、黒鳥小学校の大規模改造整備事業費、小中学校の保健室冷房を本年から3カ年計画で設置する経費等を措置をいたしてございます。そのほか小中幼稚園の管理運営等に要する諸経費を計上いたしました。

なお、トリヴェール和泉内に新設をいたします（仮称）和泉台第一小学校及び（仮称）和泉台第一中学校につきましては、本年度末に完成する見込みでございます。

社会教育費につきましては、7億3,274万4,000円の計上であり、生涯学習、婦人対策、芸術文化等に要する経費及び青少年教育並びに槇尾山青少年の家、美術館、図書館等各公共施設の維持管理経費などでございます。

なお、ふるさと創生事業による槇尾山森林浴コース整備事業費も計上いたしました。これは平成3年、4年の2カ年で事業実施するものでございます。

次に、保健体育費でございますが、大阪府民と和歌山県民がスポーツを通じて交流を図る和

泉・かつらぎ「峠を越えて走ろう」事業に要する経費を含めコミュニティ体育館等の各運動施設の維持管理費など、1億6,497万4,000円を計上いたしてございます。

次に、公債費でございますが、216ページをお願いいたします。市債の元利償還金及び一時借入金の利子等、48億8,825万7,000円を計上いたしました。

諸支出金につきましては、2億600万円を計上いたしました。217ページでございます。その内容といたしましては、災害援護資金貸付金及び基金費として、公共施設整備基金、福祉基金への積立金を計上いたしましたものでございます。

最後に、緊急及び不測の経費に充当いたすべく、予備費として8,000万円を計上いたしました。

なお、金額につきましては、予算規模の増大に伴い増額するものでございます。

以上が歳出予算の事項でございます。歳出総額37.0億5,000万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これらの歳出予算に充当する歳入予算について御説明申し上げます。事項別明細書の3ページでございます。

まず、市税でございますが、158億9,119万7,000円を計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと9%の伸びでございます。

次に、地方譲与税6億6,000万円を計上いたしました。4ページでございます。内容につきましては、消費譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税でございます。消費譲与税につきましては、実績等を勘案し計上いたしてございます。

次に、利子割交付金7億4,960万円、自動車取得税交付金3億9,000万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億6,163万4,000円、地方交付税46億3,600万円、交通安全対策特別交付金2,600万円につきましては、それぞれ実績を勘案し計上いたしましたものでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、9億2,111万9,000円を計上いたしました。6ページでございます。分担金につきましては、農道、溜池等の事業分担金。負担金につきましては、精神薄弱者、身体障害者、老人、児童などの施設入所者負担金を初め、道路、河川、公園等の事業負担金などでございます。

なお、保育所保護者負担金、いわゆる保育料につきましては、一定の改定を見込み計上をさせていただきました。

次に、使用料及び手数料でございますが、3億8,522万円を計上いたしました。7ページでございます。使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので3億3,413万

9,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種手数料5,108万1,000円をそれぞれ計上いたしましたものであります。

次に、国庫支出金46億1,726万1,000円、府支出金25億4,019万6,000円を計上いたしてございますが、これらはいずれも歳出予算の経費に充当する特定財源でございます。

次に、財産収入でございますが、31ページをお願いいたします。各公共施設整備基金の運用収入を初め、財産区財産売払収入等、4億2,621万2,000円を計上いたしました。

寄附金につきましては、一般寄附金及び開発指導要綱に基づく寄附金並びに福祉基金積立指定寄附金など、2億3,700万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計並びにふるさと創生事業に充当すべく財政調整基金からの繰り入れ等、5億3,010万円を計上いたしました。

諸収入につきましては、31億4,512万2,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、市立病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌収入等でございます。

最後に、市債でございますが、16億3,333万9,000円を計上いたしております。これは歳出予算と関連するものでございまして、適債事業に対し充当率を勧告し、それぞれ計上いたしましたものであります。

以上が歳入予算でございまして、総額370億5,000万円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成3年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

続きまして、議案第2号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保財政の基盤が脆弱なことから、他の保険制度との財政調整を図るべく制度改正が行われてまいりました。平成3年度においては、国は賦課限度額を42万円から44万円に引き上げられる状況であります。本市では、基金より約7,700万円の繰り入れを行って収支の均衡を図り、事業運営を行ってまいりたいと考えておる次第であります。

以下、その内容について御説明を申し上げます。予算書の13ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を65億1,931万6,000円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与費及び保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたすものであります。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明をいたします。249ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費といたしまして、保険給付を行う上での職員給与費及び事務的経費でございまして6,019万7,000円。

徴収費につきましては、賦課徴収関係の職員給与費及び事務的経費といたしまして、1億2,242万3,000円を計上いたしましたものであります。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、143万3,000円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして、10万円計上いたしてございます。

次に、本会計の大宗をなす保険給付費でございますが、療養諸費といたしまして42億29万7,000円、高額療養費として4億1,175万6,000円、助産費として3,861万円、葬祭費として1,095万円をそれぞれ計上いたしましたものであります。

次に、老人拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象といたしたものでございまして、医療費拠出金並びに事務費拠出金といたしまして、15億7,154万2,000円と相なったものであります。

なお、前年度に比べ減額になってございますが、これは平成元年度拠出金の清算還付のためでございます。

次に、共同事業拠出金でございますが、これは高額な医療費が発生した場合、保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業拠出金並びにその他共同事業といたしまして、4,682万9,000円を計上いたしましたものであります。

次に、保健施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対する表彰と医療費通知に要する費用657万9,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一事借入金の利子でございまして、1,600万円計上いたしましたものであります。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、260万円計上いたしてございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしてございます。

以上、歳出総額65億1,931万6,000円と相なる次第であります。

次に、これらの歳出予算に充当すべき歳入予算について御説明申し上げます。予算書245ページをお願いいたします。

まず、国民健康保険料でございますが、28億7,876万円計上いたしております。

一部負担金につきましては2万円。

使用料及び手数料につきましては、75万円計上いたしましたものであります。

次に、国庫支出金でございますが、事務費負担金として8,000万円、療養給付費等負担金として20億210万8,000円、助産費補助金として1,287万円、財政調整交付金として3億5,300万円を国の動向並びに本市の実績等を勘案して計上いたしましたものであります。

次に、療養給付費交付金でございます。これは退職者医療制度に係る被保険者の医療費を対象として各被用者保険から拠出されるものでございまして、6億4,650万2,000円計上いたしました。

次に、府支出金でございます。国保事業に係る府の助成補助金として1,910万円、老人等医療費波及分補助金として3,223万円、単独事業国庫削減分補助金として1,412万8,000円をそれぞれ計上いたしましたものであります。

共同事業交付金でございますが、歳出で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございます。5,638万8,000円を計上いたしました。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰入金として2億1,000万円、保険基盤安定繰入金として1億1,000万円、基金繰入金として7,701万円それぞれ計上いたしました。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金、医療費延納金等といたしまして、2,645万円計上いたしました。

以上、歳入予算総額65億1,931万6,000円と相なるものでございます。

以上をもちまして、平成3年度国民健康保険事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号「平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算」について、その内容の御説明を申し上げます。

御承知のとおり、この制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象としたもので、健康の保持及び福祉の増進に資することを目的としたものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。予算書16ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億3,524万6,000円と定めるものでござ

います。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算から内容の御説明をいたします。269ページをお願いいたします。

まず、総務費でございますが、総務管理費の一般管理費といたしまして、713万2,000円を計上いたしてございます。

次に、医療諸費でございますが、これは平成3年度で見込まれる受給対象者8,484人に係る医療費といたしまして61億1,479万3,000円、医療費審査支払手数料といたしまして1,332万1,000円、合わせて61億2,811万4,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、ただいまの歳出予算に充当する歳入予算について御説明を申し上げます。267ページをお願いいたします。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%を医療費交付金として42億7,825万4,000円及び医療費の審査に係る手数料1,332万1,000円、合わせて42億9,157万5,000円を計上いたしましたものであります。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費適性化対策事業費負担金40万3,000円及び医療費の20%相当額を老人医療国庫負担金として12億2,235万8,000円、合わせて12億2,276万1,000円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%相当額3億558万9,000円及び受給者健康指導補助金といたしまして132万8,000円、合わせて全体で3億691万7,000円を計上いたしてございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせまして、3億1,099万3,000円を一般会計から繰り入れるべく措置いたしましたものであります。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為等による医療費償還額として、300万円を計上いたしましたものであります。

以上が歳入予算の内容でございます。

以上をもちまして、平成3年度老人保健事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第4号「平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明を申し上げます。

この会計は、公共用地の先行取得を図るためのものでございまして、主に黒鳥山公園の用地取得事業を行っております。

それでは、予算書に基づきまして御説明を申し上げます。予算書の18ページでございます。まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を3億2,187万8,000円と定めるものでございます。

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、地方債でございまして、地方債の目的、限度額等を定めるものでございます。内容につきましては、「第2表地方債」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明をいたします。274ページをお願いいたします。

公共用地先行取得事業費といたしまして、黒鳥山公園用地の取得費8,330万円並びに公債費といたしまして、市債の元利償還金等1億5,947万8,000円を計上いたしました。

次に、諸支出金でございますが、土地売払収入分を一般会計へ繰り出すべく、7,910万円を計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明をいたします。273ページでございます。

まず、財産収入といたしまして、一般会計への土地売払収入7,910万円並びに市債として8,300万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、1億5,977万8,000円を計上いたしました。これは歳入不足相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、市債でございますが、公共用地先行取得事業債として8,300万円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計予算の内容の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、議案第5号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明を申し上げます。

公共下水道の整備につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉津幹線の進捗に伴う和気、小田、寺門、府中地区での面整備、環境改善整備地区及びその周辺での面整備並びに近畿自動車道松原海南線、黒鳥観音寺線等幹線道路内の雨水管、汚水管の布設工事などがその主なものでございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。予算書の21ページをお願いをいたします。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を24億4,423万7,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条は、債務を負担する事項等を定めるものでございまして、水洗便所の改造資金の融資に対する金融機関に対する損失保証及び松尾川両岸に公共下水道管を布設する事業に伴う用地取得事業でございます。内容につきましては、「第2表債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、「第3表地方債」のとおりであります。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしましたものであります。

次に、事項別明細書により歳出予算から御説明をいたします。281ページをお願いをいたします。

まず、下水道事業費として20億649万4,000円を計上いたしました。その内容でございますが、職員の給与費を初め、下水処理経費、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金、泉北環境整備施設組合分担金など、下水道総務費として5億2,194万2,000円並びに公共下水道整備に伴う雨水管、汚水管の布設工事費等の下水道整備費として、14億8,455万2,000円計上いたしました。

次に、公債費でございますが、市債の元利償還等4億3,724万3,000円を計上いたしました。

最後に、予備費として50万円を計上いたしてございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明をいたします。279ページをお願いをいたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、2,871万6,000円を計上いたしてございます。内容といたしましては、受益者負担金及び道路公団等よりの下水道事業負担金でございます。

次に、使用料及び手数料といたしまして、下水道使用料等1億7,805万9,000円を計上いたしました。

次に、国庫支出金1億5,932万2,000円。府支出金3,620万円。市債11億6,470万円を計上いたしました。これらは歳出予算に相関連いたします特定財源でございます。

次に、繰入金でございますが、歳入不足相当額8億7,723万円を一般会計から繰り入れいたすべく措置をいたしてございます。

次に、諸収入として1万円を計上いたしました。

以上が歳入歳出予算の内容でございます。

以上をもちまして、平成3年度特別会計4会計の予算説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、水道事業会計の説明を願います。

○ 水道部長（岩井益一君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第6号「平成3年度和泉市水道事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

初めに、水道事業の経営につきましては、独立採算制度のもと、年々増加する諸コストなどで経営状況はまことに厳しいものがありますが、事務事業の積極的なOA化を初め企業意識の向上に努め、さらなる経営効率を図りつつ引き続き現行料金水準を維持し、需要家サービスに努めてまいる所存であります。

また、平成4年春に予定されているトリヴェール和泉の町開きに向けて関連事業等に鋭意取り組み、さらに、将来を展望した水需要に対処するため、第4次拡張事業計画の認可申請を行うほか、日常生活用水の供給にも万全を期してまいる所存でありますので、何とぞよろしく御理解の上、御支援のほどをお願い申し上げます。

それでは、その内容につきまして御説明を申し上げます。別紙予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務予定量を定めたものであります。給水戸数を4万5,590戸、年間総給水量1,570万1,760㎥、また、1日平均給水量を4万3,019㎥と定め、主な建設改良事業としては、配水管更生事業3,720万円、配水管整備事業4,350万円、水道施設等整備事業1億5,120万円をそれぞれ予定いたすものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出でございます。第1款水道事業収益は、22億5,270万3,000円を予定計上いたしました。

その主な内容であります。第1項は、給水収益等の営業収益に20億4,289万4,000円。第2項は、加入金等の営業外収益として、2億979万9,000円を予定しているものであります。

また、支出でございますが、第1款水道事業費用は、23億497万円であります。

主な内容といたしましては、第1項は、職員給与費のほか、受水費等の営業費用として19億9,658万円。第2項は、企業債借り入れに伴います支払利息等の営業外費用として、3億

1,659万円を予定いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、第1款資本的収入は、4億6,721万円を予定計上いたしました。

その主な内容につきましては、第1項企業債発行予定額として2億400万円。第2項は、宅地開発などによる配水管布設工事等の原因者負担金として2億2,300万円。第3項は、消火栓新設に伴う一般会計からの負担金及び水質検査機器購入負担金として、4,020万円を予定いたしております。

支出では、第1款の資本的支出額は、6億8,106万1,000円でございます。

その内訳といたしましては、第1項水道施設の拡充強化に伴います配水管布設工事等の建設改良費用として5億2,067万7,000。第2項は、企業債の償還元金として、1億6,038万4,000円を予定いたしておるものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対しまして2億1,385万1,000円不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金から2億1,213万8,000円と、当年度消費税資本的収支調整額171万3,000円で補填いたすものであります。

引き続き、第5条でございますが、本条は、起債の目的及び限度額等を定めるもので、本年度は、配水管更生事業に3,500万円、配水管整備事業に4,000万円、水道施設等整備事業に1億2,900万円をそれぞれ発行予定いたしておるものであります。

次に、第6条及び第7条でございますが、いずれも各経費の流用限度額を定めたものであります。

第8条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、次に、第9条では、建設用資材等のたな卸資産購入限度額を1億8,080万8,000円と定めるものであります。

以上の結果、損益収支では、5,226万7,000円の欠損額が生じる見込みであります。

以上が今回、上程させていただきました平成3年度水道事業会計予算（案）の概要であります。詳細につきましては、6ページ以下に記載いたしておりますので御高覧を賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 最後に、病院事業会計予算の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第7号「平成3年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

御案内のとおり、病院事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。引き続き経営基盤の安定と医療サービスの向上に努力を向けてまいりたいと存じます。特に本年度は

医療サービスの向上に意を配し、全自動錠剤分包機、薬袋プリントシステムなどの機器の導入を行い、市民皆様方の期待にこたえてまいりたいと存じております。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務の予定量を定めるものでございまして、病床数327床。患者数は、入院で1日平均286人、年間で10万4,676人、外来で1日平均790人、年間で23万3,050人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療機器の購入費6,500万円をそれぞれ予定計上したものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございますが、収入第1款の病院事業収益として、49億2,864万2,000円を計上いたしました。

その内容でございますが、第1項は、入院、外来収益等の医業収益でございまして44億1,400万8,000円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして4億663万4,000円。第3項は、第3次病院事業経営健全化計画に基づく一般会計からの赤字解消のための繰入金であります特別利益でありまして、1億800万円を予定いたしましたものであります。

次に、支出第1款の病院事業費用48億7,867万2,000円でございます。

第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして46億7,972万1,000円。第2項は、企業債及び一次借入金の利子等の医業外費用でございまして1億9,695万1,000円。第3項は、予備費として200万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定でございます。収入第1款の資本的収入11億7,664万4,000円でございます。

第1項は、本年度発行を予定いたしております企業債6,000万円。第2項は、一般会計からの出資金1億1,664万4,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金10億円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款の資本的支出12億2,661万4,000円でございます。

その内訳でございますが、第1項は、医療機器購入費並びに病院の改修整備費等の建設改良費として8,420万7,000円。第2項は、企業債の償還元金1億4,240万7,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金の返還金として10億円をそれぞれ予定計上したものでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し4,997万円不足と相なりますが、この不足する額につきましては、損益勘定留保資金4,987万2,000円と消費税資本的収支調整額9

万8,000円をもって補填いたすこととしております。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めるものでございまして、本年度は、医療機器購入事業として6,000万円の起債の発行を予定いたしましたものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めるものでございまして、本年度は、10億円と定めるものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、予定支出の各項の流用のできる場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものであり、次の第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものでございまして、本年度は、5億420万円を予定しておるものでございます。

次に、第10条でございます。本条は、たな卸資産購入限度額を13億9,190万6,000円と定めるものでございます。

以上の結果、医業収支で2億6,571万3,000円の欠損と相なりますが、医業外収支では、2億968万3,000円の利益が生じ、特別利益の1億800万円と予備費を含めた当年度の損益収支は、4,997万円の利益を計上することができる予定でございます。

また、病院事業の長年の懸案でありました不良債務につきましては、第3次病院事業健全化措置の指定を受け、その解消に向け努力をいたしてまいりましたが、本年度において、その目的を達成できるよう努力してまいりたいと存じます。

御案内のとおり、医療を取り巻く環境は非常に厳しいものでございます。今後とも患者サービスの向上と財政基盤の安定になお一層の努力を傾注し、地域の中核病院として市民の皆様方の健康保持に貢献してまいりたいと存じております。

なお、5ページ以下に予算に関する説明書、28ページ以下に予算参考資料を添付いたしてございますので御高覧賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、十分審議をお願いいたしたいと思っておりますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ、付託の上、休会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、日程第11「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第1号

予算審議特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次とおり特別委員会を設置する。

平成3年3月6日 提出

和泉市議会議長

穴 瀬 克 己

記

1. 委員会の名称
予算審査特別委員会
2. 付託事項
平成3年度各会計予算並びに関連する諸議案
3. 委員会の構成
本委員会は委員11名をもって構成する
4. 付託期限
平成3年和泉市議会第1回定例会会期中

○ 議長（穴瀬克己君） 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」より日程第10「平成3年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審査願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は、原案どおり可決いたしました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第12「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議会議案第 2 号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により選任する。

平成 3 年 3 月 6 日 提出

和泉市議会議長

穴 瀬 克 己

記

予算審査特別委員会委員（1・1 名）

- 議長（穴瀬克己君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
予算審査特別委員会委員に須藤洋之進、並河道雄、赤阪和見、中塚新治、森 悦造、西口秀光、若浜記久男、木村静雄、勝部津喜枝、天堀 博、飯坂楠次。

以上、11 名でございます。

- 議長（穴瀬克己君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 2 号の委員選任は、朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦労ではございますが、付託されました諸議案をよろしく御審査賜りますようお願いをいたします。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

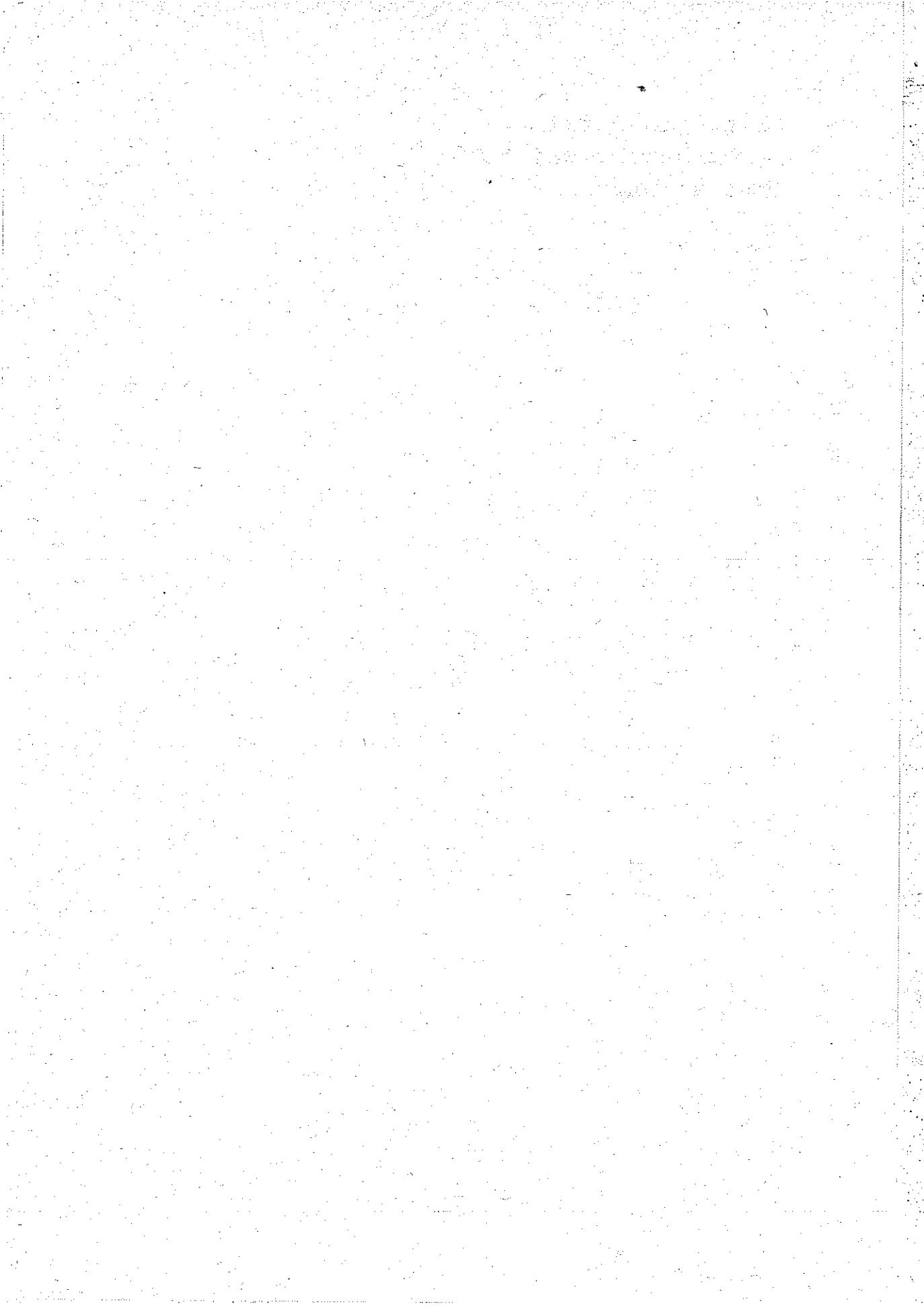
御異議ないものと認めます。

なお、明 7 日より 10 日までを休会とし、11 日より一般質問を行いますので、定刻御参集

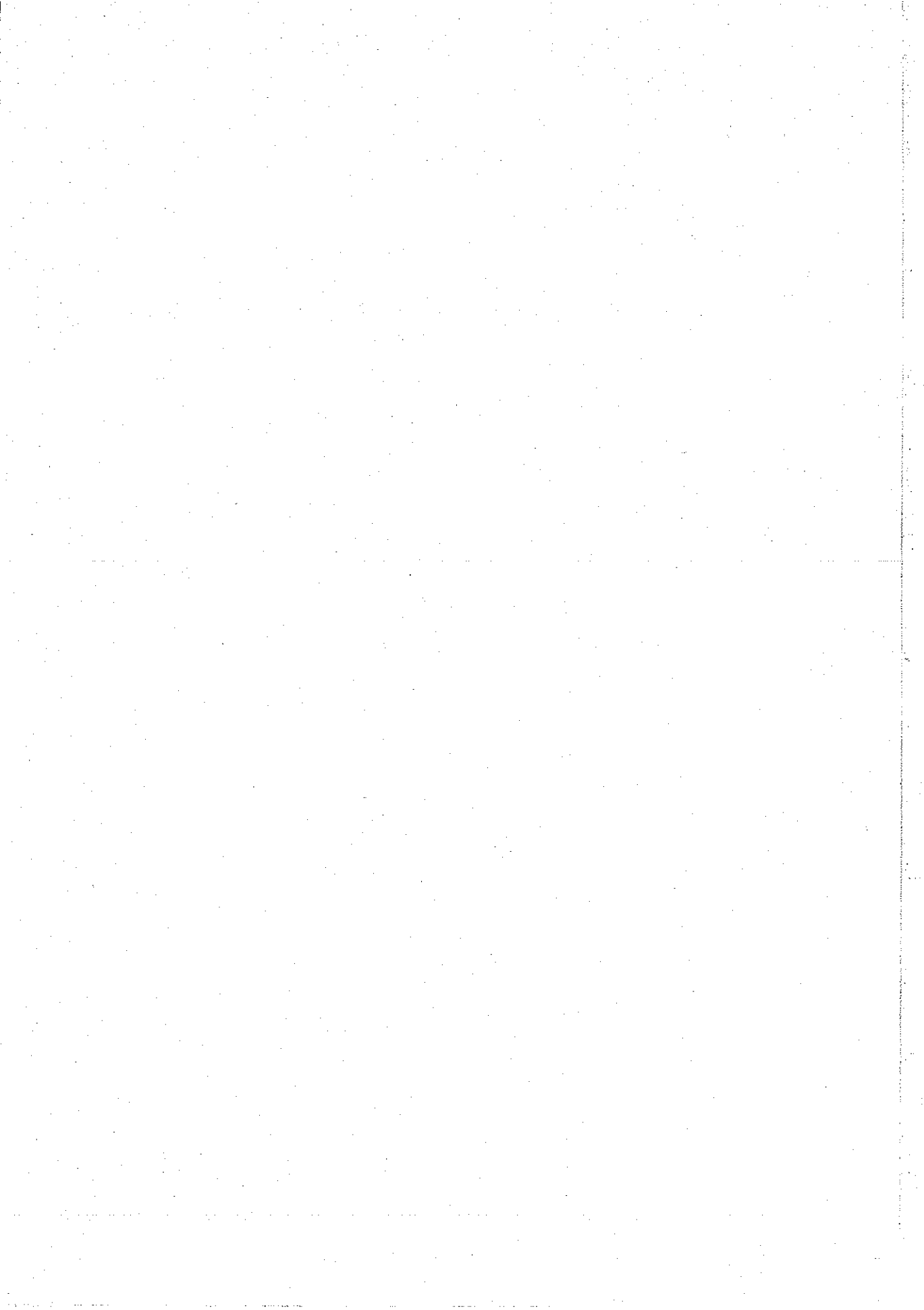
くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時54分散会)



第 2 日



平成3年3月11日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(21名)

2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	27番	奥村圭一郎君
15番	柳瀬美樹君	28番	友田博文君
16番	西口秀光君		

欠席議員(2名)

1番	坂口敏彦君	3番	藤原正通君
----	-------	----	-------

○

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	役	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	入役	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	岸田秀仁
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	池辺修次
総務部	長	橋本昭夫	産業部	長	松村吉堯

産 業 部 理 事	中 西 淳 富	病 院 事 務 局 次 長	谷 上 徹
産 業 部 次 長	高 三 一 行	消 防 長	角 谷 泰 夫
産 業 部 次 長	藤 原 清 司	消 防 本 部 次 長	高 宮 武 男
産 業 部 次 長	松 林 保	消 防 本 部 次 長	一ノ瀬 喜 広
建 設 部 長	浅 井 隆 介	用 地 担 当 理 事 長	明 坂 貞 士
建 設 部 理 事	緒 方 和 夫	土 地 開 発 公 社 事 務 局 長	大 宅 清 臣
建 設 部 理 事	山 崎 琢 磨	土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	藤 原 忠 男
建 設 部 次 長	谷 俊 雄	教 育 委 員 長	逢 野 博 之
建 設 部 次 長	赤 田 儔 信	教 育 長 職 務 代 理 者	白 樫 通 有
建 設 部 次 長	山 崎 精 二	管 理 部 次 長	木 村 吉 男
建 設 部 次 長	農 端 小 一	指 導 部 長	生 田 稔
都 市 整 備 部 長	萩 本 啓 介	社 会 教 育 部 長	竹 田 明 郎
都 市 整 備 部 理 事	阪 倉 嘉 一	社 会 教 育 部 理 事	中 辻 寿 夫
都 市 整 備 部 次 長	三 井 義 秋	社 会 教 育 部 次 長	北 野 喜 平
改 良 事 業 部 長	富 田 宏 之	社 会 教 育 部 次 長	藤 木 意 継
改 良 事 業 部 理 事	笠 木 恒 忠	収 入 役 室 長	高 橋 正 道
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	着 本 善 夫
水 道 部 長	若 井 益 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	庄 司 清
水 道 部 次 長	岸 本 孝 二	監 査 委 員	吉 田 陽 三
水 道 部 次 長	仲 田 博 文	監 査 事 務 局 長	森 口 義 忠
病 院 長	竹 林 淳	農 業 委 員 会 会 長	信 田 種 行
病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次 長 河原茂隆
議事係長 佐土谷 茂一
調査係長 井之上 光一
係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月11日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨

(平成3年3月第1回定例会)

発言順	1	発言者	友田博文議員
発言の要旨	平成3年度市政運営方針について 1 ゆとりある都市基盤づくりについて 2 本市の情報化について 3 本市の国際都市について 4 社会福祉の充実について 5 農業振興対策について		

発言順	2	発言者	赤阪和見議員
発言の要旨	市長の市政運営方針について		

発言順	3	発言者	天堀博議員
発言の要旨	市長の市政運営方針について		

(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中多数御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席届の議員さんは藤原議員さん、坂口議員さんでございます。遅刻届の議員さんは、西口議員さん、松尾議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思っております。現在、16名でございます。
- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

○

議長(穴瀬克己君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、28番・友田博文君。

(28番・友田博文君登壇)

- 28番(友田博文君) 28番・友田でございます。通告順に基づきまして質問させていただきます。

市長の市政運営方針を聞いて、90年代のテーマである豊かさ、人類の夢である長寿ということ強調され、目の前にきている21世紀には、本市の調和と活力ある人間都市・和泉を4大プロジェクトを通して創造し、築いていくのだという決意を述べられております。この方針を聞いて、私も和泉は豊かな和泉市になることを確信をいたしました。この豊かな和泉市を築くため、市民の声を力強く市政に反映させていただくことを願っています。

それでは、市政運営方針の中から5項目について質問をさせていただきます。

まず、ゆとりある都市基盤について。和泉中央丘陵に展開されているトリヴェール和泉は、事業主体であります住宅・都市整備公団がかつて手がけてきた事業において特出したものと聞いております。市政運営方針の中にも、国際社会に対応する南大阪の核となる複合多機能都市を目指すと述べられておりますが、私もそのとおりだと思います。とりわけ、和泉市の産業構

造の低迷が続く中、脈々と息づく和泉市を創造し、その期待に胸を膨らませているのは市長だけでなく、われわれ議員も多くの市民も皆同じであると思います。

私は、トリヴェール和泉の入り口付近で毎日のように渋滞に巻き込まれながら、和泉市の中央丘陵が変化していくのを眺めもう少しの辛抱だと言いつけ、来年春の町開きに期待しております。和泉中央丘陵という名でもわかるとおり和泉市の中央に位置し、旧村落や新興住宅地が丘陵を取り巻き、そこへ近代的な多機能都市ができてくるわけであります。平成7年には泉北鉄道も開業し、そのころには関西新空港も稼働し、丘陵の中央を通る近畿自動車道も躍動していくことと思います。

そこで、お伺いいたします。税収入の涵養策はトリヴェール和泉の都市づくりに反映されているのか。良好な住宅環境をつくるための地区計画はどうなっているのか。鉄道開通時の人口形態はどのように予測されているのか。駅舎に関連して国際都市としてどのような計画を持っておられるのか。町開きと同時に道路網はどのようにになると予測し、平成7年の鉄道開通時には、車の渋滞がないものと考えてよいのか。

次に、本市の情報化について。行政事務の電算化については、情報管理課を中心に各部門で合理化、省力化、近代化等に大変努力され、また、コンピューターが事務の必需品ともなっています。本市においてはコンピューター導入後6年が経過し、その間に多くの既存のソフトが改善され、新しいソフトを開発し、事務の効率化に役立っていることで大変頼もしい限りであります。われわれは今、身近にコンピューターに接する機会が増えてきました。子供のテレビゲームからワープロ、パソコンに移り、今、パソコン通信が主流を担い始めています。このことから想像できると思いますが、日本の産業は、コンピューター産業、ハイテク産業に移っていくものと考えられています。コスモポリスを考えてみても、ハイテク産業中心にということからもおわかりいただけると思います。さて、行政においてもコンピューターが主体となってくると思います。本市においては、情報発信基地となってくるのではないのでしょうか。

そこで、将来を展望しながら、現実の情報管理課について質問をさせていただきます。蓄積されたソフトウェアとはどんなソフトか。また、それは和泉市独自のものなのか。他市と比較して本市の課題は何か。バックアップシステムの構築とあるが、住民記録のみなのか。窓口事務のスピードアップ化とは、どんなことをするのか。合わせて教育研究所に導入されているコンピューターについてであります。どのような研究をしているのか。学習として使用するならば、どのようなシステムを考えているのかをお答え願いたいと思います。

次に、本市の国際都市化についてであります。私は常々、近年の国際化、高度情報化などの急激な社会変化によりもたらされる国際交流の進展に対処して、国際機会あるいは国際的視野

に立った教育の必要性を強く感じているわけであります。市民の国際交流に対する認識も日増しに高まってきている中、関西国際空港の開港とともに、外国との交流は自然に発生してくるものと考えます。こうした中であって、本市国際交流協会も発足以来3年を数えるわけでありますが、過去3年間において、協会はいかような役割を果たされているのでしょうか。民間交流の展開と含めてお聞かせを願いたいと思います。

また、今後の国際都市化対策をどのようにお考えなのか、合わせてお教え願いたいと思います。また、身近な問題として、外国人が来庁した際の対策についてもお聞かせを願いたい。一方、教育面においても、国際的視野に立った教育が進んでいると聞いています。本市教育行政における現状と取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。

また、男女雇用均等法の施行に伴い婦人の失地向上が叫ばれる中、働く女性が増え、企業においても女性の方が手腕を発揮し、重要な位置を占めているケースが多いわけであります。そのような中、女性の国際的視野の向上と認識をどういう形で進められようとしているのか。加えて女性から見た国際都市化という流れは、どういった形で把握されているのか、お聞きをいたします。

次に、社会福祉の充実について。わが国においては21世紀は、高齢化社会であると言われていています。最近では、超高齢化社会であるとも言われています。市政運営方針の中に、「生きがいを感じ健やかならしと心のふれあいを広めるまちづくり」とうたわれています。本当にありがたいことでございます。お年寄りたちは安心して長生きをしていけるものと思います。しかし現実には、寝たきり老人や痴呆性老人を抱え、食事の世話からしもの世話まで毎日、悪戦苦闘している御家族も多くあるやに聞いております。

そこで、お伺いいたします。家事援助型ホームヘルパーが増員されるということで福祉政策が大きく前進したと考えるところですが、昨年までの実績を踏まえ、喜んでいただいていることはどんなことでしょうか。これからの計画等をお聞かせ願いたいと思います。

また、総合福祉計画を策定するということですが、いつごろからかかき、完了はいつごろになるのか。また、策定に当たり具体的にはどのようなものを考えているのか、抱負があればお聞きをしたいと思います。

次に、農業振興策について。みかん園農家は、肥料、農薬、農業機械、人件費等コストアップが続く中みかんの価格は低迷を続け、みかん経営を圧迫してまいりました。オレンジの輸入自由化を前にみかん園の園地再編対策がとられてきました。私の住む地域におきましても廃園された園が多く目につき、セイタカキリン草のみがわがもの顔にはびこっています。私は、本市の特産として位置付けられている温州みかんを残していきたい、残していったほしいと願う

ています。農業の活性化が叫ばれて久しいが、現実的には、生活ができないので廃園にしている農家も多くあると聞いています。今こそ行政が乗り出し、活性化を進める絶好の機会ではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。柑橘産地再編整備特別対策事業の実績についてお答え願いたいと思います。その柑橘産地再編整備特別対策事業の推進でみかん園はどのように変わっていったのか。また、その事業の推進によって農家の生活形態はどのように変わったのか。また、この事業によって農業の活性化をどのように推進しているのかをお聞かせ願いたいと思います。

以上、自席からの再質問の権利を留保して質問を終わります。

○ 議長（穴瀬克己君） それでは、理事者の答弁を願います。

○ 都市整備課長（田中武郎君） まず、大きな1点目のゆとりある都市基盤づくりにつきまして、都市整備課に関連いたします1点目、3点目、4点目、5点目を課長の田中がお答えいたします。

まず、1点目の税収入の涵養策は、トリヴェール和泉の都市づくりに反映されているか、についてですが、トリヴェール和泉の町づくりについては、北部、東部、西部と別れていることでそれぞれ機能分担を行うことにより、全体としてバランスの取れた町づくりを理念としております。

北部については、鉄道の駅を中心とする周辺地域を含めたシビックセンターの設置を行い、商業、業務、アミューズメントを兼ね備えた計画となっております。

東部につきましては、低層住宅を主体としながら文化、教育水準の向上を図るため、大学誘致を図る学研ゾーンを設定しております。

また、西部地域につきましては、従来の住宅だけの町づくりでなく、住み、働き、学び、憩うという観点から複合的な町づくりということで、平成元年に都市計画変更をさせていただいたところでございます。特に西部ブロックにつきましては、地区の約3分の2に当たります約63haを特定業務施設ゾーンとして、企業立地に当たることになっております。内容につきましては、研究所、研修所、厚生施設となっております。このたび、この地域に研究開発の中核施設として、大阪府が技術革新に対応する基盤施設とし整備を進めている府立産業技術総合研究所の立地が決定したところです。

この研究所は、府下7カ所に分散している研究所を統合し、トリヴェール和泉に集約するわけですが、公的機関のため税収入には直接結び付きませんが、地区内には近畿自動車道のインターチェンジの設置が予定され、関西国際空港までわずか20分であり、また、周辺ではコスモポリス計画が進められており、立地する研究機関のネットワークなどにより、将来的には、

この研究所を核としながらハイレベルの研究交流も期待できるため、この研究所を取り巻く周辺には、優良企業の研究機関の集積が予定されます。よって、税収面についても期待が得られることから、トリヴェール和泉全体の税の涵養につながるものと考えております。

続きまして、3点目の鉄道開通時の人口形態と5点目の鉄道開通時の道路網につきまして、合わせて答弁させていただきます。

泉北高速鉄道の光明池駅から和泉市域のトリヴェール和泉への1駅延伸につきましては、大阪府都市開発公社（OTK）が事業主体となり、平成7年春の開業に向かって平成3年度より事業に着手することとなっております。平成7年の北部ブロックの町の状況につきましては、宅地の造成工事はほぼ完了いたしております。入居状況については、宅地分譲後3年以内に住宅の建設という規定がありますので、入居戸数の推定は難しい点がございますが、現在の計画では、計画住宅で約1,200戸、宅地分譲で約800戸、計約2,000戸分が分譲または賃貸住宅となる予定です。

ちなみに平成7年の鉄道開通時の需要見込みですが、周辺も含め1日2万2,000人と想定しておりまして、うちトリヴェール人口が1万5,000人、その6～7割の見込みといたしまして、約9,000～1万人の需要があると思われま。

次に、道路網でございますが、泉州山手線は、岸和田市の磯之上山直線まで供用開始されており、和泉中央線についても北部地区内は完成、和泉府中方面に向かっては、平成7年までに事業完成に向け鋭意取り組んでいるところで。

駅周辺の状況ですが、鉄道の1駅延伸に伴い駅舎と駅前交通広場の完成、また、シビックセンターについては、全体で約15haという広い面積を設定しておりますが、鉄道開通時には、全体面積の一部分に商業購買施設、若者が集まるアミューズメント施設、管理サービス施設等が配置されることとなっております。

4点目の駅に関連する施設や町づくり案と本市の案との関連性についてですが、地域周辺のシビックセンター地区は、単にトリヴェール和泉の中心に位置するだけでなく、近畿自動車道や泉州山手線などの広域交通の結節点にあり交通の利便性が高いことから、関西国際空港の建設を契機に後背地として山手の新市街地形成の中核的施設としての整備が期待されております。また、本市の総合計画においても、和泉府中の都心に対し副都心として整備を進めていく位置付けとなっております。

本市といたしましては、今後、鉄道や駅前広場の都市計画決定の諸手続を行っていくわけですが、鉄道の開業と合わせ、新駅の南北に予定されておりますシビックセンターのあり方について市独自で調査研究を行い、平成元年にトリヴェール和泉シビック基本構想検討調査として取

りまとめ、平成元年2月、所管の委員会に報告させていただいたところです。

また、住宅・都市整備公団にも6月に本市の成案として今後、シビックセンターの整備計画に当たり、本市とともに共同歩調をとるように申し入れを行っております。現時点では、公団の計画案が示されておきませんが、現在、公団において将来の目標に向かって道路、鉄道の利便性を考慮し、自動車の対応可能な範囲の無公害型のセンターとして、車で20分の範囲の生活者のライフスタイル調査を実施しており、その範囲に居住する人のニーズの把握調査を行っているところであります。この調査結果に基づき需要予測を立て、施設構想を計画するとともに本市の各関係機関と協議、平成3年度中に作成するよう取り組んでおります。

近年、1980年代に入り、ヒト、モノ、カネ、情報などの国境を越えた往来が増大するにつれ、それらへの日本の対応の問題として国際化という言葉が叫ばれるようになりました。このトリヴェール和泉においても、空港関連の一環として住宅、文化、アミューズメント、大学、研究機関の集積を行うことにより、複合多機能都市として整備していくことが国際化につながるものと思われまますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 続いて答弁。

○ 計画課長（中屋正彦君） 御質問の1番の2点目、地区計画の検討につきまして、計画課中屋より御答弁申し上げます。

和泉中央丘陵開発は、南大阪の泉州地域におきまして大阪都市圏における住宅、宅地の需要にこたえとともに、空港関連地として新駅周辺を中心とした副都心づくりを初め各種都市施設等の一体的な整備を図るなど、複合多機能都市建設を目標に周辺環境と調和した定住性の高い団地建設を目指し、事業促進が図られているところでございます。

しかしながら、このような開発における良好な住環境確保のための現行における法規制といたしましては、新住宅市街地開発法に基づく制限や、都市計画法に基づく用途地域指定による制限により確保しようとするものであります。ところが、新住宅市街地開発法による規制につきましては、3年以内に処分計画が定められた規模及び用途の建築物を建築することが義務付けられていることと合わせ、違反した場合の買い戻し特約の期間が10年間と決められております。また、用途地域の指定による建築物の用途制限につきましても全国一律の基準でありますことから、かなりの幅を持った建築物の用途が認められております。

このようなことから新住宅市街地開発法による10年間の規制期間後において、宅地の再分割によるミニ開発の発生あるいは住宅から他の用途への転用など、せっかく形成されました良好な住環境が悪化する可能性がございます。このためこのような開発地区における町づくりの課題に対応するため、昭和55年に創設されました地区計画制度の活用について、現在、検討

を進めているところであります。

それでは、現在、検討を進めております地区計画の概要についての考え方を申し上げ、御理解を賜りたく思います。

まず、当面の対象地区といたしまして、中央丘陵北部ブロックの低層住宅地区並びに中高層住宅地区を中心とした約80haの区域を予定いたしております。北部ブロックにおける町づくり計画につきましては、新駅が設置されることから大量輸送の利便性を生かし、新駅を中心にシビックセンター地区を配置するとともに、中高層住宅を含む高密度な住宅地の形成を図るブロックとして位置付けがされております。このたび、地区計画の検討に当たりましては、まず、低層住宅地区あるいは中高層住宅地区、また、和泉中央線沿道の地区といったように北部ブロックをそれぞれの地区に再区分を行い、それぞれの地区の特性を生かした土地利用並びに建築物等の整備方針について定めることといたしております。

例えば低層住宅地区につきましては、戸建て住宅を主体とした落ち着いた緑豊かな住宅地を形成し、宅地の再分割を防止するため、建築物の用途制限を初め、敷地面積や建築物及び広告物の形態、垣または柵の構造を制限して生け垣にすることなどが考えられます。また、中高層住宅地区につきましては、周辺との調和の取れた潤いのある住宅地の形成を図るとともに、隣接した低層住宅地の居住環境に配慮することから、建築物の用途を初め壁面の位置、高さ、建築物及び広告物の形態、垣または柵の構造について一定の制限が必要となります。和泉中央線の沿道の地区につきましては、魅力的な沿道サービスと近隣サービスの複合地として、住宅地の居住環境にも配慮した都市づくりにふさわしい町並みの形成を図るため、建築物の用途、容積率、敷地面積、壁面位置、高さ等について制限することが必要な事項となります。

次に、用途地域の指定による建築物の用途制限との関係から御説明いたしますと、まず、低層住宅地区につきましては第一種住居専用地域、中高層住宅地区並びに和泉中央線沿道地区につきましては、第二種住居専用地域の指定をいたしております。例えば低層住宅地区である第一種住居専用地域における建築物の用途制限で建てられる建築物を申し上げますと、専用住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿を初め、住宅との兼用による事務所、食堂、理髪店、洋服店、パン屋、学習塾等一定規模以下のものや、あるいは幼稚園、小中高校、図書館、教会、郵便局、畜舎などがあります。

このような用途の制限内容になりまして、低層住宅地区における地区計画を定めるに当たりましては、落ち着いた緑豊かな低層住宅地の形成と宅地の細分化を防止するといった町づくりの理念に照らし、第一種住居専用地域で認められている用地のうち、共同住宅の規制を初め兼用住宅のうち学習塾、アトリエなどの兼用以外のもの及び畜舎等の建築を制限するといっ

た内容が検討課題となります。

また、中高層住宅地区は第二種住居専用地域に指定をしております、いわゆる低層とは逆に専用住宅とか戸建て兼用住宅、専用店舗等を制限するという内容で検討いたしております。

このようにそれぞれ地区における町づくりの方針並びに特性に応じた建築物等に関する制限を地区計画で定めることによりまして、将来にわたっての良好な町並みの形成を図ろうとするものであり、現在、素案づくりについて検討いたしているところであります。また、地区計画で定められる建築物等に関する事項のうち、必要なものを建築条例で定めることにより建築確認の基準となり、計画内容の実現を図る上で必要となりますことから、今後、都市計画の手続と並行して建築条例についても検討していく予定でございます。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次に情報管理について答弁。
- 情報管理課長（山本 襄君） それでは、御質問の第2点目、本市の情報管理につきまして、情報管理課長の山本がお答えをしたいと思っております。

1点目として、蓄積されたソフトウェアとはどういうものか、あるいはこれらは本市独自のものか、という御質問でございますが、当初は、導入をスムーズに行うため、メーカーがあらかじめ用意をしたパッケージソフトという、開発支援システムというものを一部利用しましたが、すべてについてパッケージソフトを利用するわけにもいかず、一方では、新規に開発したソフトもあります。当時は、そういった作業の中でそれぞれの職員が力を蓄え、以後、次に掲げるようなソフトを開発しております。

まず、1点目には、既に御承知とは思いますが、投票入場整理券に挿入をした投票所の略図は、大阪府下では和泉市独自のソフトでございまして、本市以外には実施していないように聞いております。ほかに兵庫県宝塚市がやっているように聞いております。

2点目は、住民登録とか外国人登録の業務の中では、あらかじめコンピューターの中に記録していない漢字、外字と呼ぶものですが、これを新たにつくる作業が必要でございます。当初、メーカーから約300字の提供を受けましたが、その後、市の職員の方で漢字をパターン化し、約280字をつくっております。

3番目には、業者登録システムということで2年に1回、市に業者が登録するわけですが、これをコンピューターに入れてランク付けをしたソフトがございまして。

4点目は、住民情報システムのサブシステムというのですが、農林とか農業委員会あるいは都市計画を立てる際の資料の作成といった台帳出力システム。

また、これも独自のものですが、信太山クロスカントリー大会ですが、これに毎年、

2,000名程度のエントリーがあるわけですが、これに参加した選手の着順システムもつくっております。

以上、代表的なものを5つ挙げましたが、そのほかにもいろいろありますが、これらをプログラムの本数に換算しますと約3,000本ということになります。

2点目の他市と比較して本市の課題は何か、というお尋ねでございますが、情報処理をしていかなければいけない業務と考えておまして、少し挙げさせていただきますと、まず、財務会計システムがあります。これは早急にやらなければいけないと考えてございます。次に、ますます膨大化していく公文書がありますが、これらを系統的に整備する公文書管理システム。それから、今、市民課で保管しております改正原戸籍あるいは除籍といったものを磁気記録化し、出力するシステムというものを考えております。それから、これはまだ少し日数がかかりますが、戸籍総合システムの研究。あとは、最近、だんだん普及してきておりますビデオテックスといったものを利用し、大阪府下の各市町村及び本市の友好都市である和歌山県かつらぎ町の情報も市民に提供していくシステムも考えられます。

3番目のバックアップシステムですが、これはホストコンピューターが何らかの障害で停止した場合、あたかもホストコンピューターが動いているような格好で障害に影響されることがなく、住民票の発行等の作業が可能となるようなシステムでございます。当面は、業務の性格から住民記録ということで市民課に設置をしていきたいと考えております。

次に、スピード化、効率化、省力化の問題でございますが、コンピューターが障害を起こして停止をしますと、どうしても窓口事務の処理スピードがダウンします。しかし、やはり住民サービス向上の観点からバックアップシステムを構築することで、一定の窓口事務のスピード化は図っていききたいと考えております。

また、省力化ですが、現在、市民課では、住民票の副本をプリンターから出力し、台帳で保管をしているんですが、これに時間とか人手が相当かかります。これらの作業をバックアップシステム化することで、かなり省力化できるのではないかと考えます。

それから、効率化の問題ですが、現在、市民課の副本を収納したロッカーに要するスペースが約10㎡ですが、これらをコンピューターのバックアップシステムで処理し、余ったスペースを有効に使っていくことが事務の効率化につながると考えております。

以上で私の答弁を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 教育研究所所長（藤原武久君） 教育研究所のコンピューター利用につきまして、教育研究所の藤原がお答えいたします。

教育委員会は、教育機器としてのコンピューターを小中学校の各校に1台、教育研究所に16台のパーソナルコンピューターを導入してまいりました。平成5年度より実施される中学校の技術家庭科の中で子供たちに実際にパーソナルコンピューターに触れさせ、その仕組みや基本操作を指導することになっております。そのため平成2年度より教育研究所におきまして、中学校技術科担当教員を対象とした指導者養成のための研究に取り組んでいるところであります。今後、市内各中学校でのパーソナルコンピューターの導入及び活用方法につきましては、平成3年度当初より和泉市コンピューター教育推進委員会を設立し、その中でパーソナルコンピューターを効果的に活用するにはどのようなシステムがよいか等について、十分検討していく計画で作業を進めておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 次に、国際都市化の答弁。
- 秘書課長（井阪和充君） 3点目の本市の国際化につきまして、5項目のうち最初の3項目につきまして、秘書課井阪より御答弁を申し上げます。

まず、第1点目の国際交流の取り組みの状況についてでございます。本市の国際交流教会は、関西国際空港の開港に向けまして、そのインパクトとして昭和63年2月に設立され、3年を経ました。この間、本協会では、会員の募集を初め、外国人向けミニ市政要覧等の作成、市民の国際交流意識の向上啓発に努めてまいりました。また、国際都市中国南通市との交流につきましては、昨年10月、本市商工会を中心といたしました市内経済界の方々の中国南通市の訪問、また、文化交流面では、本市混成合唱団の南通市における交歓演奏会の参加等、これらの支援を行ってまいりました。さらに、南通市と本市の児童・生徒によります日中友好国際児童絵画書道展ではお互いの力作を交換し、子供たちの相互の国際交流も深めてまいりました。また、国際フォーラムといたしまして、講演会等も開催をいたしました。

さらに、迫り来る国際情報化時代は、市民の皆様方とともに対応していかなければならないとの考えから、まず、第一義的に語学の問題に取り組むことといたしまして、外国人講師による英会話基礎講座を開催いたしまして、市民の皆様方に広く公募いたしましたところその反響は大きく、30名の定員のところ100余名の希望者がありまして、抽選によりまして1講座10回の構成で受講者の皆様も非常に熱心に勉強され、好評のうちに去る2月26日に終了した次第でございます。本講座につきましては市民皆様方の関心も非常に高く、平成3年度も講座開港に向けてたぐいまり取り組みを企画立案しているところであります。いずれにいたしましても、国際化の大きな波が押し寄せて参ります。今後、本市国際交流教会を柱といたしまして、国際化時代に対応すべく鋭意取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、2項目の今後の国際都市化に対応する対策でございます。21世紀の国際化、

情報化時代を間近に迎えまして、国際化時代の到来は御承知のとおりでございます。これらの国際化に伴いまして、地域レベルにおきましても国際交流が進展され、地方公共団体における国際交流施策も多様化をいたしてまいっております。しかしながら、多くの自治体では、私どもももちろんのことでございますが、まだまだ模索の段階でございます。そうした中、本市といたしましても、関西国際空港の開港とともに地域レベルの国際化対策を推進していくため、先ほど、答弁いたしましたように、国際交流協会を柱にして対応しなければならないと考えている次第でございます。

そこで、本市といたしましても、常々、市長が答弁をいたしておりますように、将来の展望といたしまして中国南通市はもちろん、西側の先端技術産業都市との間におきまして、フレンドリーシティと申しますか、お友だちとしての己を知り相手を知るという基本理念をもとに交流を推進すべく、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、3点目の外国人の訪問を受けた場合の対応でございますが、国際化時代を迎えまして、本市への外国人訪問の機会も増加をすると予想されます。その対応といたしまして、市民の皆様方に通訳ボランティアを依頼し、現在、英語を初めといたしまして中国語、フランス語等40数名の方々に登録をいただいているところでございます。

現時点では、訪問される団体等につきましては通訳を同行されている関係上、通訳ボランティアの方々をお願いすることはほとんどありませんが、今までの実績といたしまして、平成元年、本市の新仁会病院におきまして、ネパールの男性が病氣治療に来日した際、同病院から依頼がありまして、英語の通訳のボランティアの方々の温かい力と活発な通訳活動をお願いいたしました経過がございます。今後とも、国際化時代を迎えまして、外国人の方々との触れ合いや交流の機会も多くなろうかと思っておりますので、通訳ボランティアの充実にも鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 指導課長（西川義恵君） 国際的視野に立った教育について、指導課西川がお答えいたします。

先生の御質問のとおり、21世紀を目前にいたしまして、国際的視野に立った教育の重要性を痛感いたしております。特に国際理解の心を養い、急激な時代の流れに対応し、たくましく生きる児童・生徒の育成は、学校教育に求められているところでございます。ところで小学校では平成4年度、中学校では平成5年度から実施される新教育課程の各教科領域の中で国際化が力説されており、本市もその実施に向け教員の研修に取り組んでいるところでございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 社会教育課参事（樋渡和子君）女性から見た国際都市化について、社会教育課樋渡より御説明申し上げます。

21世紀への未来に向かって国際都市化の波が押し寄せています。女性問題を考えるとき、日本だけでなく、世界の動きの中から系統的に法制化されてきた一連の流れがあります。1975年の国際婦人年以来、日本の女性の地位向上のための取り組みが世界的に進む中で、国内でも男女雇用機会均等法や女性差別撤廃条約、さらに、新国内行動計画等諸施策が実施され、男と女の自由で豊かな生き方を妨げてきた性別役割分担、つまり、男は仕事、女は家庭という大きな壁も、少しずつですが崩れ始めてきたのではないのでしょうか。

これから迎える国際都市化に対応するには、古い固定観念から脱皮し、視点を変えた柔軟な考え方が必要になってきます。それぞれの国の女性と男性の意識や生活、文化、生き方の違い、民族性、国民性等を理解し尊重する中、また、日本の生活や文化、教育、慣習などを啓発、理解してもらえよう、お互いに学習し、話し合うことが必要になってきます。また、ボランティア活動やネットワークづくり等情報の発信も課題になってまいります。

しかし、まだやっと女性が自立し、社会参加を始めたばかりの地域の現状では、何をどう具体化し、何ができるのかを模索している状態であります。そのため平成2年度当初より市民1,000人に対しアンケート調査を実施いたしました。和泉の女性の実情を知り、どんな問題を抱え、何を求め、何ができるかを調査し、現在、その調査をまとめているところであります。その調査結果を分析しながら今後の具体策を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、社会福祉の充実について答弁。

福祉課長（金谷宗守君） それでは、4点目の社会福祉の充実について、福祉課金谷からお答え申し上げます。

大きくホームヘルパーと総合福祉計画関係の2点でございますが、まず、ホームヘルパー関係でございます。ホームヘルパーの派遣状況でございますが、平成元年度実績で申し上げますと、老人世帯で30世帯、障害者世帯で12世帯、合計42世帯に対しまして、延べ時間にいたしまして老人で4,679時間、障害で946時間、合計5,649時間の派遣を行ったところでございます。

また、ヘルパーの将来の計画等でございますが、現在のヘルパーは職員2名、非常勤嘱託員3名、日給のヘルパーが2名、合計7名でございます。来年度の予算上では、職員2名、非常勤嘱託員7名、日給ヘルパーが通年で4名分、合計で13名分の予算措置をしているところで

ございます。今後、さらに需要が増大すると見込まれますので、このようなヘルパーのみならず、登録されたヘルパーを随時来ていただくというような登録ヘルパー制度の活用も行ってまいりたく、所要の措置を講じております。

また、ヘルパーを派遣して喜ばれている点はどうか、というお尋ねでございますが、一般的に申し上げますと、やはり孤独感の解消、身近な相談相手、こちら辺が特に重要でございますが、そのほかに日常の買い物だとか掃除、洗濯などの家事あるいは通院や入浴の介助など、本人ができないことを行うということで喜んでいただいているところでございます。

少し長くなりますが、具体的に申し上げますと、日ごろ、ヘルパーから受けている報告書から抜粋いたしますと、そのお年寄りに珍しい変わった料理が食べられたということで喜んでいただいた。あるいはお年寄りは、大体に機械・器具の取り扱いが苦手でございますので、家庭用の機械・器具取り扱い方法を説明して喜んでいただいているということもございます。それから、お年寄りは体が固い、あるいは視力が弱いということがございますので、足の爪切りをしますとか、各種の届出書の代筆をする、新聞の社説を呼んであげる等がございます。また、体力がない、高いところが苦手という方が多うございますので、布団干しとかシーツの取り替え、石油ストーブの灯油の補給、季節の変わり目における衣類の入れ替え等、また、特に暑いとき、寒いときの洗濯干し、高いところにある電球の取り替え等、こういうことで喜んでいただいているのが現状でございます。

2点目の総合福祉計画関係でございますが、先生が御指摘のように、今後、着実に進行する高齢化社会への対応策を初めといたしまして、身体障害者福祉あるいは精神薄弱者福祉等、福祉全般にわたって長期的な展望に立って計画的に福祉行政を推進していかなければならないという基本認識のもと、21世紀を見通す本市の福祉に関する総合的かつ長期的な計画を策定いたしたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 次。
- 産業部次長（松林 保君） 5番目の農業振興対策につきまして、農林課松林より御答弁を申し上げます。

まず、柑橘園地再編対策事業の実績につきましては御承知のとおり、温州みかん園地再編対策事業を昭和63年度より生産者、生産者団体の御協力を得まして本年度までの3カ年間、実施いたしてまいりました。転換目標面積は、みかん園地860haのうち215haの削減となっておりますが、転換実施面積は、昭和63年度77ha、平成元年度60.4ha、平成2年度（見込み）16.7ha、計154.1haとなり、目標面積に対しまして実績は、約72%となっております。

おります。

次に、事業実施後の園地の変動でございますが、梅、柿等他果樹への転換が11.5ha、野菜その他作物への転換は10.9ha、杉、桧、松の植林へは35.2ha、廃園されたものは96.5haとなっております。

次に、実施農家の生活体系の変化につきましては、約55戸の農家で実施され、みかん園を全廃されたのは6戸ありますが、各家が第二種兼業農家であり、みかん栽培管理も委託されておったものでございます。また、専業農家につきましては、敵地での廃園をされておりますが、ほとんどの園地では、現状どおりの栽培をされております。また、兼業農家につきましては第二種兼業農家が多く、植林及び廃園となっております。

以上の点から考えますと、生活体系の変化はないものと思われま。

次に、農家の活性化をどのように推進しているのか、とのことでございますが、さきに申し上げましたように、転換いたしましたみかん園は154.1haありますが、残る約710haは、優良園地として今後も栽培していくこととなります。産地としては、数多くの品種系統が栽培されておりますので、適地適産に合った品種をもう一度考え直すため、品種モデル園の設置等活用を推進しております。糖度を上げる技術としてボックス栽培やマルチ栽培(?)などの高品質みかんの生産技術の検討を行っております。

また、廃園につきましては、地域農業の活性化等の諸問題を考える上からも指摘されております。これらにつきましては、大阪府関係部局、関係市町、生産者団体によりまして、柑橘園地転換跡地利用に関する検討会を発足させており、現在、現地調査等を行っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

- 28番(友田博文君) 5項目の1つずつ再質問をしますので、よろしくお答え願いたいと思います。

最初のトリヴェール和泉の関係でございますけれども、全体的な税収入面から見て、トリヴェール和泉は大丈夫だということだろうと思っております。このトリヴェール和泉は、泉北ニュータウン等のお話を聞けば、住宅が張り付いてきたら、その市の財政もしんどいというお話をよく聞くわけでございますので、今回、このような質問をさせていただいた次第でございます。

先ほどの御答弁の中にも、北部地域、東部地域、西部地域にいろんなゾーンをつくりながら新しい都市づくりを目指しているということですが、その中では、いつも言われておりますように、本市の財政基盤は脆弱だと聞いております。そういう中で、今のこの都市整備、都市計画につきまして、和泉市の投資的経費等から考えてどんなものかという点について、改めてお

聞きをしたいと思います。

それから、良好な住宅地ということで大変詳細な御回答をいただきました。その中で地区計画について御説明があったんですが、もうひとつ簡単にわかりません。例えば住宅を建てて10年たてば簡単に売れるとか、店が建てられるとか、住宅のビルを建てられるとか、その辺の問題についてはどうなのかという点をわかりやすくお願いをしたいと思います。

それから、鉄道開通時にどれだけの人が駅に集まってくるのかということですが、まず、3万1,000人ぐらいだということです。これは鉄道の方がこの3万1,000人ぐらいを計画しているのかどうか、その辺を再度お願いをいたします。

それから、駅舎に関連する国際都市化ということですが、いろいろ御答弁をいただいてわかったようなわからんようなことですが、やはり私が要旨を述べましたように特出した住宅都市だということです。答弁の中でも近道が通る云々ということで国際化が進んでくるといこともおっしゃってました。市長の4大プロジェクトの中のコスモポリス計画もありますし、ハイテク産業中心というようなことでもありますので、やはり和泉市に来る外人さんが増えてくと思います。その中で国際都市として位置付けていくトリヴェール和泉というのは、他の市町にない新しい試みだと思っております。国際化というのは、どんなことをすればいいのかについて十分検討していく必要もありますし、新しい都心の中では、国際化を前進させる何らかのものをつくっていくことが必要じゃないかと思います。もう少しトリヴェール和泉の国際化についてわかりやすくお願いしたいと思います。

それから、道路形態の話ですが、今、私たちは、道路でしんどい、泣いてるんです。そのような中、平成4年に町開きをすれば、車の数とか渋滞はどのようになってくるのか。徐々にトリヴェール和泉の人口形態も変わってきますので、車もどんどん増えてくるといいます。今でも大変ですのに、まだ大変なことになるといいます。平成7年の鉄道の開通時には、何とか渋滞が解消してスムーズに道路を走れるといったようになってほしいと思っているんですが、どんな状況を想定しているのか、その辺をお願いしたいと思います。

- 都市整備部長(萩本啓介君) 何点かにつきまして、都市整備部長萩本からお答えいたします。細かい点につきましては、担当より補足させます。

まず、いわゆる税収の面につきまして、いろいろ御意見をいただいておりますが、私どもといたしましては、先ほども課長が申しておりますように、いろいろと複合的な多機能の都市をつくることによって、町自体のグレードを高めていく形を考えてございます。そのことが、税制面でいい結果を反映されると期待をするところでございます。

具体的にどういった投資に対する影響が出るかという点につきましては、われわれ自身にと

りまして、非常に関心のある問題でございます。昭和57年9月には、都市計画を決定する以前の段階として、一応、財政調査をやらせていただいた経緯もございます。その後御存じのように、西部地域における特定業務施設の導入による計画変更がございました。また、具体的には町開きが近づいてまいりまして、いろいろ分析をする材料もそれなりにまとまってきている。あるいは大きくは、大阪府側をとりまして、ニュータウンづくりをしております、その具体的な分析というものが、かなり専門家の間でされてきているようでございます。そういった面もございまして、今回の予算にも中央丘陵の周辺調査という項目で上げさせていただいているんですが、その中の1項目として、財政面についても専門的な分析をしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

地区計画のについての具体的な例は別として、中央丘陵自体は、62年度に計画変更をさせていただいている考え方と申しますのは、住宅は住宅、学研は学研、工場は工場あるいは商業は商業という形で、土地利用をできるだけ純化をいたしまして、総合的に町として多機能になっていくような形を基本に考えております。その点では、できるだけ土地利用を純化していく意味で地区計画というものを導入していきたいという考え方でございます。

それから、鉄道開通時の人口でございますが、平成7年の鉄道の利用人口といたしましては、一応、2万2,000人を考えているところでございます。

それから、いわゆる関西国際空港との関連におきまして、山手の核としての中央丘陵での国際的な機能をどういうぐあいに具体化していくかという非常に難しい問題でございますが、必要なことだと考えております。現在、公団としても駅周辺にどういったものを導入していかなければいけないかということで研究もいたしております。基本的には、トリヴェール和泉自体が魅力のある都市でないと外国人の方に来ていただくとか、あるいは来ていただいた中でいろいろ活動していただくということにはならないということでございます。基本的には、魅力ある町づくりを考えていきたいということでございます。

以上でございます。

- 計画課長（中屋正彦君） 10年以降、住宅から店舗に、あるいは商業ビルといった形にできるかどうか、ということでございます。1つは、部長も申し上げましたように、中央丘陵につきましては、低層住宅地区あるいは中高層とか中央線の沿道とか特定業務地域など、それぞれの地区ごとの町づくりで純化を図っていくことが目的としてあるわけでございます。現在の新住事業の完了後、新住法の規制によります10年間のいわゆる担保がございまして、その担保が切れた10年以降におきましては、都市計画法の用途地域で規制されている範囲内における建物用途の建築が可能となる、あるいは宅地敷地等の規模につきましても再分割ができると

ということで、ミニ開発発生のおそれがあるということでございます。こういった規制期間10年間にわたっての担保を確保しようというのが、今回の地区計画導入の目的でもありますので、ひとつよろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 都市整備課長（田中武郎君） 5点目の鉄道開通時における道路の渋滞の問題ですが、基本的には、先ほど答弁させていただきましたように、町開きのエリアから泉州山手線を通りまして岸和田の磯之上山直線まで開通するというのが1点でございます。それから、中央線につきましては、基本的に地区外になりますが、カンダンの部分につきましては、平成4年度の町開きには間に合いませんが、平成7年の鉄道の開通時におきましては、それに近づけるように努力するという考え方を持っております。それから、平成4年の町開きにつきましては、議員さんも御承知のように、暫定的な仮設道路を利用しながら町開きをするということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○ 28番（友田博文君） 1番目の税の問題につきましては、財政への影響調査をするということでございますので、それを見た上でまた質問したいと思います。

それから、泉北鉄道の利用者が2万2,000人、ここの出入りは3万1,000人ということですが、この辺から5番の道路の関係に入っていくのです。私が聞きたいのは、どのような形態になっていくのかという予測をお願いしてあります。今でも車でいららする状態が続いてるんですが、平成4年の町開きから平成7年の鉄道開通時までの間、どのような予測をされているのかをお聞きをしたいということです。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 具体的な予測の問題でございます。先ほど、課長が申しておりますように、現在、泉州山手線につきましては、泉大津粉河線まででございますが、これは平成4年の町開きに合わせまして、和泉中央線まで開通をしていく。あるいは空港との関連におきまして、磯之上山直線線まで平成5年には接続をしていく形を考えております。それ以外の道路につきましては、一番中心的な和泉市の課題でございます和泉中央線の府中までの開通でございますが、特に観音寺のカンダンの200数十mの区間でございますが、これにつきましては平成7年までに開通をいたしまして、和泉中央線としての機能を十分に発揮していくようにしたいと基本的には考えております。

○ 28番（友田博文君） 中央線は平成7年までに開通させるという御答弁がありましたので、この辺でおいときますが、中央線が開通したとしても、府中の駅前、井ノ口のあたりは、今でも渋滞がどんどん起こっていますので、もう一度経済活動という面からも見直していただきたいと考えております。できるだけ早い時期にいろいろの道路が開通し、和泉市の中が渋滞がないようにつくっていただくことをお願いをいたしまして、この質問を終わって次に移らせてい

ただきます。

情報化の中で特に新規開発をしたというものについては、和泉市が独自のソフトを開発したと理解するわけですが、他市が、そのソフトを使いたいと言うてきたときには、この権利は和泉市にあるので、和泉市にカネが入ることになるんですか。

○ 情報管理課長（山本 襄君） 情報管理課長山本からお答えいたします。

独自で開発したソフトは、一応、本市の所有になるわけですが、照会とか視察には来ますが、カネでどうこうということは、まだ一切考えておりません。

○ 28番（友田博文君） 本市の所有になるということは、NECは関係ないということになるんですか。

○ 情報管理課長（山本 襄君） はい、そのとおりです。

○ 28番（友田博文君） そうすると、情報管理課の職員さんは大変優秀だとなりますが、職員さんの中でこのソフトに関連する人は何人ぐらいいるんですか。

○ 情報管理課長（山本 襄君） 現在、5名がシステム開発に従事しております。

○ 28番（友田博文君） 情報管理課で5名の方がシステム開発し3,000本も改良し、また、その中で投票所の地図システムとか、いろんなシステムを考えていることは大変ありがたいことです。また、他の市と比較しても、相当レベルが高いものと考えerわけです。これから本市においても国際化の波が迫ってくるわけですが、システムづくりというのは、非常に難しい仕事です。その中で情報管理課が主体になってシステムづくりに力を発揮できるということは、本当に嬉しい限りであると思います。今後とも情報管理課の方々が一層励まれて、先ほど言われた財務会計とか公文書管理あるいは戸籍、除籍とか、新しいシステムづくりを早く完成していただき、和泉市が、和泉市民に対する情報発信基地になるような新しいシステムを開発してほしいと思うわけでございます。できる限り頑張っていたきたいと思います。

次に、教育関係でございますけれども、和泉市コンピューター委員会を設立するということでございますけれども、先ほども要旨の中で話しましたが、子供たちがコンピューターで遊んだり、多くの方がコンピューターを使うという状態の中で、先生方が今、その扱い方について励んでおられると言われました。これはその時期に合った努力が必要だと感じております。

その点では、中学校とか小学校という分類も結構ですが、やはり本市の情報管理課のような形で、1カ所において情報を発信するシステムが大事だと思うんです。それによってどこでも簡単に操作ができる。例えば情報管理課が開発したソフトを住民票とか税金の面でだれもが使っておられるように、教育面でも、そのような方向づけで考えていかなければいけないと考えているわけでございます。そのような中、教育委員会が独自で考えていくのか。3,000本

もの新システムを開発された情報管理課の頭脳を生かしていく、あるいは生かさない方法はないと考えておりますが、その点、どのような方法を考えておられるのか。

- 指導部長（木村吉男君） 情報管理課との連携につきまして、指導部木村よりお答えいたします。

先生が御指摘の学校現場のOA化につきましては、私どもも将来の課題であると受とめております。しかしながら、当分の間は、先ほど所長がお答えしておりますように、教育現場でのコンピューターの扱いにつきましては、中学校技術科の中での学習と他の教科でのコンピューターを駆使した指導法の開発というレベルでの問題となろうかと思っておりますので、その時々的重要性に応じまして、情報管理課との連携につきましては検討課題といたしたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

- 28番（友田博文君） その辺では、頭脳のあるところを十分に活用していただいたらいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

国際化の問題の中では、外国人が来庁したときにどうするのかという点についてお願いします。ボランティアで対処するという御回答ですけど、先ほど、勉強会をやっている、講座を10回やったとかいう話がありますが、やはり本市においても、いろんな面で国際化、国際化と呼ばれており、外国へも職員さんが行きます。本市においても有能な職員さんが大勢おられますので、その辺で勉強会を開催するとか、学校へ派遣するとか、いろんな方法があると思うんですので、ぜひそういう方向で考えていってほしい。国際空港も平成6年に開港しますので即必要になってくるやろう。その中では、だれもがボランティアを呼ばなくては話ができないということでは困ります。中には英語の達人な人もいるかも知れませんが、いろんな人をピックアップしていただき、和泉市に来れば大体のところは大丈夫というところで、市長としてのお考えを聞きたいと思っております。

- 市長（池田忠雄君） ごもっともな御意見でございます。先ほど、秘書課長よりお答えいたしましたように、基本的には、市民の通訳ボランティアの方々の登録と今後の活動について、ひとつこれからも力を入れてまいりたいと考えております。御指摘のように、庁内にも多数の職員がおるわけでございますので、語学に堪能な職員を集めて講習等を行っていくように、という指摘も指導もしているような現状でございます。英語の検定の2級、1級の者も何人かおるわけでございますので、そうした点で募集をし、登録をいたしまして、職員にもそうした機会に勉強させていきたい、このような方向づけをとってまいりたい、このように存じますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 28番（友田博文君） 力強い御回答でありありがとうございます。ひとつその辺はよろしくお

願いたします。

続いて、社会福祉ですけれども、和泉市の寝たきり老人は300人ぐらい、1人暮らしの老人については1,000人ぐらいおられると聞いてます。今年でしたか、父鬼で火事がありまして、ものすごく元気なお婆さんだったら しいんですが、火事でお亡くなりになりました。私は、このホームヘルパーの方々が、どういうところへ、どういう要請があって回っているか存じませんけれども、できれば1人暮らしの老人については、幾ら元気であっても、何かが漏れるんであろうと考えるんです。

障害者の方々もたくさんおられますけれど、今日は、特に寝たきり老人や1日暮らし老人の方々について質問をやらせていただいていますので、できるだけその方々のところを訪問していただきたい。先ほども話をする事で喜ばれるとか御答弁がありました。老人に生きがいを感じさせてもらえるということを考えるわけでございます。そのような中、年に何回か訪問できる方法なり、あるいは訪問できなければ、電話でも「どうですか」と聞いていただけのような対話というか、そういう方法を考えていってもらえば、福祉面でももう少し前進するのではないかと思います。

もう1つは、老人医療に関しては、やはり総合福祉計画の中に入ってくると思いますが、老人というのは、大変病気が多いと思うんです。そのような中で、どこの病院に行っても、その老人については、初めから診察しなくてもカルテが出るんだという形のものと考えていただけないかどうか、お尋ねいたします。

- 福祉課長（金谷宗守君） 1点目の独居老人に対する訪問あるいは電話等についてお答えいたします。

独居老人あるいは寝たきり老人については、本市から社会福祉協議会に対しまして、友愛訪問活動というものを委託して行っております。そのほかにも民生委員児童委員協議会が、また別個に友愛訪問を行っております。この2種類をやっているところでございます。他市では、ホームヘルパーが独居老人に対して電話をしていると聞いております。本市の場合はそういうことはやっておりませんが、今後、ヘルパーを充実していく中でそういうことも可能かどうか、いろんな面から検討してまいりたいと考えております。

- 市民生活部次長（池辺修次君） それでは、老人医療の関係につきまして、健康課池辺からお答えいたします。

現在、70歳以上の老人保険の該当者といたしまして、対象者が7,000名ほどおられます。疾病につきましては、各医療機関によってまちまちでございますので、カルテをすぐ出せるかどうかにつきましては、現在のところでは無理かと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

ます。

- 議長（穴瀬克己君） 友田議員に申し上げます。

予定の持ち時間が90分を超過しておりますので終わっていただくよう、御協力をお願いいたします。

- 28番（友田博文君） 時間が超過してえらいすみません。そういうことでヘルパーの方もひとつよろしく願いいたします。

老人医療につきましては、そういう方向で前向きに情報管理課を通してシステムづくりを考えていただきたいと思います。

農業振興対策につきましては、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○

- 議長（穴瀬克己） 次に、7番・赤阪和見君。

（7番・赤阪和見君登壇）

- 7番（赤阪和見君） 7番・赤阪です。質問通告いたしました平成3年度市政運営方針についてであります。毎年の第1回定例会の質問において私が取り上げてまいりました項目を顧みて見ますと余り変化は見え、目新しいものはありません。裏を返せば、百年1日のごとくと申しましょうか、余り行政の進展がなかったのか、私自身の成長がなかったのかと自己嫌悪に陥るところであります。しかし、私たち議員は、市民の安穏な生活と真の潤いと喜びを感じられる思いが少しでも実現されるよう努力し、考え、実行に移していかなければならない使命が与えられているわけであり、理想実現への一歩でも、また、半歩でも歩みを進めるための行動であると確信し、質問をいたします。

まず、本年度予算の中で（仮称）和泉台第一小学校、（仮称）和泉台第一中学校新設に当たり、中水の利用施設が組み込まれていると伺いました。また、下水道処理計画区域外の生活雑排水対策として合併処理浄化槽の活用を図るための説明会や住民意識調査等を行い、合わせて設置に対する助成制度について検討に入ると約束していただきました。また、町会、自治会等が地域の防犯対策のために設置した防犯灯の電気料金を助成する予算が計上され、また、生ごみの堆肥化処理など、ごみの減量化、資源化に対して市民モニターの募集、実施、分別収集モデル地区の設置については、私が常に訴えてきたところであり、実行に入っただき、まず、本件に対してお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。仮に本予算が通った暁には、担当者におかれましては一層の努力と英知を絞り、市民協力をいただきながら実りある内容にしていだけるようお願いいたします。

さて、本題の質問に入ります。平成元年第1回定例会の私の一般質問は市長に答弁をいただき、担当部局の方々からは答弁をいただいております。今回の質問のすり合わせにおきまして、前々回の質問を踏まえて話し合いもしておりますので、質問内容をお読みの上ということで合わせ質問をいたします。

1点目の「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の中で、都市化の進展とともにこれらの一部が失われつつあるのは、トリヴェールの開発、コスモポリスの開発ではないかと思えます。和泉市都市計画和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業計画の概要の1点目の開発の基本的な考え方の中で、(2)本地域はなだらかな丘陵地形を生かし、自然環境の保全と回復に配慮した計画をする、となっておりますが、地表1枚むいた後、何が自然の保全なのかと思うわけであります。また、植樹祭が定着したと言いながら、本年からは「都市緑化フェア」と名称を変えていますが、どうしてなのかお答えを願いたいと思えます。

次に、和泉中央丘陵整備事業について、駅前広場の名称が駅前交通広場が変わっておりますけれども、駅通行者、駅利用者の憩える広場はつくらないのかどうか。また、本市の表玄関口も和泉府中駅前広場と銘打っておりますけれども、これも計画を見ますと駅前交通広場ではないのか。利用者の憩えるスペースの確保はされているのかどうか。

市営住宅についても、入居者の利便性の増進と効率的な維持管理を図るため、財団法人和泉市住宅センターを設立すると言うが、どのような入居者の利便性、効率的な維持管理ができ、現在とどう違うのか、お答えを願いたいと思えます。

「安全で快適な生活環境を整えるまちづくり」の中では、上水道の充実は、平成9年度目標の高度処理水の導入には触れず、トリヴェール和泉に関連する第4次拡張事業計画を目玉事業のように説明しておりますけれども、市民は、安全でおいしい水道水を望んでいるではありませんか。高度処理水もさることながら、安全でおいしい水は、美しい原水からであります。ふるさとの川のモデル事業、美しいふるさとの河川をつくり守るため合併浄化槽設置の推進、ごみの市民モニター、分別収集モデル地区の設置に関し現在の人員で十分なのか。今後の人員計画はどのように持っているのか、お聞かせ願いたい。

3点目の「豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり」の中では、ふるさと創生事業による森林浴コース等の整備とあります。和泉市総合計画 実施計画の中にも、緑道、歩行者専用道路のネットワークの整備、(仮称)槇尾山森林浴コース整備事業等が出ておりますが、どこへネットワークをされる計画なのか。また、同文の115ページに観光資源の整備、観光ネットワークの推進とあります。基本方針は、名所旧跡を緑道や自転車、歩行者専用道路などによりネットワークして自然環境など観光資源の積極的な活用を行い、市民だけでなく、府

民も楽しむことのできる観光の振興に努める、とありますが、この文を見まして、私は次のようなルートを考えました。

青少年の家からハイキングで出発し槇尾山頂へ、そこから三国山レーダー基地へ行きます。そこからふもと父鬼へは、木々の間から四国、淡路島を望みながら、新しくできるであろうゴルフ場内の散策道路を通して大野のあみだ寺へ出ます。そこから和泉ラーバン・ライフ・リゾートで一泊。

翌朝、松尾寺公園緑道から東部トリヴェール、そして、西部の産業ゾーンへ行きます。久保惣美術館で美術を楽しみ、茶を一服所望しながら、学園ゾーンを通して副都心の駅前へ。いしたちはら公園から三井団地の修復された縦穴式住居、そこから槇尾川の美しいふるさとの河川で水遊びをいたしまして、熊野詣での小栗街道、日蓮大師も通った和気から信太へ。途中では、桑原井戸ものぞきながら「彼国清水多く、出ずるところなるは和泉と号す、泉は水の名なればけり」、日本得名の泉井上神社の境内の和泉清水も見てください。

そして、府立弥生文化博物館で古代人の生活の厳しさ、優雅さ、ゆとりも眺めながら、黄金塚古墳で魏王が耶馬台国の女王卑弥呼に贈った銅鏡の1つではないかと言われる「絵文帯神鏡」を思い浮かべ、鶴の夫婦が子供を産みに来たと言われる鶴山台へ。自衛隊演習場の利用できないところを借りてできた、日光の杉並木よりも大きくなろうとしている小さな未来性を秘めた杉木立が両脇に二重、三重と連なって見渡すかぎり続く中を、計画道路池上下宮線に寄り添いながら、日本一の杉谷馬事公苑で馬と親しみながら光明池へ入ります。ここでは、東洋一のバランスド橋アーチのあいあい橋を渡って四季の花溢れる歩行者専用道路を通して鐘のなる丘へ。まだまだ開発されていない春日神社奥から黒石くらね、市内唯一の雑木林、くぬぎありかしあり、あそこにもここにも見られない珍しい木々の間を進みながら、全国の菊を集めた国華園へ。ちょっと足を伸ばせばサイクルスポーツセンター、滝谷ダムへ。クライマックスはダイヤモンドトレーンのハイキングコースへ入るわけです。

これは私の夢でしょうか、ロマンなのでしょうか。総合計画の文の底に沈んでいるだけではなく、賢明な市長初め理事者の皆さんによってやがて浮き上がってくると思いますが、いかがでしょうか。

4点目の「地場産業を活性化し、明日の産業を創造するまちづくり」では、農林業、商工業の振興については、近年の和泉市においては何も見えないと言っても過言ではないと思います。コメ、みかん、木材、ゆかた、綿布、人造真珠と言葉は聞こえてきますが、見えてきません。市民が手に取り、見て、さわって、そのような施策がもっと必要ではないでしょうか。

5点目の「生きがいを感じずこやかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」について

は、健康の保持増進、国民健康保険事業の中での方針は、言葉は病人になってもこれだけのことを準備して待っているからどんだんいらっしやい、と言っているように聞こえてなりません。医療サービスの向上とか、全自動錠剤分包機、薬袋プリントシステムの導入とかをうたっております。国保では、市政方針は財政一本であります。基本的に市民の立場からすれば、病院、国保は、病気を診断し直すための経費を負担するのは当然であります。その前に病気にかからないように考え、教え、指導する施策がこの項目では必要ではありませんか。

最後に、平成7年目標の新庁舎建設の方針は、今年も出ておりませんが、いかが検討されているのでしょうか。あと残すところ4～5年であります。どたばたとできるものではありません。また、半端なおカネでもありません。計画を練りに練り、その上に検討に検討を重ねてこそ、いいものができるものではありませんか。その点はいかがでしょう。

答弁によっては自席より再質問の権利を留保して終わります。

-
- 議長（穴瀬克己君） それでは、理事者の答弁は午後をお願いをいたしまして、午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

赤阪議員の質問に対する理事者の答弁を願います。簡単に質問要旨に沿って答弁を願います。

- 公園課長（樋渡顕治君） それでは、1点目のでき得る限り保存に努める、とはどのようなことか。2点目の都市緑化フェアに改名した理由。3点目の緑のネットワークにつきまして、公園課樋渡よりお答えいたします。

でき得る限り保存に努める、という1点目につきまして、自然環境に影響を及ぼす行為で、開発面積1ha以上の住宅地の造成などは、大阪府自然環境保全条例に基づき、自然環境の保全と回復に関する協定を知事と締結しなければなりません。和泉中央丘陵住宅開発におきましても、平成元年10月に、協定を締結しております。その協定の内容は、開発と自然環境の保全との調和を図り、積極的に自然環境の回復を図ることを目的として、通常、住宅地の造成については、市街地区域にあっては、開発区域面積の3%以上の面積の公園を設けることとなっておりますが、昨年、大阪府と締結した内容は、開発区域370haの19.1%、70.6haの公園、緑地、緑道などを設置するようになっております。

なお、それ以外には、特定業務施設、1戸建て住宅での緑化協定を推進するよう……。

○ 7番(赤阪和見君) すみません。答弁の途中ですが、そんなことは聞いてないわけです。表現、語句の解釈が変わっているわけでしょう。僕は質問では、一皮むいてそれがなぜ保全なのか、とお伺いをしているわけです。そのプロセスはいろんなことがあるでしょうが、だから市長、基本的な考え方について僕は答弁を願っているわけですね。朝からの友田議員さんの質問の中にもありましたけれども、ただなら答弁するだけではなく、その内容は本を読めばわかるわけですね。基本的な考え方が変わっているんやから、それはどうなのかと聞いてるんですこれは原課でずうっと答えられて結構ですが、これは第一助役、第二助役もおりますが、第二助役が担当でしょう。また、市長が最高責任者である。だから、市長の市政方針について、という中から質問を起こしているわけです。その基本的なことだけでなく、理由付けばかり言われても困りますわ。

○ 議長(穴瀬克己君) 理事者側に申し上げます。

質問者の趣旨に沿った簡単、簡潔な答弁を願います。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 説明が長くなって申しわけございません。先生が御指摘のとおり、中央丘陵の開発計画の概要の基本的な考え方の中で、従前は、自然環境を十分組み込んだ計画を行う、といったような表現もさせてもらっていたわけでございます。先ほど、課長が申しておりますように今回、大阪府の自然環境保全条例31条の規定によって、公団と大阪府との間に自然環境の保全と回復の関係の協定したということで、自然環境の保全と回復に配慮した計画、という表現を使わせてもらっております。

環境の保全につきましては、いわゆる造成によって皮をむいていく中で自然環境の保全という表現は不適當ではないか、という御指摘だと思うんですが、われわれといたしましては、部分的ないわゆる公園づくりとか 緑地を残していくとか、できるだけ自然環境の保全を図りたい。合わせまして、回復の問題につきましては、先ほども協定のことについて若干触れておりますが、それぞれの手法をできるだけ生かしながら緑豊かなものの回復に専念いたしたい、かように思う次第でございますので、よろしく御理解いただきたいと存じます。

○ 7番(赤阪和見君) ですから、この出てきた文面自体は、ただ、公団から出てきただけであって、私たちの考え方とか市行政の考え方は全く入ってないと言っていいんじゃないか。やはり自然環境を保全していくのと、つぶしたやつをもう一度環境を整備していくのとは違うわけですよ。出たものをただもらうだけの行政でなく、本当の行政によって、私たちが自然環境に親しむことが実際にできるのかどうかという点をお伺いしているのです。言い回しは下手かもしれませんが、その点の質問の趣旨をよく汲んで答弁してください。

- 議長(穴瀬克己君) 続いて答弁。
- 公園課長(樋渡顕治君) 植樹祭から都市緑化フェアに改名した理由についてお答え申し上げます。

植樹祭の名称につきまして、府下各市の実態を調査いたしましたところ、植樹祭は、国及び府県レベルで実施されているものが多く、大規模に実施されているのが実態でございます。市町村レベルでは、緑化フェアなどの名称で各市公園担当レベルで、市街地において緑化啓発を目的に実施されているのが実態であります。

本市におきましては、近年の市街化の進展によって市街地での緑が失われつつある中、都市の緑化を主眼として、市民に緑を大切に守り、育て、増やそうを目的とした啓発事業として当初より取り組んでまいっておりますので、本年度から所期の目的に従って都市緑化フェアと改名し、なお一層創意をこらし、引き続き都市緑化月間の10月に市内適所で実施してまいりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

- 7番(赤阪和見君) ですから、私は昨年か一昨年でしたかの一般質問の中で、植樹祭という言葉の定義は何か、と質問したことがありますね。ということは、これは植樹祭ではなかった、間違いであったと理解していいんですか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 間違いという意味ではございません。植樹祭というのは、もともと山へ植えてきたものから発足して国レベルで行ってきたのが実態でございます。公園関係においても、植樹祭と名前を打っているのもございます。ただ、これは大阪府でも農林課のレベルでやっているものでして、市の公園レベルでやっているのは、最近になっていろいろ調査した結果、緑化フェアという名前が非常に多い、こういうことかと思えます。
- 7番(赤阪和見君) 間違いではなかったとおっしゃいますが、植樹祭というのは山を中心に農林団体が主体になってやってきた。しかし、以前にも何がしゃくなげが植樹祭ですか、ぼたんが植樹祭ですか、と聞きました。今、あのしゃくなげが咲いてますか、ぼたんも咲いてますか。
- 公園課長(樋渡顕治君) 咲いております。
- 7番(赤阪和見君) しかし、本当にそれが植樹祭という定義と都市緑化フェアという定義は違うんだということを再三、僕は質問したはずなんです。これが緑化フェアと名が付けば、結局、市街地における公園だとか学校などでひとつの緑というよりは、花とかそういう花木に親しんでもらうという努力は認めるんですが、植樹祭となってくると、単に木を植えるだけではない。北海道の漁業団体が植林をしている。どういう意味ですかと言いますと、魚がおいしい水のあるところへ来るということがやっとわかってきたんですね。それで100年という遠

大な計画の中で漁業団体が山に木を植えていこう、枝打ちも下刈りもやっていこう、そういう中で農林と漁業がタイアップしてやってきている。

先ほども話がありましたが、みかん園についても、96.5haがみかんの木を切られたままになって跡地の利用はされてない。保水能力がなくなり河川が汚れる。常にちよろちよろ水でも流れていかなければならないのに全部一時に流れてしまう。それをどうするのか。だから、ここで言う植樹祭と都市緑化フェアは全くかけ離れたものであると僕は解釈してるんですわ。その点について基本的にどうですか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） いわゆる戦後、治山治水を中心とした植樹祭が都道府県レベルで現在まで行われてきたわけでございます。われわれといたしましては、都市化の進展、開発の中で緑に対する扱い方が非常に大事になってまいっております、できるだけ公園も含めまして緑化に努めているのが現状でございます。少し表現の違いがございますが、木を植え、育てていくという基本的な立場では、われわれも同じではないかと考えております。
- 7番（赤阪和見君） 都市緑化フェアが悪いとは言っていないんです。僕らも提案しているように、結婚25周年の銀婚式の記念の森とか50年の金婚式の森とか市民の誕生の森とか、いろんな森をつくりなさいということなどは都市緑化フェアの中ですよ。桜でも花木でも結構ですよ。しかし、この植樹祭は部長がいみじくもおっしゃるように、治山治水を目的に国や府がやってきたもので、私たちがこの5年間やってきたものとはなじめんということでしょう。それとも、全く同じものと理解していいのかどうか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 表現のニュアンスが難しくて申しわけないんですが、植樹祭という表現につきましては、従来からやってこられた伝統的な意識が国民の中に定着しているわけです。現実には私どもが公園行政の中で取り組んできた都市緑化というものの理解の差がうまく調整ができていない、こういう点がございますので、われわれが実際に行っているいわゆる都市緑化を主眼とした表題に改めていった場合にはどうなるかということで、都市緑化フェアという名称の方が、実際の行政の実態と展開とがマッチするのではなからうかと感じているわけでございます。植樹祭そのものを否定する意味ではないわけです。
- 7番（赤阪和見君） 何も否定するとは言ってません。ここで大事なのは、それでは農林はどうするのか。みかん廃園154.1haの中で半分以上の96.5haが切ったままですよ。今、公園課だけに任じてしまっているから緑化フェアと名前を変えた方が市民になじみがあるだろう、こういうお答えですね。植樹祭という形の中で大阪府下で大きく緑、森林を有する和泉市にとって大事なのはそういう点ではないか。これは植樹祭を公園だけに任じてきたからこうなってきたわけであって、農林も商業も、そして、私たち和泉市民が、緑に親しむという自信と誇り

を持てるため和泉市の山間部を育てるにはどうすればいいか。このまま植樹祭を削っていいのかどうかという点がありますよ、と質問したわけです。その点は少し注意しておいてください。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 計画課長（中屋正彦君） 鉄道の延伸に関係いたしまして、駅前交通広場について2点の御質問をいただいておりますので、計画課中屋より御答弁をさせていただきます。

いわゆる駅前交通広場と名称が変わっている、という御指摘でございます。このことにつきましては、いわゆる都市計画上の正式名称に改めさせていただいたということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、駅の利用者等が駅前交通広場内に憩える場の計画設置についてどうか、という御質問でございますが、この点につきましては、朝からの友田議員さんの御質問に対して都市整備の課長からお答えさせていただきましたとおり、いわゆる南北に設置が予定されておりますシビックセンターの整備計画案について、せんだっての開発特別委員会の中で駅前交通広場並びに鉄道の計画案の内容を説明をさせていただきましたときに、駅前交通広場の上にさらに南北のシビックセンターをつなぐいわゆる歩行者専用の幅員10m、延長110mの歩道橋を計画予定である、と説明を申し上げました。これが南北のシビックセンターをつなぐ歩道橋になります関係で、それを結ぶ南北の領域に人々が憩え、集える広場をつくっていききたい、こういう形で計画案の中で、公団との間で設置できるように詰めていききたいと考えてございます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 建設部次長（谷 俊雄君） 引き続きまして、和泉府中駅前整備について憩いの広場があるのか、という件につきまして、道路課谷よりお答え申し上げます。

現在の府中駅前広場は、機能的にも美観的にも不十分でございますので、かねてより何とか整備をしたいと考えておりましたところ、昨年の花博の関連事業として、大阪府の方でこうした駅前広場の整備が補助事業となりました。また、その他の事業の導入も図られることになりましたので、これらを生かしまして今回、整備を図ろうとするものでございます。また、現在の面積の中で整備をするものですので、基本的には交通機能を図ることを目的にしておりますが、この限られた面積の中でも約890㎡のところには植樹というか、緑を植えたいと考えてございます。さらに、憩いの広場とまではいかないんですが、タクシーの乗り場を兼用した、あるいはまた駅から降りて来た人の通路を兼ねたようなところにも、小規模ですが、420㎡ほどのところにも緑を植えた場所を設けていききたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 私たちは、今まで中央丘陵の駅前広場と聞いておったのか、正式名称

に変えたということですね。私は委員長をしているので、この前も委員会で話を聞きましたが、歩道橋というのは、あくまでも歩道橋ですよ。南から北へ行くね。その間に欄干にしろ、いろんな形をとるんだということは聞いてます。しかし、南北にそのような広場ができるというのは、まだあなたとこの希望でしょう。できるんですか、はっきりとね。そういう正式名称に変えたというのは、何かペテンにかけられたような気がするわけですよ。最初の計画からほんこの前まで駅前広場ということできたんです。それが交通広場に変ったというんでしょう。このような形で駅前広場ができるんだということで助役さんも聞いてきたはずですよ。それがここへきてころんと交通広場に変ってくる。そこら辺の感覚について、和泉市の主体性というのはどこにあるのかと思うんですが、この点はいかがですか。

- 計画課長（中屋正彦） 説明が不十分で申しわけございません。実は、駅前広場という名称につきましては、従来から一般的な一番わかりやすいという形で現在まで使用させていただきました。ところが、せんだっての御説明で御理解をいただいているとおおり、いわゆる人工デッキによる駅前広場の機能につきましては、バス、タクシー、それから一般車等の鉄道との交通結節点において、いわゆる車と鉄道をつなぐことが、円滑かつ安全、快適かつスムーズにいけるという機能を持たせ、なおかつ、集計的な機能そのものを駅前の交通広場に持たせております。

それと、駅前交通広場を計画するに当たりましては、車と人を分離するということが基本的な観点でありますことから、人工的に駅前交通広場の上に南北のほぼ3階ぐらいを結ぶ歩行者専用のデッキを掛けるという計画でございます。名称につきましては、いわゆる機能を表現した形に改めさせていただいたということでございます。

- 7番（赤阪和見君） それでは、駅というのは何かということです。今の話を聞いていると、単にバスや車、自転車で来た人が降りて、ずっと電車に乗って難波へ行けるということですか。本来の駅の機能は何か、その点の感覚は何もないでしょう。車と歩行者がぶつからないようにと言うが、もちろんですよ。

ゆとりというものは、心のゆとり、精神のゆとり、時間のゆとり、それから、私はありませんがおカネのゆとりというものがあります。その駅前にわっとなってしゅっと電車で行けるのが本当にいいのかどうかということがある。だから、駅前広場という名称が付けば、いみじくもおっしゃったように頭の中には、ああ、駅前にこんな広場があるんだな、という今までのニュアンスで考えられてきたものが、今度は、機能という面で駅前交通広場に変えたんだということですね。それでは、駅前広場はどこへいくんですか、と聞いたら南北やという答弁をもらいました。南北という確約があってどんなものができるのか、一応、披瀝してくださいよ。私

は何も聞いてませんよ。その点、第二助役さん、どうですか。

○ 議長（穴瀬克己君） 質問の趣旨を明確に踏まえた答弁を願います。従前の憩いのある駅前広場というイメージと、交通広場という限られた形でのイメージについての的確な答弁を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 私の方から答弁をさせていただきます。

いわゆる駅前広場というものは、従来は、ほとんどどこでもそうでしょうが、今、課長が申しておりますように交通的な機能が中心だと思います。今回の場合でも完成した暁には、いわゆる泉山の道路部分ですが、合わせて市道としての認定もお願いするような管理形態になろうと思います。基本的な機能としては、交通機能は持っております。ただ、言われるような駅前としてのオープンスペースといったものについてはどうするかという問題につきましても、3階部分に南北をネットする歩行者専用道の付け根の部分に一定のオープン空間をつくり、部分的なものです。シビックの中でのイメージも引き上げていくよう、現在、事務段階で調整もいたしております。今後、シビックの計画が具体的に示される時期に合わせて御説明も申し上げていきたい、かように思います。

○ 7番（赤阪和見君） 駅前へ行って、電車にもう少し時間がある人はちょっと憩えるなという、あるいは子供が中央丘陵に住んで大阪からお婆ちゃんが訪ねて来て駅に降りたとき、ああ、ええとこに住んでるな、と思うか、バスやタクシーでごちゃごちゃしているな、と思うか、こういう感覚が必要なんですな。その感覚が出てない、その計画がされてないということですよ、今の部長の答弁ではね。市長さんは昨年一昨年何回も外国へ行ってますが、外国の駅前広場も見て来ているでしょう。今の部長の話では、よそもこうなってるんや、ということですが、よそにないものを和泉市でつくるために100万坪の計画でやっているのと違いますか。まして、副都心でしょう。そこには顔がなければなりません。そのためにどういう計画を持っているのかということですよ。その点、どうですか。

○ 市長（池田忠雄君） 私よりお答えさせていただきたいと存じます。

議員さんが御指摘のように、駅を中心に1つのシビックゾーンをつくってまいりたい、このように考えてございます。シビックゾーンというのは、ゆとりのある、アメニティー豊かな、買い物もできるようないろんなゾーンの設定について、市と公団がこれから協議に入っていくということは、そのとおりであります。その際、いろんなことを考えてまいりたいと思います。

今、部課長が答弁しておりますのは、いわゆる駅前広場にはいろんな定義がござりますが、いわゆる交通アクセスの拠点でござりまするので、そこに集まってくるタクシー、自家用車あるいは自転車の問題を円滑に処理していける広場が交通広場だと理解しております。駅の一角

としては、そういう交通広場的なものが1つの大きな機能だと存じております。

ただ、それだけなのか、という御指摘だと思いますが、それは申し上げておりますように、歩行者天国の広場もつくれば、あるいはその一角に少しでもゆとりのあるものも考えてまいりたい。それらを取り巻く何万坪かのシビックゾーンというものを副都心として、仮称でございますが和泉中央駅周辺の1つのモニュメントのようなものもぜひ公団と協議の中でつくらせていただき、駅を取り巻く素晴らしい環境をつくってまいりたい、今でもこのように考えておりますので、これから公団とシビアナ協議に入っていきたい、このように存じております。

- 7番(赤阪和見君) あの駅前について、一番最初に上がってきたのが交通広場ですよ。市長が言われるように、これからシビックゾーンづくりの協議に入るといことで、その中でこういうものを考えているということですが、はっきり上がってきているのが交通広場です。本来ならば、あれだけの面積に新しい町をつくるんですから、そういうところもつくるとか、いろんな形があるでしょうが、一番最初にできるのは交通広場ですわ。後のええところについては、これは人間の性ですな、うまいものを後で食おうというね。犬というのは、先にうまいものを食い、後でもむないものを食う。うまいところをばんと出さないよということですよ。

この前、光明池のバランスド橋のアーチができたとき、一番最初につくってくれたらあれをメインに売れたのに、という感覚がありました。うまいところを先に食って後は順番に詰めていく。こうすれば、われわれ議員も心配しないんです。しかし、シビックゾーンについてこれから協議に入るといことで何の絵も示されない。パンフレットも外国の写真ばかり。これでは何の喜びもありませんよ。今回、このような形になってくるのならば、もっと早急にきちんとした方向性を出していただきたい。

これで終わっておきます。次をお願いします。

- 議長(穴瀬克己君) 次の答弁。
- 建設部次長(赤田信信君) 市営住宅について、利便性と効率的な維持管理について、住宅課赤田から答えいたします。

和泉市営住宅は、平成3年度末では一般住宅442戸、改良住宅1,642戸、丸笠団地132戸を含めまして……。

- 7番(赤阪和見君) 数はよろしいですからね。効率的な維持管理ができて現在とどう違うのか、入居者の利便性について教えてください。
- 建設部次長(赤田信信君) 中でも、改良住宅は一地域に集中し、市営住宅を核とした町となってまいりました。これら住宅は、現在、事業中でありますので、当初の建設、入居事務は改良事業部において行っていただき、その後、住宅課へ引き継がれております。入居後のいろ

んな問題その他の問題につきましては、改良事業部及び地元の入居組合等がかなりの役割を果たしているのが現状であり、他市に比べても管理状況は高い水準にあります。今後、これらを維持するため、その事業内容から現地に立脚した管理が望まれます。

また、一般市営住宅についても、管理人による定期集金、巡回管理等積極的な管理を行うためには、現在の体制充実を行わなくてはなりません。このためには財団法人に委託することが効果的であろうかと考えております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

- 7番(赤阪和見君) 入居者の利便性についてはどうかという点は……。
- 建設部次長(赤田儔信君) 入居者の利便性でございますが、ただいまでは住宅課と入居されている方とは距離がございますので、やはり入居者の中へ入り込んだ管理ができるようにするというところでございます。
- 7番(赤阪和見君) それでは、この財団法人のセンターは、唐国にも横山にも松尾寺にも伯太にも信太の地域にもできるんですか。
- 建設部次長(赤田儔信君) 一般住宅については定期的に巡回管理を行って維持管理を行っていきたい。事務所は、1カ所でございます。
- 7番(赤阪和見君) それを今のままではできないんですか。
- 建設部次長(赤田儔信君) 近隣市の住宅課の職員の数を見ますと、職員1人当たり平均約100戸の割当てでございます。しかしながら、私ども和泉市では、1人当たり277戸という戸数を持ってございます。他市の状況でも、地元の協力等がなければ良好な管理が望めません。今回、大型の修繕や督促等は市で行い、サービス面等は、委託で行っていくことが効果的であると考えてございます。
- 7番(赤阪和見君) 結局、他市は平均1人100戸、和泉市は277戸やということですが、職員が足らんということでしょう。財団法人にしたらうまいこと楽にできるという甘い考え方はやめてほしい。これは予算委員会でやりますので、次をお願いします。
- 市長(穴瀬克己君) 次。
- 市民生活部次長(岸田秀仁君) ただいま御質問をいただきました環境衛生課に関係いたします事項につきまして、岸田からお答えさせていただきます。

少数の人員配置で予定している減量化対策事業等の実施は可能であるのか、という御質問、御指摘をいただきましたが、当課のみならず、市全体の問題といたしまして本市の財政環境を考慮し、人件費等を抑制する必要から、限られた職員の中で最大限の努力を行い、効果的な行政の運営を図っていかなければならず、われわれとしても可能な限り努力していく所存でございます。

来年度予定しております事業といたしましては、分別排出モデル地区の設置、コンポスター容器の使用、市民モニターの募集などのごみ減量化対策事業並びに合併浄化槽設置に対する公費補助制度の創設に向け、対象地区住民の意識調査に積極的に取り組んでいく所存でございますので、御協力、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 7番（赤阪和見君） 御理解できません。新聞の中に特に人事はよく聞いておいてください。

「何かあったら、ゼーンぶ報告することにしてるんです。下手に隠すとろくなことにならないですから」。以前、福井で関電の原発関係者から聞いた話である。額面通り受け取るかどうかは別にして、彼は、そうせざるを得ない理由の1つに、福井県の原子力担当者の力量を挙げていた。専門的知識と経験を蓄えたスタッフがいるため、いい加減な報告は通らず、その実力には、通産省・資源エネルギー庁も一目置いているという。

蒸気発生器細管の驚くべきギロチン破断という恐るべき事故が発生した美浜原発2号機の事故。破断した細管の生々しい写真が公表されるまでの連日の発表経過は、素人の私にもわかりやすかった。

対照的だったのは、破損した大量の金属片が原子炉内に落ち込んだ東京電力福島第2原発3号機の再循環ポンプ破損事故（1989年1月）。近年の重大事故の1つに数えられるのに、一応の経過発表はほぼ1カ月後。東電は破片を回収しても、しばらくそれを県に報告しないという地元無視の対応だった。美浜事故の真相はもっともっと究明されなければならないが、自治体の側に力があるとないとでは、大変な違いである。

結局、職員が本当に力があるか。逆に言いますと、皆さん方から私たち議員に対して、議員が本当に力があるか、1人、1人はどうなのかというところを問われている文章だと思います。その点では、しっかりとした体制を敷いていかなければ、文化的な生活をこれからもしていきたいとするならば、このごみ問題、環境問題を避けて通ることはできないと思うんです。その点では市長、今の原課で一体何人の方がこの専門的な知識を持っておられますか。

この施策について先ほどもお礼も申し上げました。合併処理浄化槽設置に対するアンケートや説明会だとか、また、ごみの分別収集についての説明や理解を求めるいろんな活動があります。原課では一生懸命にやります、と言うでしょう。やってできなければそれでいいんですよ、市長。本当にそこに はっきりとした人員配置としっかりとした方向を立てていかなければならない重大な項目でしょう。

あの窒素水俣がばらまいた公害が、今、何百億というカネで和解しようとしています、当初に会社側がきちんと設備を整えておけば、数百万円で済んだと言われます。今、人員の1人、

2人については大変な予算でしょうが、それを張り付けることによって、10年、20年あるいは100年後には、あのとき、あれだけの英断でやったが故にというものを今出すか、あるいは水俣病の悲惨な状態をそのときにわれわれの子孫が感じるか、その点、市長はどのようにお考えか、責任ある答弁をお願いしたい。

○ 市長（池田忠雄君） ごみ戦争と言われている折から、ごみ問題は、市民生活にとって避けて通れない課題であることは御指摘のとおりであります。いかにして分別収集を徹底していくか、あるいは堆肥的なコンポスターについてアンケートも取っていかなければならないという業務が、重大な課題として山積をしているのは御指摘のとおりであります。これに対する人員配置の件については真剣に考えて対応していきたい、このように考えます。

○ 7番（赤阪和見君） 本当に市民から訴えを受けて真剣に対応できるような信頼の置ける職員員の成長をひとつよろしくをお願いいたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 議員さんの御質問が多岐にわたり、高度の御提言でございますので、私から総括してお答え申し上げたいと存じます。

ふるさと創生の森林浴コースというものは、青少年の家を起点にさせていただき、いわゆる樹木の間を歩いて森林浴をしながら頂上に至り、頂上には、はるか神戸まで一望に見渡せるような展望台をつくらせていただき、それを手始めに他のハッキングコースに結び付けることができるか、ということにつきましては、今、検討をさせていただいているのが実態でございます。

市内にはいろんな名所旧跡が多く、歴史と伝統に輝いている本市でございますが、御提言は、それらのよさがありながら点に過ぎないので、もっと線に結び付けていくような施策をとらなければならないという意味合いから、観光コースとしてネットワーク化が必要ではないかということと存じます。

仰せはごもっともでございます。私もいろんな名所旧跡、自然のよさを線で結んでいく必要性は痛感しております。例えば先般、オープンいたしました大阪府立の弥生文化博物館と本市が誇る久保惣記念美術館をどのようにして結んでいくか、これも文化的な大きなネットワークとして考えているのが現実であるわけであります。それ以外にも自然の緑のよさを点から線に結んでいくかにつきましては、これからの課題として検討させていただきたい、かように存じております。

○ 7番（赤阪和見君） これは何も僕が提案したんじゃない。この和泉市総合計画実施計画に書いてあるんです。この中のネットワークとは、どんなものを考えているんですか。

○ 市長公室理事（稲田順三君） 稲田よりお答え申し上げます。

御存じのとおり、この総合計画につきましては、昭和59年、「調和と活力ある人間都市和泉」ということで第2次総合計画を策定いたしました。これをいかにして確実に可能なものとして実施していくかがわれわれの課題であります。これは一応、3年のローリング方式でもって、10年間の区切りの中で考えておりますが、いわゆる長期的なビジョンあるいは中期、短期の問題等いろいろございます。今、おっしゃるネットワーク化については、確かに必要性はございます、そのとおりでございますけれども、長期の時間をかけてやっていきたいと考えております。

- 7番(赤阪和見君) これは聞いた話なのではっきり言いませんが、今、藤本義一という作家をホテルに監禁して小説を書かしたら、一生かかっても書けないぐらいの資料は持っているという。死んだ井上靖さんの「敦煌」という小説にしても、15年間も30年間もの資料からできているんです。何もしなくてそれができたわけではありません。いろんなことをしながら、そこへ行ったついでに調べ、これも調査した。また、あの人はこういう調査をしているな、ということで資料もくれる。その積み重ねが15年なり30年かかったということで小説ができて上がるのです。

僕の話は、何も遠大な計画ではありませんよ。点を線に結ぶだけ。歩行者専用のネットワークの整備、観光ネットワークの整備について、名所旧跡を緑道、自転車や歩行者専用道路によってネットワークして、と書いてありますが、これを本当に考えていくべきです。今、市長が4つの目玉を打ち上げてます。ラーバン、コスモの開発、トリヴェール和泉、駅前再開発とね。この線だけでも結べば、その端々の要らない土地と言えば語弊がありますが、利用価値の少ない土地を少し利用価値の高い土地も入れながら結ぶ。

ふるさとの美しい川、松尾山の緑道も入れ、あるいは今あるダイヤモンドトレーンも入れなさいよ、国華園もありますよ、ということです。もう一度やりますか、わかっていますかね。今、あのあいあい橋から2km上に鐘の鳴りっぱな丘があります。この間が遊歩道ですが、それをどうして結んでいくか。空想的に絵を描いたら、車が来るわけではないから直角に曲がってもいけますかね。そういうところを少しずつでもつくっていくのが、このネットワーク構想の今日出発する原点ではないですか。100年先や、遠大な構想に立ってと言われますが、その点をどう理解していただけますか。

- 市長公室理事(稲田順三君) 確かに先生が御指摘のとおり、今後、十分にわれわれとしても関係課と調整しながら、多くの名所旧跡をうまくネットワークができるよう検討していきたい。われわれもそういうネットワーク化は必要であると十分に認識させていただいておりますので、今後、遺跡とか文化遺産を効率的に結んでいくよう真剣に取り組んでいきたいと考えて

おります。

- 7番(赤阪和見君) ひとつしっかりと考えてください。そうでないと面白くないと思います。「昨年、文化庁などに届け出た埋蔵文化財の発掘件数は全国で2万5,000件。そのほとんどが記録保存である。せっかくの文化遺産、古代のロマンを町の活性化に役立てようということで、京都府加悦町が町の年間予算の3割近くの7億円をかけて、古墳のすべてがわかる施設にしたいということで、小さな町の大きな事業に担当者の夢が膨らむ」とあります。何も無い小さな町の苦しさでもありますが、本当にどうしようかという思いがこういうことにつながってくるんです。

今、和泉市に点在する名所旧跡は、そこへ行こうという人だけで、何も和泉市内を回って行くという人ではありません。先ほども冗談半分にあそこをずっと回ってきたら朝から足が疲れた、と言う議員さんもいらっしゃいますよ。本当に休暇をどのように楽しみ、心が休まるかということを考えていただきたい。僕は、総合計画の中にあるのを少しアレンジしたらああいふふうになったわけです。これは皆さんの意見ですので、しっかりとネットワーク化を進めていただきたいとお願いをしておきます。

- 議長(穴瀬克己君) 次。

- 産業部長(松村吉亮君) 地場産業の振興につきまして、産業部長松村よりお答え申し上げます。

議員さんからは、常々、市民との触れ合いの中での地場産業の振興ということで御指導をいただいております。私どもも大いに感じておるわけでございます。特に本市の地場産業につきましては、綿製品とか人造真珠がございまして、特に綿製品につきましては、泉州織物協同組合とも一体になりまして、木綿の持つ肌ざわりのよさを見直すため、具体的には、平成元年度の商工祭においておむつの配布あるいは平成2年度にはガーゼ地のハンカチの配布などによって市民に直接PRをいたしてまいりました。

また、昨年6月から市民課の協力も得まして、出生児の届け出の際、従前は記念アルバムを進呈しておりましたけれども、綿製品のベビーシートも併用して届け出に來られた市民の方々に受け取り、伝達していただくという方法をとらせていただいております。現在までのところ、おおむね届け出者の3分の1の方がベビーシートを利用いただいているようでございます。また御案内のように、昨年7月には、花と緑の博覧会場における和泉市の日にも、木綿製品の浴衣地を使用したファッションショーを開催いたしました。小規模ではございますが、こういうことで機会あるごとに本市の特産品である綿製品をPRしてまいったところでございます。

さらに、人造真珠につきましても、大阪あるいは日本人造真珠の組合とタイアップいたしまして各種の展示会に展示をするとともに、私どもに事務局を持っております商工業振興会のあっせんによりまして、人造真珠製品を御利用いただくよう市民の方にPRしてまいっているところでございます。

さらに、綿製品につきましては、ただいま泉州織物協同組合の中に活性化センターの設置をしようという機運が出ておりまして、促進委員会もつくって検討いたしております。これは平成4年度に設置されます、第三セクターである株式会社大阪繊維リソースセンター(?)がオープンいたすことにかんがみまして、これらの中とオンラインで結びまして、製品に関する情報とかいろんな市況等の情報を業者に提供していくことも計画しております。地道ではございますが、商工業振興の商工部門につきましては、機会あるごとにそれらをつかまえてPRしてまいりたい、このように思うわけでございます。

さらに、農業関係でございますが、本市での農業経営のほとんどが兼業農家でございます。特に稲作農家に多く、また、農業の労働力についても高齢化が進む一方でございます。本市は、まだ都市近郊農業として地理的にも有利な条件もあります。農業生産の安定供給システムを確立すれば、経営上では可能ではないかと考えられます。これらのことにかんがみまして、農地の貸借を促進して専業農家の規模拡大を図り経営の安定を目指すため、農協推進委員の皆様方の御尽力をいただきまして、農地の流動化促進活動に取り組んでいる次第でございます。

また、消費者の嗜好がますます高級化、多様化することも考えられますので、野菜、みかん栽培農家についても、農業改良普及所を通じまして、より品質の高い作付けとなるよう技術指導が行われているわけでございます。しいたげにつきましても、本年、生産組合を結成いたしまして、作業の省力化を生産性向上のために補助事業として取り組んでございます。また、衰退いたしますコメづくりにつきましても、コメの消費拡大ということでいろんなイベントのときにも皆さん方にポン菓子等の米製品を配りまして、コメの消費拡大を訴えてまいっている次第であります。今後ともよろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 次に、生きがいの問題と庁舎の建て替えの問題について続いて答弁。
- 市民生活部次長(池辺修次君) それでは、健康増進につきまして、健康課の池辺より御答弁をさせていただきます。

活力ある長寿社会の最大の課題は、市民が健康を保持することであろうと考えられます。特に現在では、疾病構造がガン、心臓病、脳卒中等の成人病が中心となっており、これらの疾病は、社会においても家庭においても中核をなす年齢階層に多発することから、社会的、経済的に受ける影響は多大であり、日常の健康管理、疾病予防が極めて重要なものとなっております。

このような疾病構造の動向を踏まえ、きめ細かい保健予防活動の推進を図るため、老人保険事業に基づき胸部検診、胃ガン、子宮ガン、乳ガンの検診等、また、これに伴います健康教育、健康相談、訪問指導、機能訓練など、多岐にわたります各種事業を実施するところでもあります。特に壮年、実年齢の健康に対する自己責任自覚の自覚と認識を深め、生涯を通じて適切な健康づくりに取り組むよう、今後も40歳、50歳に到達した市民の方々には、節目検診)として個々に健康診査の実施表の送付を行い、成人病予防に関する正しい知識を普及するとともに、疾病に対する早期発見、早期治療を基本的に各種事業の推進を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。

- 市長公室理事(稲田順三君) 続いて、6点目の庁舎建設構想と市政方針との関係につきまして、稲田より御報告申し上げます。

平成3年度につきましては、平成7年を目途としております関係から、そのスケジュールからいたしましても、まず、建設資金を積み立てるための基金条例制定の準備及びこれまで収集いたしました各自治体の資料を参考としながら、事務レベルでの計画案の作成に極力努力しているところであります。

基金条例を制定いただくためには、同時に積み立てるだけの財源の確保が必要でございます。あらゆる方途を検討しつつ進めてまいりたいと考えております。この条例制定の時期についてでございますけれども、スケジュールとしては多少流動的な要素も考えられますが、遅くとも平成4年の市議会に議案を醸成できるよう努力してまいりたい、このように考えております。

また、各界代表からなります庁舎建設審議会につきましても、本年度末か、または来年度の早い時期に設置できるよう準備を進めてまいりたい、このように考えております。

これらのことから、市議会に御報告または御審議いただける基金設置及び条例の制定等につきましては、本年度末あるいは来年度の早い時期であります関係上、予算の伴う時期についても、平成4年度になろうかと考えております。これらのことから本年度の市政運営方針に掲載させていただくためには、時期的にも少しではありますが、時期尚早ではないかと考えた次第であります。よろしく願い申し上げます。

- 7番(赤阪和見君) 特に地場産業については、先にも言いましたように、私たちが手に持つという実感が無いわけですね。また、それがどうなるかという実感もないわけです。

それと、健康面のことですが、行政というのは、何もこの部はこうなんだ、この課はこの部の中のここなんだというように、人間というものは、そうははっきり分けて考えられるものではない。そこで、病気になっても大丈夫ですよ、ちゃんとこうしてありますよ、というだけの今回の市政方針ではないか。健康というのは、こういうふうにして守るんですよ、ということが

1つの大きな方向としてなければいけないと思うんです。

そこで、この本にも農業の町で健康について大きな取り組みをされた北海道の一地方の話が載っています。庭先に赤いトマトが落ちていた。これは非常に健康にいいということで、その保健婦さんがトマトジュースにしようと提案した。しかし、農家のお母さんたちは、二日酔いぐらいのときにしか飲まないということで相手にしなかったが、飲んでみると、びっくりするぐらいおいしかった。それで、横路知事の提唱する“一村一品”運動に乗り、ネーミングはラテン語のトマトの学名を直訳して「オオカミの桃」として売った。

そうしたところ、うまいということで第三セクターの振興会社を設立して本格的な生産を始めた。栽培農家は安定的に出荷できるので、安定収入が得られる。商店でも大量に売れるので大量に仕入れる。それを飲んだ町民は、有色の「赤い野菜」ということで健康に役立つ。ところが、これが“健康の輸出”ということになった。今までは町だけで消費していたのが、今度は、外部にまで出荷するようになって“外貨”を稼ぐようになった。わずか健康という問題から地場産業の創設、発展というパターンに発展して行ったんです。

ですから、議員が健康の問題で質問したら、何も健康課だけでなく、農林も、あるいは公園では健康に留意しながらこう使っていただこう、ここのアプローチをこうしていただこう。中央丘陵も人々の健康を増進するためこういうふうな施策を持っているんだというように、健康という1点をつかまえて市全体が、あるいは行政や職員も盛り上がる。そして、市民に対して大きなアピールができる。これが今後の行政の姿ではなからうかと思えます。

地場産業の振興でも、おむつを渡すことによってごみが少なくなる。ごみが少なくなることによって、収集する人も、あんな汚いものが少なくなるから、鼻歌混じりでごみを集められる。となると、泉北環境に対する負担金も少なくなる。そのための教育の問題もすべて関連してくるわけです。建設の問題でも、余り護岸をきちんとしてしまうと水がさっと流れてしまう。トンボを見られるのも土木のおかげなんです。また、環境のおかげなんだと言えます。「最近、トンボが少なくなったな」、こういう感覚を持てるような行政でなければだめだと、僕は常々思うんです。この点は、これぐらいでおいとましましょう。よろしくお願ひしますよ。

最後に、それでは今、新庁舎建設はどこまで進んでいますか。

- 市長公室理事（稲田順三君） 前回と言いますか、昨年度も申し上げましたように、助役をヘッドとして庁舎問題検討委員会と、具体的にそれを細部に渡る検討の場として庁舎問題検討小委員会がございます。これにつきましては近隣都市の状況とか、例えば20万都市を想定しておりますので、その場合の職員数とかそのための建設費などを検討している段階でございます。

- 7番（赤阪和見君） どの助役さんがトップですか。
- 市長公室理事（稲田順三君） 坂口助役でございます。
- 7番（赤阪和見君） 第二助役さんは入ってないんですか。
- 市長公室理事（稲田順三君） これは昨年度の計画でございましたので、今度からは当然入ります。
- 7番（赤阪和見君） 将来は特別委員会を設置していただく、これは一昨年にそういう答弁をいただいていますね。基金条例をつくるときには、「はい、これだけが基金ですよ」というところで市政方針に載せるということですね。この基金の財源は、今は1銭もないんですか。
- 市長公室理事（稲田順三君） 今、申し上げましたのは、まず、財源をつくってからいろんな審議会なり特別委員会なりをつくっていくというスケジュールを考えてございます。現時点においては財源はないということになります。その財源をどうして確保していくかについては、平成4年中にいろんな検討委員会も含め関係部局なりその他の関係団体と調整しながら、基金の財源を確保していきたいということでございます。
- 7番（赤阪和見君） 予定財源がない話ですか。あるはずですが、少し回そうかというね。しかし、ゼロから出発するような話で平成7年にできますか。今は1銭もないということならば、これからもそれでいきますよ。
- 市長（池田忠雄君） 誤解があってはなりませんので……。
- 7番（赤阪和見君） 僕は誤解してないぜ。
- 市長（池田忠雄君） 新庁舎の建設については、平成7年を1つの目途にして取り組んでまいりたい、と発表させていただきました。それは今も確信をいたしております。ただ、前から申し上げておりますように、庁舎というものは補助金が付きません。自己資金と、強いて言えば、起債という名の借金が幾らか求められるだけのことでございますので、前のときにも、自己資金をどうつくっていくかについては、胸中深く秘めているものがございまして、と申し上げたとおりでございます。市長、今、幾らあるんだということについては、今はございませんけれども、予定をしている事柄はいろいろございます。それらをまた皆さん方の前で発表させていただきながら、平成4年度には基金の条例をつくらせていただきたい、このように思っております。
- 7番（赤阪和見君） 今、市で持っているいろんなおカネを予定してるんでしょう。今、言えないというだけであるんでしょう、ここでの話やから……。市長は平成元年の答弁の中で、昨年、皆さんに発表させていただきましたが、平成7年までに何とか狭隘な庁舎の解消を図りたい。今までは、担当課長を中心にプロジェクトがございましたが、今年からは、部長を中心

に助役を核にしたプロジェクトにしたい、ということです。プロジェクトチームは、元年、2年と進んでいるわけです。今年は3年目です。それだけ大事なことであればあるほど、予算を伴わないから市政方針に入れないという話は聞きましたが、予算は伴っていないけれども、この庁舎問題は、市長が言われるように大きな、大きな問題です。

そして、今は予算はないけれども、今あるおカネをある程度は基金に回さなくてはならないだろう。それが幾らぐらいかということを検討しているわけでしょう。元年、2年、3年とそれだけ重要な施策を助役さんをトップにプロジェクトを組んで検討していることを一言も議会に相談がない。また、この市政方針にも載っていないことは、僕らは非常に残念です。予算を伴わないけれども、元年、2年、3年にためていくであろうおカネをある程度基金として使うわけですから、その点の考え方は僕らと少し違うんですかね。その点だけ最後に聞かせていただいて終わります。

○ 市長（池田忠雄君） 検討委員会では、種々、助役をトップに検討させていただいておりますが、何と言いましても財源を伴うことをございます。財源の調達については、今、シビアにいろいろ検討させていただいているわけでございます。平成4年度には何とか概略について、あるいは基金条例等に、つきまして、あるいは設置するであろう審議会等につきましてお諮りを申し上げ、その過程の中で議会の特別委員会もお願いを申し上げてまいりたい、このように存じておりますので、今しばらくの御猶予をいただきたい、このように存じます。

○ 7番（赤阪和見君） 今、市長がおっしゃるようなことはよくわかります。しかし、元年、2年、3年と経過し、あと4、5、6、7年と4年間です。僕は、何も密室でやっているとは言いません。検討に、検討に、検討を重ねていることは御理解いたしましょう。しかし、出てきたときからあと4年間しかない。中でやっっているながら、われわれが出せ、出せと言っても出さない。それが3年もかかっている。そこに私たちが信頼していただけないと思いますよ。そういうことですから、平成3年度当初とは言いませんが、6月、7月、8月を目途にお互いが話し合って市民が納得する新庁舎を建てていきたい、こう思います。タコ足になっていることも事実ですし、このままではいかんと思います。その点で何もりっぱな私たちが入りやすいんじゃない、市民が使いやすい庁舎をともに協力し合いながら建てていきたいと思ひます。市長、もう陰でしないで表に出しましょう。

以上で終わります。

○
○ 議長（穴瀬克己君） 次に、25番・天堀 博君。

（25番・天堀 博君登壇）

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私の一般質問の通告は、市長の市政運営方針について、というのみであります。特に今回は、市長の基本姿勢について幾つかお伺いをするにしておりますので、質問に対する答弁の状況によりまして、それぞれの原課からお答えをいただくことにもなろうかと思えますか、まずは、市長にお答えを願いたいと思います。

市長は、市政運営方針の2ページで『市政を預かるものとして、私は、あくまでも誠実に信念をもって実行することを市政運営の基本とし、「調和と活力のある人間都市・和泉」の町づくりを目指し、堅実な歩みを進めてまいる所存であります』と述べておられます。真実、言葉どおり、誠実に信念をもってすべてのことを実行されようとしているのかどうか。また、人間都市・和泉の町づくりと言えるのかを問うてみたいと思います。

一番最初に4つのプロジェクトを挙げられております。私は、市民の生活、暮らし、福祉、教育、生活環境などをどういうふうに向き上げていくのか、あるいは守っていくのかということとをまず、一番最初に取り上げるべきであろうと思うわけですが、市長は、この4つのプロジェクトを挙げられておりますので、順にお聞かせを願いたいと思います。

この4つは、トリヴェール和泉、コスモポリス、府中駅前再開発、ラーバン・ライフ・リゾート構想ですが、あなたは、至るところで大手を振ってこれらを口にされているわけですが、この中で和泉市独自の施策として、すべてを市長の責任でやり切れるものがどこにあるかと疑うわけがあります。府中駅前再開発にしても、もちろん構想は、一応は和泉市が持ったということになっておりますが、中身は、第三セクターや大手のコンサルタントなどが関与いたしまして、企業やテナント、いわゆるホテル等も含めたものを中心に進んでいくものでありますから、素直に和泉市独自の開発だとは思えないわけがあります。

そこで、まず最初は、これらの推進が人間都市・和泉になり得るのかどうか、端的に市長のお考えをお聞かせを願いたいと思います。

次は、福祉や教育であります。先ほども言いましたように、これらは、市政の運営としては大事なことだと思えますが、これが2番手にきております。それはさておき、4ページに市長は、「市民福祉の面ではありますが、高齢化社会を間近に控え、健やかで幸せな福祉社会を創っていくため、息の長い努力を積み重ねてまいりたい存じております。とりわけ本年は、在宅福祉の拡充ときめ細かな福祉の推進を行うべく配意したところであります。

また、教育面では、和泉台第一小学校(仮称)及び和泉台第一中学校(仮称)の新設事業を初め、文化の向上、スポーツの振興など各般の施策を通じ、21世紀をたくましく生きる心豊

かな人間の育成に資するべく」とされております。

福祉について中身を見てみますと、もちろん国や府の制度を活用することは大切ではありませんけれども、要は、市としてそれにどれだけ手を加え、新しい施策として拡充を図っていくのか、このことが大事であります。また、その点では、独自の施策をどう行うかであります。それらも全体を見ますと、全く乏しいとしか言いようがありません。福祉は、大変幅の広いものですので、ここでは1つ1つについて申し上げませんが、本年の予算内容や、あるいは総合計画の実施計画を見ましても、それらを感じさせるわけであります。あなたが言う息の長い積み重ねは、もっと大胆に力を入れてやらなければ、今のようなペースで息の長い努力をしていれば現実のニーズにこたえられない、形だけを付けていくことになりかねはないかと思うわけであります。あなたは、何を指して和泉市の福祉は充実され、前進をしていると見ているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

さらに、教育面であります。このような表現をストレートに受け取りますと、和泉台の学校は、和泉市の独自施策として新設をされ、市長は教育面に非常に力を入れておられるように思われます。しかし、この新設事業は、トリヴェールの町開きに合わせて住都公団の建て替え施行、一部北池田地区との関係はありますが、それはそれとして、建て替え施行であり、国や地方自治体が義務教育上課せられた固有の仕事であります。市の独自施策として、市民が望んでおられる各地域への公民館や体育館、プール、図書館などの建設を行ったり、あるいはマンモス校を解消し、30人、35人、40人の学級を市独自で積極的に推進をされているのなら声を大にして言われてもよいでしょうが、ここで言われていることや本年度予算の内容から見まして、21世紀をたくましく生きる心豊かな人間の育成に資することができるお考えかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

市長に基本的な点について、もう1点お尋ねいたします。それは法期限の最終年度になる同和行政、同和施策であります。まず、法期限の最終年度になることにつきまして、市長は、今後のことも含めてどう考えておられるのか。漠然とした質問でありますけれども、最終年度に当たってのお考えを簡潔にお聞かせを願いたいと思います。

次に、関連をいたしますが、ハード面での残事業が出ればどうされるのか。また、ソフト面では、このままいろいろな対策事業を続けていかれるのかどうか。一般行政への移行も含めまして、そのあたりをどう考えておられるのか。このままの状態が続けられるとすれば、それらの理由、根拠、必要性等もどう考えておられるかもお答えを願いたいと思います。

以上が市長に対する質問であります。自席におきまして掘り下げなければならない点につきましては、再質問をさせていただきたいと思っております。

また、予算委員会に入るまでに財政当局からお答えを願い、同時に資料として提出をしていただきたいものがありますので、お尋ねをいたします。

1つは、公共施設整備基金であります。平成2年度末の見込としての基金残高、それから、3年度末の見込み。2つ目は、予算全体に係る同和関連予算額と割合、その財源内訳。さらに、建設事業費に係るそれらを明らかにしていただきたいと思います。3つ目は、公債費における元金と利息についてのそれぞれ一般分と同和分の額と割合をお示し願いたいと思います。さらには、同和起債等に対するいわゆる5条、10条指定分が幾ら交付税に算入されてきているのか。

以上をお答えを願ひまして、自席より再質問をさせていただきたいと思ひます。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者の答弁を願ひます。市長。
- 市長（池田忠雄君） 市政方針についての基本的な事柄について市長より答弁ということでございますので、端的に私から数点についてお答えをさせていただきます。

私は、誠実に信念をもって物事に当たっていくという姿勢を今までも堅持してまいりましたし、今後ともそのような姿勢で臨んでまいりたい。そして、調和と活力のある人間都市・和泉市を目指しまして歩みを続けてまいりたい、このように存じております。

市長は4つのプロジェクトを述べておられるけれども、いろんなところの手を借りて、市独自の施策というか、ゼニを使っていないというお尋ねのように拜聴をさせていただきましたので、端的に私の考え方を申し上げたいと存じます。

21世紀を望みまして、いろんな意味で調和をとっていくことが大事ではないか。とりわけ、間口が狭くて奥行きが和歌山県境まで及びます懐の深い本市の地形から考えまして、山間部と市街地の調和をどのようにしてとらせていただくことができるか、それが1つの大きな調和ではなかろうか、あるいは地場産業と新しい産業との調和をどのようにしてとらせていただかなければならないか、あるいは人と人との調和と言えば語弊があるかも知れませんが、福祉行政をどういうふうに進めさせていただき、日の当たらない方々にどう日を当てていくことができるか、あるいは自分の責任でもない、親の責任でもない、生まれながらの障害者の方々にどのようにしていくことができるか、あるいはこれこそ差別の根源になっております、いわれなき差別の解消を目指す同和行政を進めながら、人権を尊重し、すべての人と人が仲よく暮らせる世の中にしていけることができるのか、そういうことがこれからの政治の1つの眼目ではないか、このように存じております。

このうちのどれ1つをとりましても、大きな眼目でございますので、御指摘のとおり、まず、地形の調和をとるためにトリヴェール和泉に住都公園を導入をさせていただいてまいりました。

これは大きな事業でございます。こうしたトリヴェール和泉の導入を通じて、遅れております課題でございました光明池駅からの1駅延伸がやっと実現することができました。また、こうしたものを通じて関連予算というものの導入を図っていきながら遅れております道路網の整備や、今、一生懸命に下から上へ引き上げております都市下水道の整備もこうしたことをテコにして行っていきたい。また、「母なる川」と言われております河川の改修も行っていきたいし、大きな公園もつくってきたい。そのためにトリヴェール和泉の導入を通じて都市基盤の整備を図らせていただけたらありがたい、このように存じております。しかし、これらの事業は大きなおカネが必要でございまして、1市だけの力ではできない。そこで、国の機関である公団の導入を図りまして進めていくのも政治の1つの手法ではないか、このように存じております。

また、コスモポリスもラーバンライフ構想もすべて民間活力の活用であります。これも和泉市が主体ですが、とりわけコスモについては大阪府の力もお借りをさせていただきまして、コンピューター半導体あるいはバイオ等の新しい産業を春木、久井地区に導入を図らせていただく中、地場産業との共存を図っていく。これは民活主導でやらせていただいております。

さらに、20万都市の表玄関でございます府中駅前再開発につきましても、これは地権者の皆さんの御協力によりまして組合施行で進めさせていただこうと存じまして、現在、再開発構想を進めさせていただいておりますが、いずれも市が主体性を持ってやらせていただいているわけでございます。一般会計を通じてやらなければならない事業はそれぞれの確にやらせていただきつつ、そうした巨額なおカネを要する町づくり等につきましても、私は、許される範囲内で折り目を付けながら、できる限り市が主導権を持たせていただきながらも、公団の導入あるいは民活の導入あるいは組合施行等を通じて、空港関連でございますが、大きな事業を的確にやらせていただくのが、市をお預かりしております私どもとしての責務を果たさせていただくことになるかと存じます。

おっしゃるように、市の一般会計を余り使わず、「人の念仏で極楽まいるんかいな」というのが、一言で言いまして議員さんの御指摘ではないかと存じますが、政治とは、主体性を持ちながらも合わせてあらゆる力を導入を図り、結果的には、市民の皆さんが便利になったな、住みやすくなったな、と言える町をつくっていくことが、与えられた私どもの使命だと存じておりますので、1つつ丹念にやらせていただいております。さまざまな事業手法を駆使しながら、乏しい財源で最大の効果を上げていくということで御理解を相賜りますよう、この際、特にお願いを申し上げたいと存じます。

また、福祉につきましても、息の長い積み重ねを通じまして、これからの超高齢化社会にどのように対応していくことができるのか、1つずつ一生懸命に取り組ませていただきたい、このように存じております。

また、学校等につきましても、町開きに備えまして和泉台の第一小中学校の建設を予定をいたしております。御指摘を待つまでもなく、これは公団の資金を導入をさせていただきたい。公団の資金を導入をして学校を建てましても、いずれも和泉市立の小中学校でございますので、長い年月をかけて公団に対して償却をしていかなければならないということでございます。これも市の1つの施策として教育の推進に当たっていく。そのためには発生的な所以がございますので、大胆に公団資金を導入し、いい小中学校をつくらせていただきたい。ここにお住まいの方々は和泉市民になるわけでございますので、その意味合いでも教育はゆるがせにできないと存じておる次第であります。

最後に、基本的に同和問題についてお答えさせていただきたいと存じます。

あつてはならない差別をどのようになくしていくか……。このために渾身の努力をしながら、皆様方の御理解をいただきながら同和行政を進めさせていただいてまいりました。物的な環境改善に資するための特例措置でございます現行の法律は、来年3月で期限が切れるわけでございます。このことに直面をいたしまして、できる限りあらでございまして、ハード面における環境改善については、何とか年度内に実現を図らせていただきたい。全国的にも有数の対象地区でございますので、よそと違いまして事業が残るわけでございますが、基本的なあらでございまして、環境改善事業は、何とか法期限内に事業を行っていききたいというのが私の基本的な考え方でございます。

確かに残る問題もございまして。それから、やはり差別というものは、劣悪な環境から生じる差別もございまして、環境改善を進めながら差別の根源をなくしていきたいということがハード面における事業でございますが、心理的な差別も今なお根強いものがございまして。こうしたわれのない差別というものは、人の心と心の問題でございますので、息の長い取り組みが求められます。「差別は間違いなんですよ、皆が同じ日本人ですよ。同じ人間ですよ」ということが、もっともっと市民の中にきれいごとでなく浸透させていただく必要がございます。ソフト面における心理的な差別をなくしていくソフト面の対策というものは、息長く続けていかなければならないと存じております。

今の物的な法律の期限が切れましても、これからの課題は、部落解放基本法の問題もございまして。それらを通じて単に同和対象地区だけでなく、あらゆる差別がなくなりますよう、人権を尊ぶ基本法的なものの制定がこれからの1つのポイントになってくるのではないかと存じます。

差別もあれば、外国人差別もございます。大きな意味で言えば、婦人差別もまだまだ残っているのが日本の現状だと思います。すべての差別がなくなり、人権が尊ばれる世の中をつくっていくための人権基本法的なものが、これからの大きな課題になるのではないかと存じております。

以上、私の所見を申し述べさせていただき、基本的な考え方のみについてお答えをさせていただきました。御理解をいただきたいと存じます。

○ 議長（穴瀬克己君） 次の答弁。

財政課長（阪 豊光君） 4点目の基金残高並びに同和対策関連予算につきまして、財政課阪よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の公共施設整備基金の平成2年度末見込み残高でございますが、56億6,940万6,000円でございます。平成3年度末見込み残高といたしましては、54億6,940万6,000円でございます。

2点目の一般会計総額に対する同和関連予算でございますが、一般会計の総額といたしましては、370億5,000万円でございます。その財源内訳といたしまして、国庫支出金46億1,726万1,000円、府支出金25億4,019万6,000円、地方債16億3,333万9,000円、その他の特定財源といたしまして44億8,028万円、一般財源といたしまして237億7,892万4,000円でございます。

それに対しまして、同和対策の関連予算といたしましては、総額67億8,768万8,000円。財源内訳といたしましては、国庫支出金7億6,095万3,000円、府支出金9億4,527万2,000円、地方債6億5,820万円、その他の特定財源といたしまして1億2,916万8,000円、一般財源として41億9,409万5,000円でございます。その割合といたしましては、総額では18.3%、国においては16.5%、府が41.1%、地方債40.3%、その他の特定財源2.9%、一般財源17.6%でございます。

そのうちの建設事業費の一般会計総額でございますが、68億9,888万9,000円。財源内訳といたしましては、国庫支出金では15億4,111万6,000円、府支出金7億3,565万6,000円、地方債15億8,485万円、その他の特定財源8億2,498万5,000円、一般財源22億4,928万2,000円でございます。

そのうちの同和対策関連の建設事業費といたしましては、総額24億2,687万2,000円、国庫支出金7億1,662万1,000円、府支出金4億7,422万7,000円、地方債6億5,820万円、一般財源6億4,465万4,000円を見込んでございます。

割合といたしましては、総額で35.2%、国庫支出金47.6%、府支出金55.4%、地方債

41.5%、一般財源28.7%でございます。

3点目の公債費の関係でございますが、一般会計公債費の長期債の元金並びに利子でございますが、総額といたしまして46億6,085万4,000円でございます。うち同和対策経費の公債費といたしましては、21億2,898万1,000円、45.7%でございます。その元利償還金のうちの5条、10条指定分といたしまして、3億5,020万8,000円でございます。

以上でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 一般質問の途中であります。ここで3時まで休憩をいたします。
(午後2時45分休憩)

(午後3時05分再開)

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

天堀議員の再質問を願います。

- 25番（天堀 博君） 先ほどの御答弁の中で財政当局からの答弁につきましては先ほどもお願いしましたが、資料で一覧表にできたらしていただき、予算委員会までに提出をお願いしたいと思います。ある程度メモをしましたが、よろしく願いをいたします。

市長の御答弁ですけれども、さすがに最初の4つのプロジェクトと最後の同和については、かなり時間をかけて御答弁をいただきましたが、中間の福祉と教育がちょっと物足りなかったのが残念でしたが、順に再質問をやらせていただきます。

確かに1つの手法として民間あるいは第三セクターでやっていかれるということですが、本来、公共事業は公共でなければならぬと思うんです。しかし、そうばかり言っておられない。巨額の事業を行うことについては、そういった手法を講じられるということについては、ある程度理解をしないわけではないのですが、それによりまして午前中あるいは午後にかけてのお2方の質問にも出てまいりましたが、和泉市が独自で解決や解消を図っていくのは非常に難しいという、いろんな中身で矛盾点や問題点が出てきています。1つの例を挙げれば、近畿自動車道の公害問題についてはかなり時間もかかりまして、最後には、一定のところで和解のような形になりましたけれども、その点では、和泉市が独自で主導権をもって解決をさせていくのが非常に難しいわけでございます。

そこで市長は、おくられている道路や都市下水道、河川の改修、大きな公園もつくっていくことも、いわゆるトリヴェール和泉の住都公団の手によってやっていただき、解決を図っていきたいと言われましたが、いろんな問題点が出てきます。朝から友田議員さんも言われました道路問題はどうか。特に周辺との関係や整合性の問題が出てくると思います。これは市政方

針や総合計画実施計画の中で述べられている部分もありますが、友田議員さんと同じように僕も非常に心配しているのは、開発されていく中だけは確かによくなると思います。

先ほどの御答弁の中では、中央線や泉州山手線とかいろいろ言われていますが、これは最初に計画が出てきた当時、私たちが質問し、指摘もしましたが、当時の部長は、例えば工事車両の進入については、泉山線から進入するからほかへは影響を与えないという御答弁をされました。しかし、その後の議会でもそうじゃなかった。実際には、泉山線そのものが遺跡調査も含め、公害の問題などでなかなか進まなかったということがありますが、現実の方々に交通の混雑を起こしているわけです。

私は混雑を避けて役所へ来るときには、石尾中学校の下を走っている三林岡山線の青山石材店のところから唐国の市営住宅のところを通して下りてくるのですが、開発地域の中央丘陵の中から出てくる車とであの狭い交差点で非常に混雑します。朝の9時半～10時という比較的すく時間帯ですらそのような状態でして、朝早くだとあそこは動けない状態です。これは1つの例ですので、個々に答えていただかなくても結構ですが、そういうものの解消であるとか、先ほども少し出しましたが、病院のところの粉河線と接合される部分、この線が阪和線の踏み切りが降りれば大変です。粉河線も中央線も止まってしまう。しかも、あそこはY字型の三叉路になってますから、その辺での信号の問題も出てきます。

たまたま中央線が完成したとしてあれを上へ上がって行ったとしますと、突き当たりは光明池春樹唐国線、これも完成をしないまま、先に町開きがされてしまうのですね。その車はどこへ行くか、どこかの細い道を通して粉河線なり和氣父鬼線へ出て行くことになります。また、町開きをしますと、中で発生した車はどこへ行くか、ほとんどが中央線とか泉山線を通して外へ出て行くのではないんです。この出入りの車が大変なものになってくる。おこなっている道路網の整備をやるんだと言いながら、公団にそれをやっていただくのはいいですよ。一部路線を変更して、青葉台の真ん中を走るやつを広い道を付けるようにしましたが、それはいいですよ。しかし、それに波及された周囲はどうなるか、周辺の町づくりをどうするのか。どんどん開発が誘発されて増えていきますよ、というわけです。現実には開発がされています。

その部分をどうするかと質問した時点では、そこから鉄砲水が発生するようなことは言いませんでした。田んぼがつぶされても、槇尾川の今の状態でいけるんだと答弁してきました。それが今回、やっと周辺の調査を始めると言っていますが、非常におこなっているんですね。市長は、おこなっている道路網の整備とか言われますが、実際には、市独自の施策や調査が先行してやられないためにこういう問題がどんどん起きてくる。その点では、そういう手法をとってやられることによって起きてくる矛盾点や問題点をどう考えておられるのか。市長なり、その他の部

局でも結構ですが、お答え願いたいと思います。

それから、これまたおくられている都市下水道については、答弁を聞いていて僕自身の頭がおかしくなったのは、都市下水道を上へ引っ張ってくることはよろしいわ。引っ張ってきても、それは中央丘陵の中だけですがな。青葉台とかどこかへつなぐのかわかりませんが、それだけのことです。予算的には出てませんが、今年の方針として計画区域外に説明に入ったりするというのですが、これは環境の方からお答え願いたいんですが、そこでは、引っ張ってきた太い下水道管が通るところ、それから、区域外の説明するところとか、助成制度も出てますが、その中間部分はどうなるかについてもひとつお答え願いたい。

要は、市長が4大プロジェクトやと言っていますが、確かに手法としてはそれなりのことはありますが、幾つかの矛盾点や問題点が出てきていますよ、ということですので、幾つか答えていただきたいと思います。

それから、教育問題について細かいことは質問しませんが、先ほども言いましたように、(仮称)和泉台の第一小中学校ですが、市長も言われるように立て替えてもらっても返さないけません。また、和泉市立ですから、今後、和泉市の教育委員会が責任をもっていろいろやっていかないかん。しかし、先ほども言いましたように、この事業は、地方自治体や教育委員会としての固有の責務である。児童が発生してきたら放っとくわけにはいきません。どこか適当に堺市の学校の御厄介になれというわけにはいきません。和泉市がすべてやっていかなければいけない責務です。ほかに施策がなかったせいか知りませんが、いろいろとそれを取り上げて書かれておりますが、そんなことはないと言いたかったわけです。

それから、福祉ですが、息の長い施策という御答弁だけやったんですが、福祉や暮らしにはもっともっと力を入れていただきたい。先ほど市長は、日の当たらないところに日を当てていくといみじくもいわれました。自分の責任ではない、親の責任でもない障害を持って生まれた人たちに温かい施策を講じていくことが大事なんですね。たとえ1人の障害者に対しても、大変なカネをかける場合もあります。あるいは市民全体の心をそこに投入しなければならないときもあると思うんです。

その点から言えば、また、1つの例を挙げたいと思いますが、せんだって、ある学童保育をしておられる学校のことで、新年度に1年生に入られるかなり重度の障害を持つ女の子さんがおられる。この両親は共働きをしていかないと食っていけないという状況ですから、この仲よしクラブに申し込まれた。ところが、今の学童保育では、指導員さんの問題とかで障害児を預かることはできないんですね。この学校はプレハブでやっています。運動場の端っこの方にあるらしい。雨の日なんか、トイレの問題などもあるので、運動場の端から校舎の方のトイレ

レに連れてくるのが難しいとかで預かることができないという実態になっているんですね。結局、この子供さんは預かってもらえないということになりました。

学童保育はもちろん義務教育ではありませんが、一定の制度に乗っかってやられている事業なんです。指導員さんの数とか設備の問題で預かれない。それではどうすればいいか、福祉から答え願いたいんですが、こういった子供さんを放課後預かっていただけるところが和泉市内に、あるいは和泉市の施策としてあるのかどうか。これは市長が言われるように、自分の責任でなく生まれながらに障害を持っている障害者なんです。この子供さんに温かい援助の手を差し伸べてあげたり、福祉施策を講じていくことが、これは1つの例ですが、このようなことが本来の福祉施策だと思います。

確かにヘルパーさんを増やしていただくのも結構です。これは北信太地域かどこかで訪問したら亡くなっていたという事件が1人暮らしの老人の方にあったようですので、そういうことも含めて今回、増やすということもあるんだと思います。しかし、そういうことだけではなく、これは実際にはカネを伴いますが、心の問題です。そういう施設があるかどうか、また、どう考えておられるのか。福祉というのは幅が広いわけですので、いろんなことを言うていくときりがないので、この1つの例でお答えを願いたいと思います。

少し戻るかもしれませんが、市政方針で4大プロジェクトをどんどんやっていって緑豊かな都市基盤を築く町づくりというところでは、赤阪議員さんも言われましたように、緑の保全とか言うてますが、一皮めくっていったって何が保全かということです。私も同じ考えなんです。どんどん皮をめくっていくが、公園や緑地をつくったから保全やというようなばかなことは考え直してもらわんとぐあい悪い。

それから、ついでに聞いておきますが、地場産業の問題についてです。なぜこのようなことを聞くかと言いますと、市長はええことを言われているんですが、全体を通じて非常にちぐはぐなんですわ。部分的にええことばかりが出てくるんですがね。だから、これは確認のために聞いておきます。予算委員会でもやりますが、例えば24ページに「地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり」の中で農林業の振興がうたわれています。「本市の農業は、大消費地に近く、生鮮食料を安定的に供給しているほか、環境保全や緑地防災空間等としての機能も備え、その意義と役割は大きいものであります」。これは非常にいいことなんです。

そうしたら、本当にそのようなことを考えて施策をやられているのかと聞きたい。そうじゃないでしょう。先ほどからみかんの木を切るとかいろいろ言われてますが、違う観点から聞きます。例えば今、宅地並み課税が農業関係者の中で非常に問題になってきてます。優良住宅地の供給と称していわゆる優遇制度をなくしていこうとしている。それに対して、これは国がや

ることやから、市としては放っとくという立場でいくのかどうか。そんなことをすれば、この環境保全や緑地防災空間としての役割、大消費地に近く、生鮮食料を安定的に供給していくことが飛んでしまうことになるが、その辺の矛盾点をどう考えておられるのか。

それから、いろいろ施策を盛られています、**「市単独土地改良事業のキメ細かな施策の充実を図る」**とありますが、どこでそんなキメ細かな施策の充実が図られているのかということも聞きたい。市独自でやっているのはこれぐらいなので、ひとつ聞いておきたい。

以上、多少前後しましたが、細かいところは省き、大まかなところで聞いておきたいと思います。

童話行政、同和問題については、今までさんざん論議もしてきました。基本的には、部落解放基本法的なものを設定していくという考え方に変わりないように言われていますので、先ほどの御答弁だけを受け取っておきたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 先ほど、私が基本的にお答えをさせていただいた中で政治でございますので、単独でやれるもの、あるいは大きな費用を要するものについては、いわゆる市の主体性を持ちながらも、公団あるいは第三セクターなどのいろんな手法でやっていくのは理解ができます。しかし、そこにはいろいろ矛盾点があるじゃないか、ということの幾つかの御指摘であります。基本的なことだけは私からお答え申し上げ、細部にまたがっている問題については、それぞれのセクションの責任者からお答えさせていただきたいと存じます。

確かにこの中央丘陵の開発には、大胆な手法を取り入れて山間部と下の市街地との調和を図り、合わせて都市基盤の整備を図ってまいりたい、こういう基本的な2点でこの事業の導入を図らせていただき、進めているのが中央丘陵であるわけであります。でき上がれば、それなりに評価もいただくでしょうし、大きなメリットもあるということは御案内のとおりであります。

しかし、そうした大きな物事を進めていく中では、さまざまな隘路もございましょうし、また、この世の中のことでございますので、矛盾点も出てくるのは御指摘のとおりだと私も存じております。

政治の目的は、人と人とが矛盾点を抱えて生きていく中、市があり、府があり、国があり、世界があると言いましょか、矛盾した人間が寄って1つの組織をつくり、いろんな事業をやっていく。矛盾点というものが政治の中であるのが、世の中の1つのことであらうかと存じております。矛盾のない行政というのは、なかなか難しいことだと思います。ただ、そうした人間のやること、政治の目的は、太い線で掲げたことを実現していく中で生まれてくる矛盾点をどのようにして調和を図り、直していくことができるのか、それが政治の目的であり、行政の役割ではなからうかと思えます。

議員さんが御指摘のいろんな矛盾点につきましては、私も承知をさせていただいておりますが、それをどうして克服をしていくことができるのか、この点に努力を重ねさせていただきまして、市としてもそうした事業主体に対しまして率直にものを言い、市としての役割も果たしていきたい、このように存じております。したがって、道路網についても、いろんな御指摘は痛み入ります。おくれておりますけれども、何とかして道路網の整備を図りながら矛盾点を克服していくか、こうした点について今、鋭意努力している次第でありますのでもう少し御理解を相賜りたい。

下水道についても、そこだけのことではないか、という御指摘でございますが、そういうことではございません。忠岡町に処理場もできておりまして、そこへどのようにして下水管をつないでいくことができるのか。その中で和泉忠岡幹線という和気の方から上がってくる線、それから、泉大津から上がってくる幹線について、今、どんどん工事を進めさせていただいております。これらの工事を通じまして、その周辺の皆様方に対しても御説明を申し上げ、つないでいただきまして公共下水道の普及を図ってまいりたい。これらの事業についても、住宅促進関連予算をプッシュしながら、通常の予算ベースでなく、最もおかれております公共下水道の整備につきましても、現在、一生懸命に下から上への引き上げをやらせていただいている最中でございます。現行、和泉市の基本的な普及率は28%だと承知をいたしております。それを何とか35%に引き上げていきたいという気持ちで予算化を図らせていただいているのが実態でございます。

また、中央丘陵の中だけがよくなるということだけでなく、周辺との調和をいかにして図っていくかということについては、地元の対策委員会の組織を願う中で御意見も聴しながら、公団に対して地元の皆さんと御一緒に周辺部の開発と調和について、今、いろいろと折衝をさせていただいております。可能な限り、道路網のつなぎというものの実現に向かって努力をさせていただいているのも1つの動きであるわけでありまして、おくれませながらでも、そうした矛盾点の克服に向かっているのが現在の実態でございますので、御理解を賜りたいと存じます。あとの福祉などの細部については、担当からお答えさせていただきます。

- 議長（穴瀬克己君） 福祉関係の答弁。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） 天堀議員さんの障害を持つ児童を放課後、預かる施設が和泉市内にあるか、というお尋ねでございますが、残念ながら、そのような施設はございません。
- 議長（穴瀬克己君） 環境の答弁。
- 市民生活部次長（岸田秀仁君） 環境衛生課岸田より合併浄化槽の設置整備事業について御説明申し上げます。

一般家庭から排出される生活雑排水については、下水道や地域のし尿処理施設及び合併浄化槽等の利用者以外のものについて未処理のまま放流され、河川などの公共用水域の大きな汚濁原因になっております。そこで、し尿だけの処理を行う単独浄化槽に比べ、水環境に対する汚濁の負荷が約8分の1になり、生活雑排水も合わせて処理する合併浄化槽が注目され、国においてもその普及を図るべく、昭和62年度から合併浄化槽設置整備事業への国庫補助制度が創設されました。

この制度は、雑排水対策を促進する必要がある地域として、下水道法第4条第1項の認可または同法第25条の第3第1項の許可を受けた下水道の事業計画に定められた予定処理区域以外の区域を対象区域として、その区域で住民等が合併浄化槽を設置する場合、設置費用が単独浄化槽に比べ割高となるため、その差額分についての助成を行うもので、例えば5人槽であれば30万円を限度に助成するものであります。

今年度において、府下では現在、実施している市町村はございませんが、全国的には、下水道の整備がおこなわれている地域を中心に昨年では482市町村で実施をされております。本市でもこの制度の実施に向けて、予定事業として合併浄化槽の普及啓発及び対象区域住民に対し、助成制度を創設した場合であっても住民負担を伴いますので、これについての考え方を把握してまいりたいと考えてございます。南横山地区、春木川等の下水道の計画区域外の区域住民に対する説明会を開催し、合併浄化槽の有用性、浄化槽に対する過去の悪いイメージを払拭し、助成制度の仕組みについての説明等を行い、浄化槽設置についての住民の考え方を拝聴してまいり、事業実施に向けての問題点等の検討、研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、説明に代えさせていただきます。

- 産業部次長（松林 保君） 農林関係につきまして、農林課松林より答弁申し上げます。

農林業の振興につきましては、さきに赤阪先生の御質問に対して部長がお答え申し上げましたとおりであります。本市の農業も、住宅や商業など市街化の進行によりまして経営規模が小さくなるなど、生産環境も変化しております。これらのことにかんがみまして、各地元農家の方々との連携のもと、農道、水路等の生産基盤の整備を初め、農家経営の安定と生産性向上のための野菜、みかん、しいたけ等の作柄に国、府、市を交えた補助事業に取り組んでおります。また、農地が都市的な住環境との自然空間を保ちつつ生産機能を向上させるため、今後とも農林業の振興に努力してまいりたく存じます。

また、市単独土地改良事業につきましては、過年度の当初予算額を見ますと、昭和60年度から平成元年度までの5カ年間は同額で変動がなく、平成2年度に補助率の引き上げによる格差分の上積みとなったものでございます。平成3年度におきましては、当初予算の増額である

と考えております。また、今までの20万円以下の工事に対しましては、本年度より小さな予算ではございますが、原材料の支給により細部までの整備ができると考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 25番(天堀 博君) まず市長ね、私は、いろんな手法について理解ができるとは言いませんよ。市長がやると言うてるんやから、やると言うことはわからんでもないと言うてるんです。それでええとは言っていないので、誤解せんようにしていただきたい。天堀さんも理解してくれてるなんてことは言わんようにしてください。最初に言いましたように、民活などを導入してやっていくこと自体に問題点があるという観点で言うてるんです。あんたは、巨額の事業を行うにはそういう手法もあるんや、と言うてるから、それはそれとして、しかし、問題が一杯ありますよ、と言うてるんです。それは誤解せんようにしてください。

大きな線を掲げてやっていく。その中で枝葉の矛盾点が出てくるのはあることやと言うてますが、それはあるかもわかりません。これも理解はしていませんが、そういうものは徐々に整備をしていきたいと言われてます。しかし、問題点は2つある。徐々に整備をしていきたいと言われてるが、和泉市がなかなか整備を力を入れてやらないため、それができないということが1つ。もう1つは、幾ら何やかんや言うていても、住都公団は、自分のところで採算が取れるようにやりますし、あるいはコンサルタントなど大きなところでやっていますから、いろいろ願えば調整はしますがね。先ほどの赤阪議員さんの駅前広場というものについても、和泉市はどう考えているのか知りませんが、和泉市の考え方あるいは市民や議員の考えていることとうまく合わない。すれ違ってしまうわけです。なぜかと言いましたら、向こうは向こうの考え方でやるから。逆に向こうに合わせて市長らが答弁をしていかざるを得ないようになってしまっているとこら辺に2つ目の問題点があるんです。せやから、他力本願ばかりやっけてはあきませんと言うてるんです。

また、道路網の問題ですが、市長は、今年の11月に選挙があります。失礼ですが、それでどうなるかわかりませんが、平成4年の町開きあるいは7年の鉄道開通の時点では、今回の選挙で当選すればいるわけですが、その時点で、このトリヴェール和泉の周辺でどこも車が渋滞してないならば、そない長いこと逆立ちはようしません、3分間ぐらいなら逆立ちしますよ。逆に車があちこちでつかえて難儀してるんや、となれば、市長はテープカットにも出ないで辞めますか。そんなことはできないでしょう。しかし、そんなことが現実に起きてくるんですよ。

まず、今年から光明池春木唐国線について調査に入って何やすると言うてますが、当然、買収などの問題ができますと、2年や3年で解決する問題やない。どんと突き当たって青葉台の

中を車がどんどん通るところになれば、木村さんもおられますが、危険でしょうがないので、自治会や住民の中からごっついやかましく苦情が出てきますよ。1つの例として、そういう問題が起きてくるんです。今年に言われている調査などは、もっと早く手を付けてこないといかんかったんです。市政運営方針で述べられていることは、りっぱなことをやっています、これからこないやって解決しまっせ、と言うばかりです。先ほどの緑の保全にしてもそうです。それでいかにも和泉市の緑の保全ができるように聞こえるから、恐らく赤阪議員さんも頭へきてるんやろうと思います。そんなとこと違いまっせと言うてるんです。予算委員会で細かい問題はやっていきますが、やはり頭に入れておいていただきたい。

それから、下水道問題に移りますが、私も湾岸に市長と一緒にいかせてもらって議長をやらせてもらってますから、とんなくあいに下水管が上がってきているか割合知ってますね。もちろんほかにもありますから知ってますが、市長がトリヴェール和泉をすることによって上へ下水管を引っ張ってくると言われるから、そこだけのために引っ張ってくことになる。南池田やその周辺に下水管がきますか、いきませんやろう。

それと、岸田次長の説明では、計画予定処理区域以外のところで合併処理をやると言われますが、こちらは予定区域内でしょう。それなら、いつごろ下水管がくるのか。こちらはどないしたらええんやとなります。いつ下水管がくるか、きちんとした年度を答えてください。

- 建設部長（浅井隆介君） 下水道の普及の件ですが、先ほども申しましたように、第6次5カ年計画で2年度末に28%ですが、これは人口比でして、下からやりますので、かなり高くなります。区域的には、その何分の1か でございます。当然、次の5カ年が平成7年となりますが、横山に到達するのは、普通の計画でいきますと5～10年となりますが、それを超えるであろうと考えております。
- 25番（天堀 博君） 5～10年先ということは、平成で言えば13年です。それなら、5～10年を超えるという言い方はおかしいのと違いますか。5年を超え10年の範囲内ということと違うんですか。
- 議長（穴瀬克己君） きちんと答弁をするように。
- 建設部長（浅井隆介君） ただいま申ししたのは、一般的に実施計画が5年、いわゆる中期計画が10年という形で進めてまいりますので、それを超えると申し上げたわけです。答弁が舌足らずで申しわけございません。
- 25番（天堀 博君） ということは、間違いなく10年を超えても付くんですな。
- 建設部長（浅井隆介君） いわゆる10年以上というのは予測の範囲になりません。もちろん全体計画区域でございますから下水道は普及されます。

○ 25番(天堀 博君) せやから、いつになるやらわからん。それまで生きてるやらわからんということですね。これは環境の方も聞いておいていただきたいんですが、そういうような状況なんですわ。そしたら、いわゆる予定 区域内になっても、いつになったら下水管がくるかわからない。本当にくるかどうかわからん。そんなところに引けるかいなという、戸数が少ないのにね。そうなってきたら、国分の山を越すに越されんようになってくる。そしたら、その分はどないするんや、となってくるでしょう。それやったらもう少し考えていかなくてはいかん。赤阪議員さんも言われましたが、縦割りばかりでいくからこないなってくる。もう少し見直すなら見直しを考え、合併処理槽については、横山についても助成するという方向も、僕はそうせよ、と言ってませんが、検討することも必要じゃないかと思います。

なぜ、これを言うかと言いますと、川をきれいにするとか、水源を守るとか言いますが、光明池の水はどこからきてるんですか、泉北水道企業団の水はどこからきてるんですか。これは横山国分峡から下は取ってないですよ。水道の管理者もおられますが、和田の浄水場ではほとんどの水を上げてない。今は、光明池と淀川の水なんです。紀の川の水云々と言うてますが、当面は淀川と光明池の水が主なんです。光明池の水は、横山、南横山から流れてくる水なんです。だから、ここにちゃんと処理できるような計画を立ててきれいにしていく。前にも言いましたが、石鹼洗剤を使う運動やとかもこの地域を重点にしてやらんことには、私は何も地元やから言うのではないが、光明池にまた赤潮が発生して汚い水になるんやないですか。

その辺では、この市政運営方針はええことが書かれてますが、それぞれがばらばらで整合性がないため、1つのまとまったものになってない。宅地並み課税の答えはいただきませんでした。農業を守るためには宅地並み課税に率先して反対し、国が言うてきてもうちはちゃんとやりませ、というぐらいの覚悟が必要なんです。これは市長ではなく、ほかの方が書かれたのか知りませんが、気をつけて書いてもらわんといかん。この全体は市長が書いたのと同じです。やはり全体がマッチした市政運営方針というものをを出してもらわんと困ります。

福祉にしても、先ほど、福祉の所長が答えていただきましたが、そんな施設は和泉市にはないということです。せやから、つくしの会を初めとして多くの方々が署名を集められ、請願か意見書が採択されましたね。和泉市で障害児を持っておられる家庭が、例えばお葬式や結婚式や法事とか、一時的に出かけるときに預けられる施設、例えば和泉市民病院でそういうスペースを取るとか、そういうことを考えてこそ本当に温かい福祉施策ができるんじゃないか。ちゃんと議会でやるとるんですからね。府ができないんなら、和泉市だけでもなぜやらんのですか。それほどカネはかかりませんよ。そんなきめ細かい温かい福祉施策をぜひやっていたら必要があると思います。

以上、全体を通じて言えますことは、市長は、非常にいいことばかり並べられてバラ色を振りまかれておりますが、特に今年は市長選挙もあるので、かなり意識をされているのかもわかりませんが、中身については、非常にいろいろ問題がある。盲人用のテープで聞かれた方は、ああ、市長さんはりっぱな方や、と聞こえるかも知れませんが、中身についてもっと掘り下げたテープも聞かせてあげていただきたいと思います。

同和施策についても、法期限が切れようとしているとき、政府や関係機関からも施策の見直しが言われています。今の実態からすれば、そうしなければならぬ時期にきているのに、基本法の制定とかでまだまだやっていこうと考えておられるのは、非常に大きな問題があると思います。

その他いろいろ問題がありますが、また予算委員会でやらせていただくとして、一応、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（穴瀬克己君） 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして早く終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

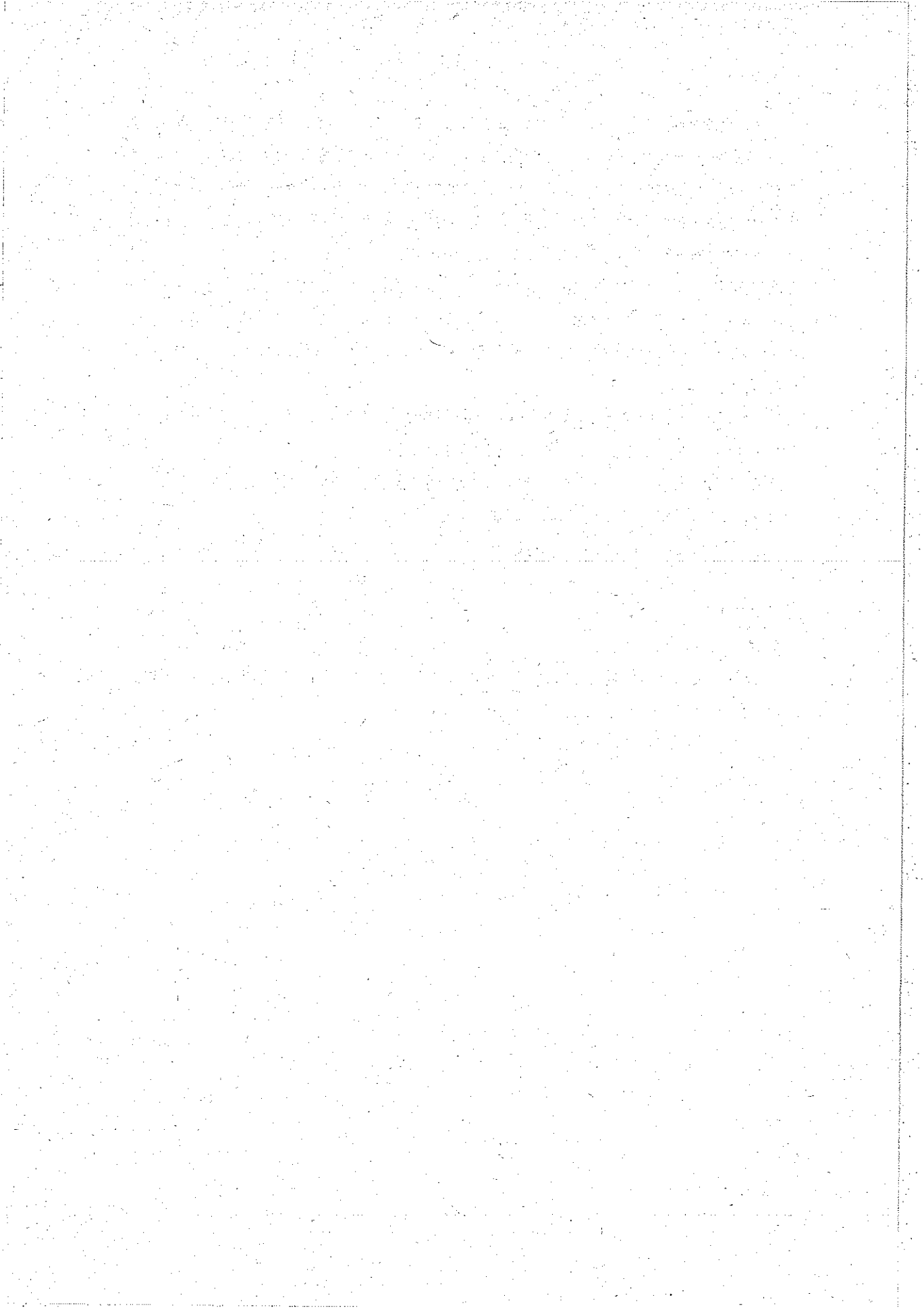
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

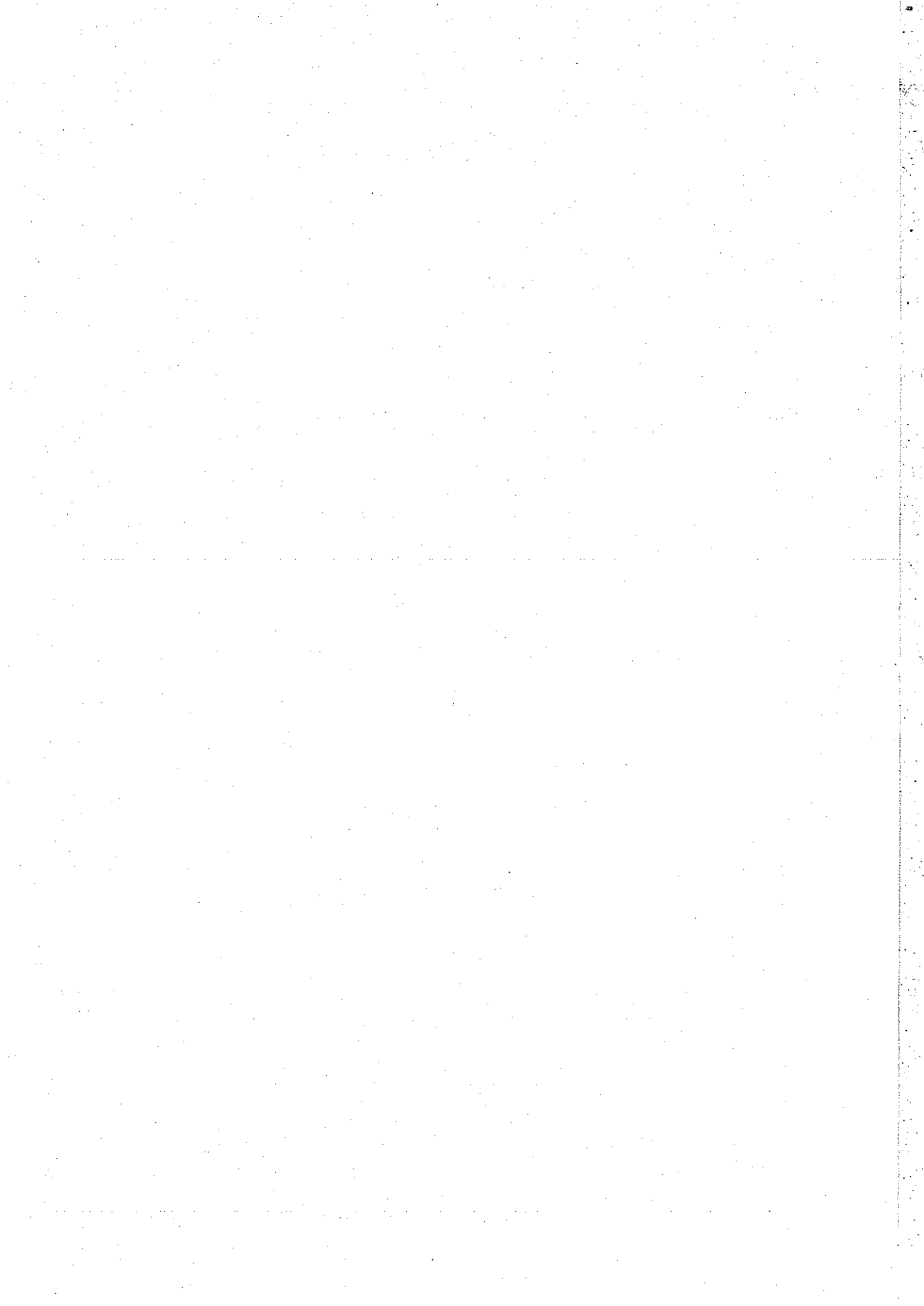
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後3時55分散会）



第 3 日



平成3年3月12日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	27番	奥村圭一郎君
15番	柳瀬美樹君	28番	友田博文君

欠席議員(1名)

3番 藤原正通君



本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	理事	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	理事	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	次長	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室	次長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	次長	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	次長	神藤恒治	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	次長	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	次長	稲田順三	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	龜山学	市民生活部	次長	岸田秀仁
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	池辺修次
総務部	長	橋本昭夫	産業部	長	松村吉堯

産業部理事	中西淳富	病院事務局次長	谷上徹
産業部次長	高三一行	消 防 長	角谷泰夫
産業部次長	藤原清司	消防本部次長	高宮武男
産業部次長	松林保	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部長	浅井隆介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	明坂貞士
建設部理事	緒方和夫	土地開発公社事務局次長	大宅清臣
建設部理事	山崎琢磨	教 育 委 員 長	藤原忠男
建設部次長	谷 俊雄	教育長職務代理者	逢野博之
建設部次長	赤田儔信	管 理 部 次 長	白樫通有
建設部次長	山崎精二	指 導 部 長	木村吉男
建設部次長	農端小一	社会教育部長	生田 稔
都市整備部長	萩本啓介	社会教育部理事	竹田明郎
都市整備部理事	阪倉嘉一	社会教育部次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	収 入 役 室 長	藤木意継
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	若井益一	監 査 委 員	庄司 清
水道部次長	岸本孝二	監 査 事 務 局 長	吉田陽三
水道部次長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
病 院 長	竹林 淳	農業委員会事務局長	信田種行
病院事務局長	藤原光夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄
次 長 河原茂隆
議事係長 佐土谷 茂一
調査係長 井之上 光一
係 員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月12日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第1号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成2年9月分)	P. 1
2	監査報告 第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年9月分)	P. 11
3	監査報告 第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年9月分)	P. 17
4	監査報告 第4号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成2年10月分)	P. 22
5	監査報告 第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年10月分)	P. 32
6	監査報告 第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年10月分)	P. 38
7	監査報告 第7号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成2年11月分)	P. 43
8	監査報告 第8号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成2年11月分)	P. 53
9	監査報告 第9号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成2年11月分)	P. 59
10	監査報告 第10号	定期監査(平成2年度第一次分)結果報告	別冊
11	議案 第9号	和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について	P. 5
12	議案 第10号	財産所得について (〔仮称〕和泉市立和泉台第一小学校)	P. 10
13	議案 第11号	財産所得について (〔仮称〕和泉市立和泉台第一中学校用地)	P. 12
14	議案 第12号	財産処分について (土地の売却)	P. 14
15	議案 第14号	財産処分について (伯太・池上・南王子村財産区財産(ため池)の売却)	追加 P. 1
16	議案 第13号	工事請負契約締結について (山手団地9棟建設工事)	P. 16
17	報告 第1号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解)	P. 21

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	報告 第2号	専決処分の承認を求めることについて (住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例)	P. 24
19	議案 第15号	平成2年度和泉市一般会計補正予算 (第4号)	追加 P. 3
20	議案 第16号	平成2年度和泉市国民健康保健事業特別会計補正予算 (第2号)	追加 P. 23
21	議案 第17号	平成2年度和泉市公共水道事業特別会計補正予算 (第3号)	追加 P. 29
22	議案 第18号	平成2年度和泉市水道事業会計補正予算 (第3号)	追加 P. 36
23	議案 第19号	平成2年度和泉市病院事業関係補正予算 (第3号)	追加 P. 52
24	議会議案 第3号	委員会委員の辞任及び選任について	別紙

○
(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席届のある議員さんは藤原議員さん、遅刻届のある議員さんは森議員さんでございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、16名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

- 議長(穴瀬克己君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第10までは、「例月出納検査結果報告」及び「定期監査結果報告」でありま

すので、これを一括議題といたします。

報告は、表題のみを朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

監査報告第 1号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年 9月分
監査報告第 2号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年 9月分
監査報告第 3号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年 9月分
監査報告第 4号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年10月分
監査報告第 5号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年10月分
監査報告第 6号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年10月分
監査報告第 7号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成2年11月分
監査報告第 8号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成2年11月分
監査報告第 9号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成2年11月分
監査報告第10号	定期監査(平成2年度第一次分)結果報告		

-
-
- 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見はないものと認め、監査報告第1号より第10号までの報告を終わります。

-
-
- 議長(穴瀬克己君) 日程第11「和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第9号

和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について

和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例を次のように制定する。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第2項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の揭示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。

（地区計画等の原案の提示方法）

第2条 市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を告示し、当該地区計画等の原案を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域

(2) 縦覧場所

（説明会の開催等）

第3条 市長は、前条に定めるもののほか、地区計画等の原案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、説明会の開催、広報紙への掲載その他適切な措置を講じるものとする。

（地区計画等の原案に対する意見の提出方法）

第4条 法第16条第2項に規定する者は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を市長に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。

理 由

地区計画などは、その地区の将来あるべき姿を目標として定める地区レベルの都市計画であり、住民等にとって身近なまちづくり計画である。

またその計画は、土地利用、建築規制等に関する詳細な計画であり区域内の土地所有者等、関係権利者の利害に関係するものであり、計画を円滑に策定運用し実効性のあるものとするため、地区計画等の案を作成するにあたって、都市計画法第16条第2項の規定に基づき、計画案の揭示方法及びそれに対する関係権利者の意見の提出方法を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第9号「和泉市地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について」の提案の理由並びにその内容につきまして、都市整備部長萩本より御説明申し上げます。

まず、地区計画制度につきましては、昭和55年に都市計画法と建築基準法の一部改正により創設され、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の市街地をつくるため、土地利用のコントロールを行う制度でございます。具体的には、それぞれの地区の特性に応じ道路、公園などの地区施設の配置、規模のほか、敷地面積の最低限度、建築物の用途、壁面の位置の制限や建築物の高さ、容積率、建築面積の最低限度、さらには、垣または柵の構造の制限などのうち必要なものを市町村が都市計画として定め、これに基づいて開発行為や建築行為を規制、誘導しようとする制度でございます。

さらに、地区計画は、その地区の将来のあるべき姿を目標として定める地域を対象とした計画で、住民にとりましては、身近な町づくりの計画でございます。また、この計画は、土地利用の建築規制等に関する詳細な計画であり、区域内の土地所有者と関係権利者の利害に関係するものであることなどから、都市計画法第16条第2項におきまして、都市計画として定めようとする場合には、その計画案の策定の段階から計画区域内の土地所有者と利害関係を有する者の意向を十分反映することを義務付けており、意見を求めるための地区計画等の案の提示方法と意見の提出方法について、条例で定めることとされております。

次に、提案理由でございますが、現在、本市では、和泉中央丘陵開発を初め多くの宅地開発が進められてきておりますが、これらの宅地開発を良好な住環境を備えた市街地となるよう規制あるいは誘導するとともに、完了後の事業効果を維持し、さらに増進させていくことが、重要な町づくりの課題の1つであると考えているところであります。特に平成4年春に町開きを控えております和泉中央丘陵開発につきましては、現在、多様な都市機能を持った定住性の高い住宅団地を目指し、鋭意建設を進めているところでございます。

和泉中央丘陵開発における良好な住環境確保のための現行における法規制といたしましては、新住宅市街地開発法に基づく規制や、都市計画法に基づく用途地域の指定等を行っておりますものの、現行の法規制のもとでは、将来、法に基づく規制期間の計画において宅地の再分割によるミニ開発の発生、住宅から他の用途への転用など、住環境が悪化する可能性があります。このためこのような地区における町づくりの課題に対応するため、地区計画制度の活用について検討を行ってまいりました結果、今後、トリヴェール和泉を初めとした地域におきまして、

地区計画等を定める場合に必要となる計画案作成のための手続に関する条例を今回、制定しようとするものでございます。

次に、条例案の内容について御説明を申し上げます。

まず、本条例案の趣旨は、地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法を定めようとするものでございます。

なお、本条例案は、参考資料に記載しておりますとおり、都市計画法第12条の4の規定に基づき、地区計画のほか、住宅地高度利用地区計画、都市再開発法の規定により再開発地区計画、幹線道路の沿道の整備に関する法律による沿道整備計画及び集落地域整備法により集落地区計画の案の作成につきましても適用できるものであります。

次に、第2条では、地区計画等の原案の提示方法を定めようとするもので、市長は、地区計画等の案を作成しようとする場合は、地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域等案の縦覧場所を告示し、当該告示の翌日から2週間、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供することといたしております。

第3条では、説明会の開催等については、市長は、地区計画等の原案の内容を周知させるため必要があると認めるときは、第2条の定めのほか、説明会の開催、広報紙への掲載その他適切な措置を講じようとするものであります。

次に、第4条の地区計画等の原案に対する意見の提出方法でございますが、都市計画法第16条第2項に規定する土地所有者及び利害関係人は、第2条の規定により縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとする場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに意見書を市長に提出しなければならないといたしております。

なお、本条の意見書の提出ができる者は、参考資料の都市計画法第16条の2及び都市計画法施行令第10条の3の規定により、その案に係る区域内の土地所有者及びその区域内の土地について対抗用件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人でございます。

次に、第5条は、委任といたしまして、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が定めることといたしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとことといたしております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明といたします。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 22番（早乙女実君） 幾つかお聞きしたいと思います。

先ほどの御説明にもありましたように、基本的には、良好な市街地の保全というところで御提案されているわけなんですけれども、少し大ざっぱでお答えしにくいかもしれませんが、町づくりに対する基本的な視点と言いますか、この地区計画もそうだと思うんですが、それを考えていく場合の要素、例えば福祉の町づくりとかいうこともあります。この建設部以外の領域も含めまして、この地区計画制度そのものをどういうふうにお考えになっているのか。多面的な形での基本的な視点と言いますか、その辺をどう考えてお出しになったのか、もう少し突っ込んでお答え願えたらと思います。

2番目として、意見を出すことができる者については、法でうたってあるということですが、これしかだめなのかどうか。例えば直接その土地に関して記載がない場合でも、それによって影響を受けるであろう周辺住民は全く無理なのかどうか、この辺についてのお考えはどうなっているか。

それから、3番目ですが、先ほどの説明では、新たに開発がされ、造成も含めて誘導もでき、町並み的にも混雑がなく、まっすぐな道路が通って整備されているのを、その後のいろんな例えば権利を放棄された場合、その町並みが破壊されるのを防ぐためにやるんだということです。

先日の建水委員会のうちの委員さんからもらった大阪府が出した地区計画の導入のあらましということでパンフレットが出ています。その中では、対象区域は市街化区域全域であり、1号地、2号地、3号地という形で御説明がされております。いわゆる1号地は、市街地の開発事業が行われる地域または行われた地区、今、御説明があった地区ですね。2号地は、道路、公園などの基盤整備が不十分なまま無秩序に開発等が進み、環境が悪化する恐れのある地区。3号地は、既に良好な環境が形成されている地区とあります。これらを対象として、かなり計画的に町づくりができるんだ、そのためにこれを使いなさい、という御説明が、地区計画制度のあらましの一番最初のページに書かれているわけです。

先ほどの御説明でいきますと、これからやる宅地開発と中央丘陵トリ ヴェールあたりだけを頭に置かれて御説明をされたわけですが、この制度による対象地区は、この大阪府の説明からいってもできるということですから、今後、広めていくとか、既にそういうことも含めて市の方では検討されているのかどうか。

合わせて地区計画制度そのもので今後の町づくりを進めていく上で事足りると思われているのかどうか。具体的に言いますと、東京・世田谷で出しました、中央区でも出した住宅条例、そこまでも含めてやり方を広げていくことが、これは昨日の一般質問でも若干お答えになって

いたようですが、地区計画制度も含めて今後の方向性と考え方をお答え願いたい。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

計画課長（中屋正彦君） 5点にわたりまして御質問をいただきましたが、計画課中屋より御答弁させていただきます。

1点目の地区計画に関係いたしまして、福祉等も含めた総合的な町づくりの視点はどうか、というお尋ねでございます。今回の地区計画の導入につきましては、特に良好な住環境を保全確保、さらに、その増進を図るということが、一応、この地区計画制度導入のメインと位置付けております。別途、福祉にわたる総合的な町づくりについては、いわゆる市の総合計画なり実施計画の中で位置付けをしていくべきではないかと考えております。

2点目のいわゆる地区計画の案そのものに対する意見書の提出につきまして、地区計画に定められた区域に隣接する周辺の方々からの意見の提出についてはどうか、ということだと思います。その点につきましては、いわゆる地区計画そのものは、基本的には、周辺環境と調和した地区整備計画を定めるべきものでありまして、そういう地区計画が、その周辺地域に悪影響を与えるような計画であってはならないと考えております。

それから、3点目は、今のところは、開発が進められている中央丘陵について、良好な住環境等を規制、誘導するという立場から地区計画を適用していきたいということですが、今後、市街課区域内におけるその他の地区についても一定、検討すべきだと考えております。

また、地区計画の対象地域については、一定の要件等あるいはその地区の実態等からして、該当する地域については検討していきたいという考え方でございます。

5点目は、地区計画のみで町づくりとして最良か、ということですが、地区計画のみでは不十分であるということから、今回、中央丘陵につきましても、地区計画と同時に建築協定あるいは緑化協定等も合わせた町づくりについての検討もしていきたいと考えております。

○ 22番（早乙女実君） 一般質問ではありませんので簡単にしたいんですが、なぜ大阪府の1号地などを議場で読み上げたかといいますと、はっきり言いまして、中央丘陵の良好な住環境の保全を第一義的に考えているという点が非常に引っかかるんです。それでなくても下水道が完備し、この間の公団の御説明でもファジー空間とかすべての電柱を埋設しせいぜい1～2本が残るとか、だれが見ても、例えばこの府中の小栗街道沿いを考え合わせても、どちらが町並みとして整備されているかということです。もちろん歴史的な景観物として小栗街道を保全していく面はありますが、客観的に住んでおられる人が見た場合、これからつくるのであればそれ

なりになることはわかりますが、それを後退させないところにアクセントを置かれたのでは、14万市民からすれば全く納得ができないという気がするわけです。

地区計画制度はそれだけではなく、道路などの基盤整備が不十分で無秩序な地区、ミニ開発で袋小路の道路とか、その辺のところも誘導ができる制度であるということをおぼろげにわかってはいるわけですが、その辺のところをどうして解決していくか。はっきり言いまして、今の和泉市では、中央丘陵以上にもっと真剣に取り組まなければいけない課題ではないかと思えます。せめてこの地区計画制度を導入されるのなら、先ほど、福祉の町づくりを例にしたのです。が、それ以外に出ないということが非常に問題だと思えます。

例えば先ほど出しました世田谷区は、もちろん人口や財政規模も違いますが、住宅条例をつくるまでの取り組みに10年かけているんですね。ちなみに言いますと、昭和53年に基本構想をつくり、その後、まず町づくり条例を昭和57年につくり、それから、この間住宅条例をつくったんです。ちゃんと実態調査も、世田谷区の町づくりのネックもきちんと調査されています。今のお話だと、JR沿いの昔からの町並みの基本的な住宅の問題点について本当に認識されているかどうかについては、先ほどの御説明では不十分ではないかと思えます。

世田谷でやっている町づくりの基本的な大きな視点としては、住宅の質、住環境水準の悪化を防止する視点、高齢者や弱者を重視する視点、バランスの取れた人口構成を実現する視点、系統的な住宅政策確立を重視する視点、それから自治体としての視点、この6点で基本的な考え方をまとめる方向性を出しています。もちろん、有識者も加えた審議会でも住宅政策をまとめる努力をされ、それに基づいて昭和57年、町づくり条例を先に出しておられるんです。

先ほどお聞きした中で他地域の方々の意見はどうか、ということですが、周辺に悪影響が出るような計画であつたら、とてもじゃないが地区計画とは言えないからそういうことはまずあり得ないので、御意見は出ないという前提だと思えます。今回の提案は、地区計画の手法条例だけなんです。変な質問ですが、この導入に当たってどういう地域を参考に検討されて条文をつくられたのか、御紹介してください。

- 計画課長（中屋正彦君） せんだってお配りした地区計画のあらましの中にも、大阪府下の実績の一覧表が記載されております。その中でも四条畷などを一応、参考にさせていただきました。ただ、府下では、新住宅市街地開発事業による地区での地区計画については、まだ実績として上がっておりません。
- 22番（早乙女実君） ぜひ世田谷へ皆さんがそろって行かれた方がいいと思います。もちろん歴史的な景観を含めて全く違いますが、ただ、行政努力というか、そこに出されている要綱そのものを取り寄せていただくのも勉強になると思います。

別に反対意見を申し述べるわけではありませんが、最後に、意見だけ言っておきます。

先ほどの御提案の中で欠けているのは、やはり住民参加です。周辺との整合性は取れているから反対意見は出ないという前提ですが、世田谷の町づくり条例というのは、地区計画をするための手続条例を含んでいるわけです。全文で雑則まで入れると5章ありますが、いわゆる地区計画等の案の作成手続は3章だけなんです。圧倒的にほかの部分が多いんです。そのほかの部分に何があるかと言いますと、町づくり事業の促進及び助成ということで町づく専門家の派遣、町内会等が専門的な問題についてわからない場合、自治体に要請をすれば派遣してくれるんです。法令や土木工事等、いろんな下水道や埋設物を含めてがどうなっているかなどについて、町づくり協議会などの下から要望すれば、自治体の負担で専門家を派遣してくれるんです。さらに、融資のあっせん、公共公営施設の整備促進等もきちんとうたった上で、その中の1つとして地区計画案の作成手続を入れてるんです。

最初に、基本的な理念や考え方をどこまで詰めたのか、と聞いたのも、せっかく新たな作成手続をつくる时候にも、今、既にいろんな法令も含めて多分不整合な、あるいはだぶっている問題がある。それと、新たな問題に対処できない事象も起こっていますので、それを本当にクリアできるような条例化する努力をなぜされないのかということ。せっかくつくるのなら、そこまで行政として責任を持つ形でやるべきではなかったかという気がしています。特に住民参加という点では、町づくり協議会、委員会も含めて世田谷の場合はつくり、そこからいろんな取り組みをやっています。

その辺のところでは、今回、これを出されましたが、今後は建築協定や緑化協定等へ進むという話ですが、それを最終的には包括して市全体の基本的な流れについて、法整備としてもやらなければいけないと思います。国の方では、住宅条例の場合はきっちり決まっていますが、国に対する要望も含め、やはり先進自治体の住民のために取り組んでいる勇気をどんどん取り入れて前へ進んで行かなければ、一番迷惑を被るのは、そこに住んでいる住民であるという認識を持ち、今回の地区計画の提案について、今後、さらに検討していただきたいということ。これを申し述べて終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 他にございませんか。
- 7番（赤坂和見君） ちょっとわからない点があるので聞かせていただきたい。

この計画をするのに最低どれぐらいの区域が必要なのかということと、中央丘陵の今後の方向性、10年、15年たてば規制が外れ売買ができるということから出てくるいろんな問題点に縛りをかけるということですね。この条例案では、そこに関係する権利者しか意見を言えないありますが、中央丘陵でそのようにしようとする場合、だれがどのように意見を述べること

ができるのか、その場はどこなのか、その点だけ聞かせていただけますか。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 計画課長（中屋正彦君） お答え申し上げます。

地区計画を設定する場合の最低区域でございますが、1つの街区を単位といたしております。面積にして約5,000㎡、戸数にして30戸前後が最低の規模と考えてございます。

それから、縛りの問題ですが、地区計画で定めます関係上、特別の事情で変更が生じない限り、将来的に規制がかかるということでございます。

3点目の中央丘陵の場合、公団の分譲開始までに地区計画を定めるということにして、当面の土地の関係権利者としては、住都公団だけという形でございまして、公団と協議あるいは意見交換しながら地区計画の中身について検討をしていくという形になります。

○ 7番（赤阪和見君） 最後の部分から話を進めたいと思いますが、公団というのは売ってしまえば終わり。逆に言えば、そこへ住むという感覚はないわけですね。何も困らない。そうなると、結局、市と公団の話になるんですか。お上が決めたものでいけ、それ以外はあかんのや、ということですか。新たな開発をするところは、だれも文句を言う者はない。ここはこうだと決めたから、それに辛抱できる人は住め、ということですか。変な言い方かもしれませんがね。

○ 計画課長（中屋正彦君） そういったことではございません。いわゆる良好な住環境を規制、誘導するため地区整備計画の内容を定めるものです。新住事業の場合は、道路、公園とかの都市施設が整備されますので、主な地区計画の内容としては、建築物等に関する一定の規制案をつくるわけでありまして、当然、公団が宅地なり住宅を分譲するに当たりまして、その募集要項の中に地区計画で定められている規制なり内容が記載されるようになっておりまして、そういう条件付きで販売することになります。それらを御理解、御納得していただいた上で購入して住んでいただくという形になります。

○ 7番（赤阪和見君） 先ほどの早乙女議員さんの質問の中にありましたように、まだ、だれもその中には住んでないわけですから、代表すれば議会だとか、そういうところでしっかりとコンセンサスが取れる機会があるのかどうか。平成4年の町開きということなので、早急な方向性でそれをしないといけないと思います。町開きをするということは、それまでに売る体制を取り、人が住むということですからね。それとも、だれも住んでないところを今から売りますよ、と言うて町開きをするのか、たとえ200戸でも100戸でも住んで町開きをするのか、その感覚いかんによってこの期間のずれが相当生じます。その点では、この地区計画について、議会だとか市民の代表も加えた形になるのか。先ほど、町作り委員会と言ってましたが、どうい手法でやってかれようとしているのか、説明願いたい。

これは新しい開発ですが、今度は30戸以上、5,000㎡以上の開発をしようとすれば、市行政が、この地区計画をかけていくのかどうか。また、先ほども話が出てましたが、今の和泉市で、どこをどうしなければならないかという点では、こういう条例を出してくる以上は、先ほどのパンフレットも十分読んだと思いますが、今後は、中央丘陵だけやなしにどのような方向性を持って進まれるのかということです。

- 計画課長（中屋正彦君） このたび、御上程をさせていただいております。手続条例を御可決いただきました後、いわゆる都市計画等の手続に入るわけでありまして。市の都市計画審議会に御諮問申し上げ、御答申をいただくことはもちろん、大阪府の都市計画地方審議会にも付議をさせていただき、知事の御承認をいただくという手続が要ります。地区計画そのものは、パンフレットにも書かれておりますとおり、地区計画は届け出勧告制ですが、1,000㎡以上の開発については、開発許可の基準となるわけでありまして。ただ、建築物に関する規制については、届け出勧告制というもので規制の面では弱いものですので、さらに、市の建築条例で定めることによって建築確認の基準になるということでございます。

一応のスケジュールを申し上げますと、今年の11月の大阪府の都市計画審議会を目標にして、その前の9月ごろに市の都市計画審議会をお願いしたいと考えてございます。並行しまして、建築物に関する市の建築条例案を9月ごろあるいは9月以降の市議会に御上程を予定しているということで、議会の方につきましても、一定の御指導、御協力をお願いしなければならないという機会が手続上生じてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目の1街区5,00㎡単位の開発等が今後とも発生する中、地区計画の適用についてどうか、というお尋ねでございますが、この点につきましては、開発の事業者等と十分に協議、調整を行いながら、適用すべき点については検討していきたいということでございます。

- 7番（赤阪和見君） 最後に意見だけ。

30戸ぐらいの小さな開発では、業者は売ろうという、あるいは売れるかなということ、特に今後はどうなるかわかりませんが、今、住宅需要が冷えている中では、売ろうという中でなんでもできるところ、例えば用途指定で言いますと、準工ぐらいのところが一番売りやすいと形なんです。開発しようとするのは地主ですから意見は言えますから、なかなかその指導を徹底することはできないと思うんですよ、30～50戸ぐらいのところではね。1,000戸ぐらいになると街区、街区に用途指定を求める。青葉台にしる緑ヶ丘にしる、最初につくったときは、ここは商店街、ここは住宅だから商店は絶対にだめだと言いながら、喫茶店もパーマ屋さんも住宅街区の中にできてくる。正式な違法ではないけれども、最初、買ったときの約束事から抜けてくる。そういうところが一杯あるんですね。

業者としては、なかなかそういうものに乗りにたくない。その点の指導もさることながら、今のごちゃごちゃとなっている区域を整然とした住みよい町並みにしていく。また、大事な歴史的な古い町並みだから指定していく。そこでは、地域住民ともいろんな利害が生まれますが、その利害をしっかりと精査していくことによって、美しい和泉市の町並みができてくると思います。だから、新しいところだけを対象とするのではなく、既存の大事なところが手付かずということは、あなた方が逃げているというふうに解釈しますよ。やはり問題を投げかけて議論していく中で、そこに住む人たちの協力を得ながらやっていくべきだと思います。

今、小栗街道もだんだん変わってきてますが、ああいう町並みをどこまで残せるか。残そうと思えば、地域周辺に住んでいる人たちに御苦勞をかけると思います。よかったな、自分たちはこういう町並みに住んでいるんだ、歴史があるんだ、という自信と不便さをしっかりと理解をしていただく。それが地区計画を作成し、実行して行く中で私ども行政が責任を持ってやっていかなければならない。中央丘陵だけやなく、そこから逃げるということではなく、しっかりとやっていただきたいと要望だけしておきます。

- 議長（穴瀬克己君） 他に。
- 5番（並河道雄君） 意見が出尽くしたようですが、この件については、以前に私も戸建て住宅で出していたにもかかわらず、それがマンションに変更されたということで一般質問で苦情を言ったことがあります。その場合、地区計画というものがあるのではないかと意見を述べたことがあります。1点だけ伺いたい。

これは権利者以外の住民の意見というものは全く反映されないのかどうか。この趣旨は、欄開発防止にもなるのでええと思いますが、ここでは広報とかいろんな形で知らせるようになってますがね。

それと、この地区計画を守らなかった場合、罰則規定はあるのかないのか、その点について。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 計画課長（中屋正彦君） 住民の意見と言われるのは、いわゆる周辺住民の方々のことでしょうか。
- 5番（並河道雄君） そうです。先ほどからいろいろ言われていますが、どうもはっきりしないのでね。
- 計画課長（中屋正彦君） 今回の地区計画で位置付けされている関係権利者といいますのは、あくまでも該当地域に権利を持っておられる方でございます。しかし、私どもといたしましては、周辺の方々の御意見につきましては、一切、耳を貸さないということではできないと思います。

また、罰則でございますが、先ほども申し上げましたように、この地区計画については一部届け出勧告制でございます、知事の許可については、開発許可の基準になるということでございます。ただ、届け出勧告制については強制力がありませんので、それをさらに建築条例をもってカバーしていく、いわゆる建築確認の基準にしていくということでございます。地区計画に適合してない場合は、建築確認や開発許可が下りないということでございます。

- 5番（並河道雄君） 周辺住民の意見に耳を貸さんわけにはいかんということですが、どうもこれはぐあい悪い、と言う意見が出た場合でも、権利者の意見が優先されるんでしょうか、それが聞きたかったんです。
- 都市整備部理事（阪倉嘉一君） この条例はあくまでも素案ということになりますので、ここに書いてあるような権利者の方々がまず素案をつくり、もう1回、通常の都市計画の手続きというのが要るわけです。そこには住民の方々が意見書を提出することができるわけです。そういう形で地区外の人々の意見も反映する機会はあると思います。
- 5番（並河道雄君） 中央丘陵の方にばかり目が行ってますが、地区計画というのは、必ずしもそうやないと思います。今、5,000㎡ぐらいの空き地が方々にありますので、いろんな今後のことを心配して言ってるわけです。そこで、権利者が案を出したときに、住民の意見もある程度反映されるということですね。ちょっとよくわからなかったのですね。
- 都市整備部理事（阪倉嘉一君） まず、案をつくらなくては、一般の方々にしても意見を出しようがないということもありますので、こういう手続条例によって素案をつくる。そして、素案について、公聴会で地元の方々の意見がまとまった後、再度、都市計画法による手続で縦覧等をやりますので、そこで意見を反映できるということで御理解いただきたいと思います。
- 5番（並河道雄君） 僕は、その権利者が素案をつくる時、周辺住民との利害が相反することがないかという点を一番心配しているんです。今後、また研究していきたいと思います。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第9号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第12「財産取得について」〔（仮称）和泉市立和泉台第一小学校用地〕及び日程第13「財産取得について」〔（仮称）和泉市立和泉台第一中学校用地〕を一括議題といたします。
議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第10号

財産取得について

(仮称)和泉市和泉台第一小学校敷地として次の用地を所得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所

和泉市池田下町339番地ほか87筆

2. 面 積

25,200㎡

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

1,000,440,000円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 吉野 正博

議案第11号

財産取得について

(仮称)和泉市立和泉台第一中学校敷地として次の用地を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 場 所

和泉市池田下町394番地ほか33筆

2. 面 積

31,600㎡

3. 取得の方法

随意契約

4. 取得予定価格

1,254,520,000円

5. 取得の相手方

東京都千代田区九段北一丁目14番6号

住宅・都市整備公団

大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

住宅・都市整備公団 関西支社

理事・支社長 吉 野 正 博

- 議長（穴瀬克己君） 本2件について提案理由の説明をお願いします。
- 教育長職務代理者（逢野博之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました議案第10号及び議案第11号「財産取得について」の提案の理由並びにその内容につきまして、教育委員会逢野から御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、平成4年4月の中央丘陵北部ブロックの町開きに合わせまして、同開発区域に小学校1校、中学校1校の新設を予定いたしておりますが、それぞれの学校用地を住宅・都市整備公団より取得するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案書10ページの議案第10号「財産取得について」の内容の御説明を申し上げます。

本件は、（仮称）和泉台第一小学校の用地取得でございまして、場所は、和泉市池田下町339番地ほか87筆。面積2万5,200㎡。取得予定単価1㎡当たり3万9,700円。取得予定価格10億44万円で、住宅・都市整備公団より取得しようとするものでございます。

また、取得費に係る財源といたしましては、国庫補助金2億8,584万円、地方債6億

7,880万円、一般財源3,580万円を予定いたしております。

続きまして、議案第11号「財産取得について」の内容の御説明を申し上げます。

本件は、(仮称)和泉台第一中学校の用地取得でございまして、場所は、和泉市池田下町394番地ほか33筆。面積3万1,600㎡。取得予定単価1㎡当たり3万9,700円。取得予定価格12億5,452万円で、住宅・都市整備公団より取得しようとするものでございます。

取得費に係る財源といたしましては、国庫補助金3億5,843万4,000円、地方債8億5,120万円、一般財源4,488万6,000円を予定いたしております。

なお、今般の用地取得費に係る一般財源につきましては、小学校、中学校ともに契約日より10年間無利子で据え置いた後、その後20間で年利6.5%で公団に償還していく予定でございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第10号及び議案第11号の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 本2件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番(赤阪和見君) この87筆とか33筆となっておりますが、最終的には1筆になるんですか。

それと、この単価ですが、近隣と比べて何割ぐらい安いのか。

以上の点だけ。

- 議長(穴瀬克己君) 理事者答弁。
- 教育長職務代理者(逢野博之君) 筆数でございますが、これは公団が買収した当時のままの筆数を適用しておりまして、将来、住居表示がされましたら、代表地番で設定していく予定でございます。

単価につきましては、公共用地につきましては、公団の一定の基準と申しますか、分譲のルールで申し上げますと、大体、一般分譲価格の2分の1が普通のルールでございます。しかし、市の財政事情等いろいろと折衝を重ねる中、先ほど、御説明申し上げましたように、平方メートル当たり3万9,700円で御承認をいただいたということでございます。

- 7番(赤阪和見君) 一般分譲の2分の1の上はまだ格安というのが付いてるので、3分の1と見ると4万円。その3倍として約13万円。その3倍、坪当たり40万円ぐらいで分譲されると理解してよろしいですか。平成4年の町開きを控え、もうそろそろ価格提示もあってしかるべきだというのが、私たちの考え方なんです。売り出す直前まで値段を隠しているん

だということでは困るわけです。最近土地が高いですから、財産取得に向けて何とかしたいという市民皆さんの熱い、厚い要望があるんですよ。そういう中、第一発目にこういう公共用地といえども財産取得をされた。そのために ちょっと聞いたんですわ。すると、2分の1よりもまだ安い。3分の1で計算すると40万円ぐらいとなるわけです。そうせよとは言いませんがね。わかれば聞かしていただきたいということです。

それと、筆数ですが、最終的には、公団の費用で1筆にしていくのか。今、区画が割れてますが、筆数で言いますと、この87筆数で割れるんですか、割れないですね。それでは、分筆もしてるんですか、そうじゃないと思います。また、縄延びはありませんか。

- 都市整備部長（萩本啓介君） 面積につきましては、縄延び等はございません。
- 7番（赤阪和見君） すると、この87筆、33筆すべてを実測で買い取ったということですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 実測面積でございます。処分については、実測面積で取得するということでございます。
- 7番（赤阪和見君） そうじゃない。実測面積が買うのはわかっています。この33筆を足したらこれだけになるということでもいいんですか。小学校の場合、87筆を足したら2万5,200㎡にきちんとなるのかです。その点で縄延びがあるのかないのか。僕が言うのは、最終的に公団の経費で責任を持って1筆にするんです、と申すだけはいいいんです。ただ、このままでごちゃごちゃ申すてますと、87筆は縄延びはない、すべて実測だということですが、この87筆を買った場合、必ず縄延びが出てきて実測面積より登記面積は少ないはずなんです。その点はどうかと聞いてるんです。
- 都市整備部長（萩本啓介君） 確かに買収時点ではそういう筆数がございましたが、最終的には新住法の規定によりまして、旧台帳を閉鎖して新番地を設定していくという形でございますので、そういったことで縄延び等の問題は全然ないということでございます。
- 7番（赤阪和見君） その新番地を設定する費用はどこが出すのかということですか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） もちろん、それは公団の方でやります。
- 7番（赤阪和見君） 値段はわかりませんか。
- 都市整備部長（萩本啓介君） われわれとしても単価については非常に関心のある問題でございます。常々、公団に対して意見も申し上げているわけですが、公団の立場と言いますのは、いわゆる処分段階で単価を出すのが通例の形でございます。それでございますと、平成4年の早い段階になってしまいますので、私どもといたしましては、できるだけ早く公団の意思というものをキャッチしたいと思っております。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第10号及び議案第11号は、原案どおり可決
されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第14「財産処分について」（土地の売却）を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第12号

財産処分について

次の土地を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 土地の所在、種別、数量

和歌山県西牟婁郡串本町田子字寺の前	72番地	山林	8,925㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字中小田子	2979番地の3	山林	7,933㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字中小田子	2979番地の4	山林	892㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字中小田子	2979番地の5	山林	595㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字中小田子	2980番地	山林	10,710㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字中小田子	2981番地	山林	2,181㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字下小田子	3000番地	山林	11,900㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字下小田子	3002番地の1	山林	3,977㎡
和歌山県西牟婁郡串本町和深字下小田子	3008番地	山林	991㎡
	計		48,104㎡

2. 売却の方法

一般競争入札

3. 売却の相手方

和泉市坪井町317番地の1

辻畑一成

4. 売却予定価格

51,000,000円

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） ただいま御上程をいただきました議案第12号「財産処分について」、提案の理由並びにその内容について総務部橋本から御説明を申し上げます。

本物件は、昭和61年11月20日付をもちまして久保惣株式会社より御寄付を受けました和歌山県串本町に所在する市有地でございます。場所は、JR紀勢線田子駅の北側750m、串本町のやや西寄りに位置してございます。今般、一般競争入札に付し落札者が決定いたしましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

処分財産の内容でございますが、議案書14～15ページに記載してございますとおり、和歌山県西牟婁郡串本町田子字寺の前72番地、山林8,925㎡ほか合計9筆、面積で4万8,104㎡でございます。

次に、売却の方法及び売却の相手先でございますが、売却方法は、一般競争入札でございます。相手先は、和泉市坪井町317番地の1、辻畑一成氏に売却しようとするものでございます。

次に、売却の予定価格でございますが、平方メートル当たり1,060円で、総額5,100万円でございます。

なお、この価格につきましては、平成2年12月13日に開催されました財産評価審査委員会に平方メートル当たり520円、総額2,501万4,080円で諮問申し上げ、即日、答申をいただいております。したがって、売却予定価格は、答申価格の約2倍と相なっております。

以上、まことに簡単でございますが、議案第12号「財産処分について」の提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（若浜記久男君） 何点かについて端的にお尋ねいたしたいと思います。
これは久保惣から御寄贈いただいた物件だという御説明がありましたが、急遽、処分をする

に至った理由。また、先ほど財産評価審査委員会の答申の倍の金額、坪当たり3,000円ぐらいになりますか、この価格が適正かどうかについてお聞かせ願いたいのと、一般競争入札に何社が参加したのか。また、これを買われた方は、何をされているのか、不動産屋さんなのか、個人で持っておくというような形で買われたのかどうか。

以上の点をお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 総務部長（橋本昭夫君） 手続等の内容につきましては、総務課長の方からお答えさせていただきますと存じます。

財産処分の理由でございますが、前回も白浜に御寄付をいただきました財産を処分させていただきました。そして、美術館の運営等に相当の経費を一般財源から投入しておりますので、今回の処分代金もその中に充当していきたい、こういう考え方でございます。

なお、われわれの感覚からいえば非常に安い価格でございますが、ここは枯木灘に面している山でありまして、潮風がきつくて木がなかなか生えないという、まさに岩の山でございます。したがって、こんなことを申し上げてなんですが、串本町の役場の方々も「管理だけでもかなわん」というような土地でございますので、520円程度の鑑定価格でしかなかった。しかし、この価格では、御寄付をいただきました久保惣さんの御意思にそぐいがたいということで、何とか高く買ってもらえないかということで買っていただいたのが実情でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 総務課長。
- 総務課長（池辺 功君） 御参考までに申し上げますが、公示価格につきましては、平方メートル当たり150円となっております。

入札参加者でございますが、3社が参加してございます。落札者の職業でございますが、一応、申し込みでは個人となっておりますが、運送業だと思います。

- 18番（若浜記久男君） 私がなぜお聞かせ願うかと言いますと、農地でなく山林ということですので、用途変更をする必要もなく何でもできると考えられるわけです。もし、この方が転売をされたとして、この近辺に迷惑のかかるようなものが建てられるとか、つくられるとかとなりますと、近辺とのトラブルが発生したり、あるいはそういうものが派生してこないとも限らない。それで和泉市としての道義的な責任も免れないのではないかとということも心配するわけでございます。その辺で将来、何をされるのかということまで聞く必要がないのかどうか、この点の説明をされるときにそのことがあったのかなかったのか、この点だけお聞かせください。

- 総務部長（橋本昭夫君） 確かに転売等の御心配はあると思いますが、この現地への進入路

は、けもの道ぐらいしかないという山でございます。また、周辺には、わずかの共有地がございまして、全く利用ができない地区でございます。例えば土砂の採取等もできないという土地でございます。現状有姿のまま持っていたかざるを得ない土地だということは、買い主さんが現地を見て了解をしてございます。

○ 18番（若浜久男君） そまでおっしゃっていただければ、私の方からこの上あえてお聞きをしません、やはりこの入札に3社が参加されたということは、それなりの評価というものが出ているのではないかと考えるわけです。そうすると、できないことでも全部やっちゃうのが業者です。皆さん方も心当たりがあると思うんです。調整区域で農業をするんだということで申請をしましたが、そこにりっぱな3階建てか4階建てのビルができて変な看板を掲げ、そこに電気も水道も引いているんです。本当に不可能が可能になってるんですよ。この点を非常に心配するわけです。だから、私はあえてお聞きをしたわけです。その件については答弁は要りません。何かの機会に改めてお聞きをすることをおきますが、財産処分をするに当たっては、十分その点のことまで踏まえてやっていただきたいという意見を申し上げて終わっておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第12号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第15「財産処分について」〔伯太・池上・南王子村財区財産（ため池の売却）〕を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第14号

財産処分について

次の財産（伯太・池上・南王子村財区財産）を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 土地の所在、種別、数量

和泉市伯太町四丁目934番地 ため池 8,677㎡

2. 売却の方法

随意契約

3. 売却の相手方

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市

和泉市長 池田忠雄

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市土地開発公社

理事長 池田忠雄

4. 売却予定価格

735,809,600円

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（橋本昭夫君） ただいま御上程いただきました議案第14号「財産処分について」提案の理由並びにその内容について、総務部橋本から御説明を申し上げます。

本溜池は、伯太町四丁目に所在いたします伯太・池上・南王子村財産区財産でございます、通称放光池と称しているものでございます。今般、伯太・池上・南王子村財産区並びに水利関係者の方々の調整が相整い、関係書類を添えて処分申請がございましたので、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、本物件は、議案書に表示させていただいておりますとおり、伯太町四丁目934番地、ため池、8,677㎡でございます。

次に、処分の理由及び売却の相手先でございますが、当該ため池は、放光池1号公園、放光池2号公園及び府道池上下宮線の事業対象区域でございますので、和泉市及び和泉市土地開発公社に売却を予定するものでございます。

処分価格でございますが、1平方メートル当たり8万4,800円、総額7億3,580万9,600円となっておりますが、本件につきましては、去る3月1日に開催されました財産評価審査委員会の御答申に基づくものでございます。

次に、処分代金の支出内容でございますが、処分に係る必要経費、これは主として光明池土

地改良区に対する買い替え負担金等として1億8,172万8,151円、市に対する納付金として1億9,392万8,507円、それに地元交付金として3億6,015万2,942円と相なっているものでございます。

なお、本件に関します関連経費につきましては、次に御提案を予定しております補正予算に記載されているものであります。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議の上、可決、御決定をお願い申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第14号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第16「工事請負契約締結について」（山手団地9棟建設工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第13号

工事請負契約締結について

山手団地9棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 山手団地9棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 261,105,000円
5. 契約の相手方 和泉市万町305番地

株式会社 安部工務店和泉営業所

所長 宮村 久二男

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第13号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

22件は、環境改善整備事業の一環として建設する山手団地9棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額2億6,110万5,000円。契約の相手方は、和泉市万町305番地、株式会社 安部工務店和泉営業所所長 宮村 久二男であります。

次に、参考資料の御説明をいたします。

工事場所は、和泉市山手町166番地の1ほか。敷地面積2,332㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建1棟で、住宅16戸、延べ床面積1,041㎡、その他付帯工事一式でございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成4年1月31日までといたしております。予算につきましては、繰り越しを予定しております。

保証人は、貝塚市脇浜一丁目16番36号 株式会社 小西建設 代表取締役 井上 末太郎であります。

以上で議案第13号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びにその内容及びそれに伴います参考資料の説明を終わります。

なお、今回の建設を行うことにより住宅建設戸数は、平成元年度までの実績1,620戸、今回発注する分16戸を合わせまして1,636戸となり、全体計画からの残りは6戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御決くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。今の部長の御報告では、この16戸を建設すれば残は6戸だということですね。現在、工事中が何戸あるかということと、いわゆる転がし方式の受け皿にしている政策空き家が何戸あるか。それから、1,620戸の中の工事中の分と政策空き家を引いた分でどれだけ入居戸数があるか。そのうち、今、丸笠団地の改良工事ために一時入居していますが、それが入居者のうちで何戸になっているか。その残りがいわゆる政策空

き家以外の単なる空き家は何戸あるかということです。それらについて資料としてお示しを願いたいと思います。

それから、今回の契約の相手方の安部工務店というのはどこに本社があり、また、同建業者なのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

改良総務課長（吉祇利朗君） 改良総務課吉祇からお答えいたします。

現在、空き家の状況でございますが、現在、工事中が20戸ございます。完成済みが1,600戸ございまして、総数が1,620戸でございます。また、受け皿として99戸ございまして、入居しているのは1,501戸でございます。

次に、この業者でございますが、安部工務店につきましては、今回の契約は和泉営業所でございます。まして、本社は、大阪府貝塚市堀三丁目6番3号にございまして、同建業者でございます。

- 議長（穴瀬克己君） 丸笠団地について答弁。

- 建設部次長（赤田信信君） 丸笠団地につきまして、住宅課赤田からお答えいたします。

ただいま丸笠団地で工事を行っているのは32戸ございまして、改良住宅の方に一時入居しております。ただいま改良住宅で空き家があるのは39戸でございます。

- 25番（天堀 博君） 単なる空き家というのが39戸ということですね。それから、政策空き家が99戸ということですね。この丸笠が完成すれば、この32戸も空き家になりますね。最終的に残の6戸も全部完成した時点では、今の段取りからいけばすべて入居されるのか。その辺のかかわりはどうなるのか。その時期も含めてお聞かせ願いたいと思います。

- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良事業部笠木よりお答えいたします。

今後の入居も含めた受け皿の状況でございますが、今、丸笠で32戸建設をしているということにつきましては改良の方へその32戸が入っているわけではございません。そのうちの一部だと承知しております。したがって、今後の入居計画でございますが、受け皿としては、現時点で先ほど申し上げました数字から計算いたしまして149戸となっております。今後の入居予定数は200戸の予定をしておりますが、その中で換地希望あるいは空き家等を除きまして180戸、その中で希望する入居率というものは、144戸となるような推計をしております。残りは世帯分離等として、合計して建設戸数あるいは入居戸数という、いわゆる住宅の供給につきましてはバランスが取れるというように数字として確認をしております。

- 25番（天堀 博君） 完成時には、推定されている数字では合っているというか、合っているというか、合っていることになりそうですね。大体149戸が空くことになるが、200戸

の人たちが立ち退きその他、そのうち換地その他を除けば180戸、率としては144戸、世帯分離を含めれば149戸になるということですね。これは非常に合わしている感じがするんですが、今日のところは、それはそれで聞いておきますわ。

丸笠の32戸についての答弁が少し違うんですが、それはどうなりますか。

- 建設部次長（赤田信信君） 丸笠から一時入居しているのが17戸でございます。
- 25番（天堀 博君） その17戸の人が出れば、空き家は39戸と17戸を足して56戸になるという単純計算ですね。それと、政策空き家があるということになる。入居時期の問題もあって多少前後するでしょうが、とにかく転がしていった最終的にはおさまるという計算ですね。今日のところは、そういう考え方であるということだけをお聞かせ願っておきます。この議案については、今までからもそうでしたが、大体全体計画の1,642戸そのものについては、全部完了して問題が出てくればはっきりするんですが、その必要性とろんな問題点、それから、現実に貸している内容についても、ろんな不明朗な点もありますので、この議案そのものは保留しておきます。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に、赤阪君。

- 7番（赤阪和見君） 最近、漏れ聞きますと、和泉台の小学校ですか、中学校かの入札が不調になり、これから追加議案として出てくると聞いておりますが、この市営住宅の改良住宅の建設ではそういうような傾向はないのかどうか。できれば、平成元年頃の1㎡当たり単価、付帯設備も入っているんですが、それと、今回の値段はどうなっているのか。階によっても違うと思いますが、お聞かせ願いたい。若干、建設費が上昇しているのかどうか、その点ではどうですか。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

- 改良事業部理事（笠木恒忠君） 改良住宅についてのお尋ねだと思いますので、笠木よりお答えいたします。

議員さんが言われますように、最近の建設業界は仕事量が多いということを含めまして、われわれから見ますと、強気な傾向というのは当然ありますけれども、おかげさまで改良住宅の建設については、落札に至っている状況でございます。

- 改良総務課長（吉祇利朗君） 戸当たりの単価でございますが、平成元年度と今回の工事との比較でございますが、付帯工事については状況が変わりますが、本体工事として坪当たり19%程度上がっております。
- 7番（赤阪和見君） 強気という発言は、業者に対して気の毒ではないかと思えます。現状は、公共事業をやると損をする。特に小さな範疇では責任体制を敷いているという形を聞きま

すので、その点では、業者の実態をよく知っていただきたいと思います。

関連して、一般の建築関係でも平成元年度に比べどのぐらい上がっているんですか、どうでしょうか。

○ 建築課長（藤本 仁君） 一般の建物と申しまして非常に範囲が広がっています。学校もあれば、改良住宅以外にも一般の住宅あるいは美術館も含めいろいろございますが、改良の課長から御説明もございましたように、10数%程度の上昇ではなからうかと考えております。

○ 7番（赤阪和見君） これは学校が出てきたときにまたやらせていただきたいと思います。最近、特殊なものは別にして、住宅関係はどの程度上がっているのかということです。一般の市営住宅は建ててない、改良だけやからね。比べるものはないでしょうかね。学校はまた後でやりますので、その点、ちょっと調べといてください。

特にこういう入札という形の中では、世間の相場と公共事業の相場というものが逆転しているようです。しかし、世間一般の相場は、早く建てるという価値の問題が加味されてますのでね。結局、小さくなればなるほど業者が多いですから、いろんな手はずが整えられるという点もありますのでね。あと6戸と言いますが、いろんな形の中で改良は改良でやっているんやから特別や、ということでは困るわけです。市行政の建築の方とも一定の話し合いがあるのかどうか、相談しているのか、してないのか。改良は全く独立したものなのか、その点だけお願いします。

○ 改良総務課長（吉祇利朗君） 改良と一般事業との間で相談をしているのかどうか、というお尋ねでございますが、単価、労務費、資材費等すべて協議し、その中で決まった金額を計上させていただいております。

○ 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第13号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、日程第17「専決処分報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成3年2月1日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市青葉台51番地の5 岡 里子
2. 損害賠償の額 車両修理に係る額 75,808円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

○ 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。

○ 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第1号「専決処分の報告について」、その提案の理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

本件は、交通事故に係る損害賠償に関する額の決定及び和解に関する専決処分について、御報告申し上げるものでございます。

まず、事故の状況でございますが、平成2年12月1日（土）午前9時40分ごろ、道路課職員が現場に向かう途中、浦田町604番地先で信号待ちをしていたところ、前方から左折してきた大型トラックが回り切れないと判断しバックしたところ、後ろで停車していた青葉台51番地の5 岡 里子 さんの運転する軽自動車が入っていたため確認できず衝突し、

ボンネット等を損傷させたものでございます。

次に、損害賠償の内容でございますが、破損した車両の修理費として7万5,808円を支払うことで和解が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき専決処分を行い、同法第180条第2項の規定により市議会に報告を行うものでございます。

なお、この損害賠償金7万5,808円は、全国市有物件災害共済会自動車損害共済保険よりてん補いたすものであります。

職員に対しましては、常々、安全運転を心がけるよう指導しておりますが、今後、より一層の安全運転を周知徹底させる所存でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第1号を終わります。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第18「専決処分の承認を求めることについて」（住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のとおり専決処分する。

平成3年2月22日専決

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第1号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、寺門町の住居表示の実施に伴い、関係条例を整理することを目的とする。

(和泉市立小学校及び中学校設置条例の一部改正)

第2条 和泉市立小学校及び中学校設置条例(昭和39年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同 寺門町2番地の1」を「同 寺門町一丁目14番35号」に改める。

(和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部を改正)

第3条 和泉市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例(昭和35年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「寺門町」を「寺門町、同一丁目、同二丁目」に、「今福町、同一丁目」を「今福町一丁目」に改める。

附 則

この条例は、平成3年2月24日から施行する。

○ 議長(穴瀬克己君) 報告の説明を願います。

○ 市長公室理事(稲田順三君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第2号「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容につきまして、稲田より御報告申し上げます。

なお、改正が必要となります条例を所管する部課が2課にわたりますので、例規を担当しております市長公室の方から御説明を申し上げます。

平成2年第4回定例会におきまして、寺門町、観音寺町、今福町及び和気町の一部の区域をもって、寺門町一丁目及び二丁目を新設する旨の町の区域及び名称の変更について御可決をいただきましたので、これに基づく届け出により当該処分の効力を発生させるため、大阪府知事による告示が本年1月23日付大阪府告示第92号によりなされ、2月24日から町の区域変更と同時に当該区域に係る住居表示を実施いたしております。このことにより当該区域内にあ

る公の施設の所在地の表示を改める等、関係条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第であります。

それでは、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の概要を御報告申し上げます。

まず、第1条では、この条例の目的として、寺門町の住居表示の実施に伴い関係条例を整理することといたしました。

第2条では、和泉市立小学校及び中学校の設置条例の一部改正により、郷荘中学校の所在地の表示を改めるものでございます。

第3条では、和泉市農業委員会の選挙による委員の選挙及び各選挙区において選挙する委員の数を定める条例の一部改正により、選挙区の区域の町名を改めるものでございます。

以上が、住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する専決処分の理由並びにその改正条例の概要の御説明でございます。

なお、27ページから28ページにそれぞれ参考資料として新旧対照表を提示させていただいておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第2号を承認することに決しました。

○

○ 議長（穴瀬克己君） 日程第19「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第15号

平成2年度和泉市一般会計補正予算（第4号）

平成2年度和泉市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,336,640千円を追加し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ39,937,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 利子割交付金		561,618	130,823	692,441
	1. 利子割交付金	561,618	130,823	622,441
6. 地方交付税		4,060,000	526,899	4,586,899
	1. 地方交付税	4,060,000	526,899	4,586,899
10. 国庫支出金		4,577,906	172,479	4,750,385
	1. 国庫負担金	2,467,086	2,232	2,469,318
	2. 国庫補助金	2,053,984	170,247	2,224,231
11. 府支出金		2,696,861	40,316	2,737,177
	1. 府負担金	267,870	1,116	268,986
	2. 府補助金	2,150,769	39,200	2,189,969
12. 財産収入		504,556	772,495	1,277,051
	1. 財産運用収入	304,556	36,685	341,241
	2. 財産売払収入	200,000	735,810	935,810
13. 寄附金		257,000	230,810	487,810

	1. 寄 附 金	257,000	230,810	487,810
15. 諸 収 入		2,575,924	2,000	2,577,924
	5. 雑 入	1,490,890	2,000	1,492,890
16. 市 債		1,531,316	2,460,818	3,992,134
	1. 市 債	1,531,316	2,460,818	3,992,134
歳 入 合 計		35,600,713	4,336,640	39,937,353

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		4,025,622	660,313	4,685,935
	1. 総務管理費	2,569,114	660,313	3,229,427
3. 民 生 費		9,765,819	4,465	9,770,284
	1. 社会福祉費	3,653,003	4,465	3,657,468
4. 衛 生 費		3,937,489	365,000	4,302,489
	1. 予防衛生費	1,954,612	365,000	2,319,612
5. 農林水産業費		346,413	5,000	351,413
	1. 農業費	335,664	5,000	340,664
7. 土 木 費		7,355,243	609,803	7,965,046
	2. 道路橋梁費	1,521,077	25,383	1,546,460
	4. 都市計画費	2,415,111	584,420	2,999,531
9. 教 育 費		3,969,304	2,174,564	6,143,868
	2. 小学校費	1,389,226	964,640	2,353,866
	3. 中学校費	780,338	1,209,634	1,989,972
	5. 社会教育費	753,107	290	753,397
11. 諸 支 出 金		206,000	517,495	723,495
	2. 基金費	201,000	517,495	718,495
歳 出 合 計		35,600,713	4,336,640	39,937,353

第2表 線越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7. 土木費	2. 道路橋梁費	伯太放光池丸笠線整備事業	37,336
7. 土木費	4. 都市計画費	和泉中央線整備事業	26,700
7. 土木費	5. 住宅費	改良住宅整備事業	691,034
合		計	755,070

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
(仮称) 和泉台第一小学校新設事業	平成2年度 } 平成4年度	1,000,440	平成2年度 } 平成32年度	35,800
(仮称) 和泉台第一中学校新設事業	平成2年度 } 平成4年度	1,254,520	平成2年度 } 平成32年度	44,886
(仮称) 和泉台第一小学校建設事業	平成2年度 } 平成33年度	1,238,826	平成2年度 } 平成33年度	1,428,826
(仮称) 和泉台第一中学校建設事業	平成2年度 } 平成33年度	1,852,451	平成2年度 } 平成33年度	2,052,451

第4表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法		
道路橋梁整備事業	118,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	118,200	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 其 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。		
都市計画事業	164,600	同上	同上	同上	同上	408,100	同上	同上	同上	同上		
公営住宅整備事業	852,758	同上	同上	同上	同上	1,107,676	同上	同上	同上	同上		
義務教育施設整備事業	122,500	同上	同上	同上	同上	2,081,900	同上	同上	同上	同上		
計	1,531,316					3,982,134						

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第15号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、総務部大塚から御説明を申し上げます。

今回、御上程をいただきました補正予算の主な内容は、退職者の増による人件費、国庫補助金等の財源確に伴う事業費、市立病院に対する補助金、公共施設整備基金等への積立金及び道路、改良住宅等の繰越明許の金額の設定並びに和泉中央丘陵内に建設いたします（仮称）和泉台第一小学校及び（仮称）和泉台第一中学校に対する債務負担行為の補正などでございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。追加議案書の3ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43億3,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ399億3,735万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりであります。

次に、第2条は、繰越明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、伯太放光池丸笠線整備事業、和泉中央線整備事業、改良住宅整備事業などで、「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。 （仮称）和泉台第一小学校及び（仮称）和泉台第一中学校新設事業につきましては、学校用地の購入費を現計予算に組み替えるための限度額等の変更、さらに、（仮称）和泉台第一小学校建設事業及び（仮称）和泉台第一中学校建設事業につきましては、事業費の増に伴う限度額の変更などがございます。内容につきましては、「第3表 債務負担行為補正」のとおりであります。

第4条は、地方債の変更でございます。道路橋梁整備事業債、都市計画事業債、公営住宅整備事業債、義務教育施設整備事業債などで、内容につきましては、「第4表 地方債補正」のとおりであります。

それでは、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

まず、総務費6億6,031万3,000円の追加計上でございますが、職員の退職手当追加1億1,500万円及び伯太・池上・南王子村財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金5億4,188万2,000円等でございます。

次に、民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計への保険基盤安定繰出金追加として、446万5,000円を計上いたしてございます。

衛生費として、病院事業補助金追加3億6,500万円を計上いたしました。

次に、農林水産業費でございますが、高能率生産団地育成事業費補助金追加として500万円を計上いたしました。

続きまして、土木費6億980万3,000円の追加計上でございますが、これにつきましては、補助金等の確定による事業費の追加でございます。その内容でございますが、上代伏屋線整備事業費2,538万3,000円、松尾寺公園整備事業費7,233万4,000円、放光池1号公園整備事業費3億6,198万6,000円、和泉中央線整備事業費8,710万円、和泉中央駅前線整備事業費6,300万円などでございます。

なお、和泉中央線及び和泉中央駅前線整備事業費につきましては、和泉中央丘陵内における住宅・都市整備公団直接施行事業に対する国庫補助金削減分を同公団に負担するものでございます。

次に、教育費でございますが、21億7,456万4,000円の追加計上でございます。主な内容は、(仮称)和泉台第一小学校及び(仮称)和泉台第一中学校の学校用地の購入費を債務負担行為から現計予算に組み替えるものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、5億1,749万5,000円の追加計上でございます。その内容でございますが、公共施設整備基金積立金追加2億2,861万円、福祉基金積立金追加220万円、財政調整基金積立金590万円、減債基金積立金2億8,035万7,000円、美術館運営準備基金積立金42万8,000円などでございます。

なお、財政調整基金積立金、美術館運営準備基金積立金につきましては、条例に基づき基金の運用収益を積み立てるものであります。また、減債基金積立金につきましては、基金の運用収益3,035万7,000円及び本年度の普通交付税基準財政重要額への算入相当額2億5,000万円を合わせて積み立てるものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらに充当する歳入予算の内容について御説明をいたします。10ページをお願いをいたします。

まず、利子割交付金1億3,082万3,000円、地方交付税5億2,689万9,000円につきましては、実績を勘案し追加計上いたしてございます。

国庫支出金1億7,247万9,000円、府支出金4,031万6,000円、市債24億6,081万8,000円につきましては、歳出予算にに関連する特定財源でございます。

なお、国庫支出金のうち改良住宅整備事業補助金の更正減2億5,491万8,000円につきましては、国庫補助金がNTT無利子貸付金に変更されたことに伴います財源構成の変更によるものであります。

次に、財産収入7億7,249万5,000円につきましては、減債基金等の運用収入3,668万5,000円、伯太・池上・南王子村財産区財産売払収入7億3,581万円でございます。

寄附金2億3,081万円につきましては、開発指導要綱による収入追加2億2,861万円及び福祉基金積立金指定寄附金追加220万円などでございます。

最後に、諸収入でございますが、コミュニティ助成金追加として200万円計上いたしました。

以上が今回、御上程をいただきました議案第15号「平成2年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

-
-
- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明が終わりましたが、お昼のため1時まで休憩をいたします。午後から質疑、御意見を賜りますので、よろしく願いを申し上げます。

（午前11時51分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（穴瀬克己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の一般会計補正予算について質疑、御意見ございませんか。

- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。1点目は、財産区財産売払収入では、いわゆる放光池の売り払いということで歳出で地元への交付金が出てますが、差し引きしますと1億9,400万円が市に入ることですね。そのカネについては、今回は、基金とかその他への積み立てはしていないようです。このカネはどこに使ってもいいわけですが、大体の振り当てとして歳出でどういふところへ入れているかということです。

それから、公共施設整備基金積立金追加が出てますが、これによって残高が昨日お聞きした56億余万円になるのかどうか、その確認をしたいのと、それ以外の福祉基金積立金や財政調整基金積立金、減債基金積立金、美術館の積立金などの残高が幾らになるか。特に大きな福祉基金積立金は、歳入で財源が出ておりますが、減債基金の積立金は、先ほどの池の売却処分による分との関連があるかもわかりませんが、この財源は、どういうところから捻出してきているかをお聞きしたい。

それから、16ページの改良事業費のところでご団の工事に対する補助金その他の不足分と

して負担金が出てますが、これは中央線の整備事業費が当初で2,000万円、これに8,710万円の補正が出て1億710万円ということになっているわけです。それと、当初ではなかった新しい分として中央駅前線整備事業費の負担金が6,300万円出てますが、ここら辺は、委員会協議会なり特別委員会等議会の関係の中において、どういうものかという報告がされているのかどうか。僕は記憶がないので、お聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 1点目の財産区財産処分の関係でございますが、その用途につきましては、先ほど説明させていただきましたように、地元交付金並びに今回の補正に伴う公園、道路などの一般財源に充当しております。

なお、残につきましては、財産区財産の収入につきましては、一般財源の臨時的なものでございますし、今回の予算でとらえますと、他の減債基金も含めまして、一般財源としての措置をさせていただいたということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、公共施設整備基金の残額でございますが、御指摘のとおり、この補正も含めまして、先日、御回答させていただきました56億6,940万6,000円になる次第であります。美術館の運営基金につきましては、1,042万8,000円の未残高でございます。福祉基金につきましては7,878万円。財政調整基金につきましては1億590万円。減債基金につきましては8億3,025万7,000円でございます。減債基金の財源等につきましては、提案理由で説明をさせていただきましたとおり、平成2年度において、昭和50年度来の地方財政対策としての財源対策債で58年度、59年度に発行いたしました財源対策債の未償還額が本年度に理論算入をされましたが、その理論算入といたしましては2億5,000万円でございます。したがって、今後の償還金の返還時の財源として今回、積み立てをさせていただいた次第であります。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 建設部長（浅井隆介君） 和泉中央線並びに中央駅前線の負担金でございますが、これは議会で直接施行の同意を得まして公団が直接施行しております事業のうち、補助金カット分に対する臨時特例交付金に該当するものでございます。そのまま公団にお渡しするというものでございます。これらは直接施行でございますので、私どもが施行していませんが、先回の建設水道委員会協議会並びに特別委員会におきまして、これらの進捗状況等につきまして報告を申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 財産区財産売払収入の市に入ってくるカネにつきましては、一般財

源なのでどこに使ってもいいということで、言われているように公園や道路あるいは減債基金その他に充当しているということです。これは以前からいろいろ池などを売却問題につきましては、そのとき、そのときに印をつけて、このカネはそういうところに使えというわけではありませんが、先ほどの理論算入というような観点からすれば、できるだけ農道や水路の整備に使っていきなさい、そういうふうにご考慮しましょう、ということが、以前から第一助役さんの御答弁にありました。そういうような考え方によって言わば理論算入をしていくということですので、そういう点も心に止めておいていただきたい。これは意見として申し上げておきます。

それから、中央線と中央駅前線整備事業の関係ですが、以前にこれを同意をするとき、この線をどういうふうにします、とかいう資料が何か出ましたか。記憶がなくて申しわけないんですがね。というのは、細かくは研究してないんですが、これは市道にかかわってくるのかの分ですか。

○ 建設部長（浅井隆介君） これは市が負担するものではございません。本来的には、補助金として直接交付されるべきものですが、現在、補助金のカットがされております。それに対してまして臨時特例債という債券を発行しなければなりません。私どもにすれば起債なんです、公団は起債を発行できませんので、市の方で起債を発行し、受け取ったカネはそのまま公団の方に渡す。その分が、今度は市の方に償還の都度交付されてまいりますので、市としてはプラスマイナスゼロになるわけでございます。市の負担分ではございません。

○ 25番（天堀 博君） 財政的な面はわかりました。ただ、確認のため議長にもお願いをしておきたいのは、単に道路1本だけではなく、赤阪議員さんが昨日質問されましたが、こういう工事の中身も含めましてシビックセンターとか駅前の交通広場、今日、図面をほかの議員さんに見せてもらいましたが、まさに交通広場になってます。それらの計画図とか進捗状況が、まともな形で先行して議会なり委員会に提示されてこないような現実みたいなんです。特にこれは民間がやっているわけではないので、もっと議会に情報提供をお願いしたいと思います。これは意見を述べておきます。

それから、基金の関係ですが、それぞれ用途別に特色を持った基金ですので、財源に充てる部分も含めて違いますが、特に公共施設整備基金積立金56億6,940万6,000円ということです。「女房酔わしてどうするの」というコマーシャルではありませんが、これだけためてどうするのか、市長が胸中深く秘めているのがこれなんです。今、全国的に問題になっていますが、基金が14兆円でしたか、とにかくものすごい額でして、これを運用して“財テク”みたいなこともやっているようです。それが悪いとかどうとかは別にして、やはりこれは市民の税金であり、それから、開発することによって負担をさせられた入居者の負担金なんて

す。住都公団にしてもペイしなければいけないので、賃貸にしろ分譲にしろ全部入居者に降りかかってくるわけです。民間の小さな建て売りも全部取る。それで公共施設の整備をしていくことが基本になっているわけですが、56億も57億も積み立ててどうするのかということをはたして考えないかん。それと、庁舎の基金の關係にこれを使おうとしているのか。一応、基金条例では、市長がこれを取り崩すことができる、となっておりますからね。

- 市長（池田忠雄君） 先般来から庁舎のことで御心配をいただき、ありがとうございます。現在、庁舎建設資金については、幅広くいろいろと検討を重ねているわけですが、平成元年度では、50～60億ぐらいで建つかいな、と胸算用していましたが、今年になりましたからは、先ほどから御指摘がありましたように、建設資材の暴騰とかいろんなことがありまして、市長、そんなものではとても建ちませんよ、ということで、多少、思惑が違ってきているわけですが。それはとにかく、何とか幅広く検討させていただいて基金条例を新設してまいりたい、と昨日、赤阪議員さんの御質問にもお答えしたとおりでございます。

その中でいろいろ模索をいたしております。庁舎を建てることは、大きな公共投資であることは間違いございません。その意味合いでは、この基金を使うのか、という御指摘でございますが、これを全部使おうという気持ちはさらさら持ってございません。しかし、やはり公共投資でございますので、幾らか足らざる分は、この中から繰り入れをさせていただく場合もあるかもわかりませんが、これを主体に考えていることはない、このように御理解をいただきたいと存じます。

- 25番（天堀 博君） ため込んだやつをどうする気ですか。56億も57億もいつまでもどんどんためていきまんねんやな。
- 総務部理事（大塚孝之君） 基金残高のお話になってきましたので、私の方からお答えをしたいと思っております。

条例では公共施設整備基金ということですので、広く一般の公共施設の整備に充当するという趣旨になってございます。今後、本市で予想される公共投資のうちでやはり一番大きなものは、公共下水道の整備事業というものが、相当幅広く進んでまいるのはなかろうかと思っております。もう一方では、債務負担行為の残高が、本市の場合化なりの額に膨れております。つまり、債務負担で先行取得しております用地の買い戻しなり、あるいはまた、債務負担の議決をいただいております事業の公共投資が、今後、まだ相当予想されておりますので、そういった財源に優先的に充てていくべきではないかと思っております。

なおかつ、残額が多いのか少ないのかという話ですが、府下の状態をながめてみました場合、大体本市程度の団体では、この額前後ぐらいの基金の残高を持っている状況でございます。決

して本市だけが突出しているわけでもございません。そういう状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- 25番(天堀 博君) これも市長に言うとかないかん。別に僕は庁舎のことは余り心配してませんね。あなたが、平成7年にめどをつけるということなので聞いただけでしてね。新庁舎が建つかどうかを心配をしているわけではありません。今度、庁舎を建てるのは公共事業とは言いませんよ。部類に入るとすれば、公共事業には違いありませんがね。市民にとって使い勝手のいい、また、職員さんの働き勝手のいい庁舎をつくるのは、南と北に別れている手狭なものを1つにまとめるという一定の効果が上がっていくことにはなりますがね。

市長が言われた足らざる分は使わせていたたくという意味は、足らざる分といっても何ばかりわかりません。何も言質を取るわけではありませんが、あるいはまた、そんなことしたら、そのとき言うてあるから使わせてもらう、となりますのでね。しかし、足らざる分というのは、大きな部分ではなくちょっとの部分という解釈でいいですな。例えば土地を買うのに1,000万円要るとすれば、手持ち資金が100万円しかない。あとの900万円が足らざる分ではないわけですな。900万円持っていて、100万円が足らざる分でしょう、そういう解釈ですな。その辺だけを聞いておきますわ。

- 市長(池田忠雄君) 足らざる分の定義は非常に難しゅうございますが、率直な話、これを充て込んで庁舎を考えているのではございません。別途、広く考えて何とか財源をつくってまいらなければならない。庁舎も御指摘はありますが、私は、公共事業だと思っておりますが、これを主体に充て込んでいるのではございません。足らざる分は、繰り入れをさせていただくというお願いをさせていただく場合もあるかもわからないということでございます。議員さんが100とか900とか言われましたが、えらい違うとは思っておりません。その辺で御理解をいただきたいと存じます。

- 25番(天堀 博君) その辺では考え方が一致しているわけですね。というのは、手持ち資金がわずかしかない場合、家を買うのに銀行ローンや住宅金融公庫を使いますが、この場合は、手持ち資金がわずかしかないので、足らざる分というのは大きいんです。考え方には、そういう違いがありますので、市長の言う足らざる分というのはどちらかなと思ったので聞いたわけです。1,000万円要るのに900万円持っているが、足りない100万円をこちらから繰り入れるという考え方ですね。

財政当局では、債務負担行為の残高が大きいとか、用地の買い戻しとか、公共下水道の整備に使っていくと言われますが、今のところでは、3年度末の残高見込みで2億ほど減るという計画を立てられております。しかし、毎年、年度末には追加で一般寄附金という名目で何億と

いうカネが出てくるので、その点では減りはしない、逆に増えていくと思います。それから、中央丘陵が平成4年に町開きとなりますと、周辺も含めて既に増えている開発がまだまだいろんな形で増えてくるとなると、負担金がどんどん市に入ってくることになります。

確かに下水道も大事ですが、その場合市がやらなければならない中央丘陵と周辺との整合性、道路整備とかにこういうおカネを大胆に使っていかないと、カネばかりためてそれを“財テク”に回していくというような考え方ではあかん。有効に使ってこそ、そういう人たちからいただいた負担金が生きてくるわけですから、積極的に効果的な場を使うべきだと思います。

また、庁舎については足らざる分と言われてますが、基本的には、使うべきでないと思います。条例では、市長の権限で取り崩すことができるようになってますが、それこそ足らざる分という額は10分の1とかではなく、もっともっと少ない額、本当に足りない分だけをここに補填するというぐらいの考え方でいくべです。市長は、それを充て込んでないと言われていいますので、それは肝に銘じてやっていっていただきたい。

以上で終わります。

- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第15号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 日程第20「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第16号

平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成2年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,942千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,699,813千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,520,619	△ 12,172	2,508,447
	2. 国庫補助金	447,249	△ 12,172	435,077
5. 療養給付費交付金		695,509	△ 21,994	673,515
	1. 療養給付費交付金	695,509	△ 21,994	673,515
8. 繰入金		341,917	4,465	346,382
	1. 一般会計繰入金	320,000	4,465	324,465
10. 繰越金		2,920	29,701	32,621
	1. 繰越金	2,920	29,701	32,621
11. 財産収入			16,942	16,942
	1. 財産運用収入		16,942	16,942
歳入合計		6,582,871	16,942	6,599,813

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			16,942	16,942
	1. 基金積立金		16,942	16,942
歳出合計		6,582,871	16,942	6,599,813

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部理事（大塚孝之君） ただいま御上程をいただきました議案第16号「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、総務部大塚よりその内容を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、歳入財源の一部が確定いたしましたところから財源を更正いたしますとともに、基金運用収入を基金に積み立てるため必要となったものでございます。

それでは、その内容について御説明いたします。追加議案書23ページをお願いいたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,694万2,000円を追加し、予算総額を65億9,981万3,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出から内容を御説明申し上げます。議案書28ページをお願いいたします。

まず、基金積立金でございますが、平成2年度中の運用利息1,694万2,000円を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入でございます。26ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、普通調整交付金を1,217万2,000円更正減額するものであります。

次に、療養給付費交付金でございますが、平成元年度に過充当(?)となり繰り越してまいりました2,199万4,000円を平成2年度交付額と相殺いたしましたので、更正減額するものでございます。

次に、繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金の確定に伴いまして、446万5,000円を追加計上するものでございます。

次に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金2,970万1,000円を追加計上いたしました。

財産収入でございますが、基金運用収入1,694万2,000円を計上し、基金積立金の財源といたすものであります。

以上、簡単でございますが、「平成2年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

○ 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、議案第16号は、原案どおり可決されました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第21「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第17号

平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成2年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,341,135千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の既定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 市債		1,111,300	72,100	1,183,400
	1. 市債	1,111,300	72,100	1,183,400
歳入合計		2,269,035	72,100	2,341,135

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,895,052	72,100	1,967,152
	1. 下水道総務費	619,378	72,100	691,478
歳 出 合 計		2,269,035	72,100	2,341,135

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	1. 下水道総務費	南大阪湾岸北部流域 下水道事業費負担金	773
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	171,252
合 計			172,025

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	前				後					
	補	正	補	正	補	正	補	正		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	借入先	利率	借入先	償還の方法	
公共下水道整備事業	1,111,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	1,183,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政府 銀行 その他	30年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、議案第17号「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、和泉中央丘陵内における住宅・都市整備公団の直接施行事業に対する負担金並びに繰越明許費の金額の設定でございます。

それでは、予算書に基づきまして御説明をいたします。議案書の29ページであります。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,210万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,113万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございますが、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めるもので、内容につきましては、「第2表 繰越明許費」のとおり、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金並びに公共下水道整備事業でございます。

第3条は、地方債の限度額の変更でございますが、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算から御説明いたします。議案書33ページをお願いいたします。

まず、下水道総務費といたしまして、和泉中央丘陵下水道事業負担金として7,210万円を追加計上いたしました。これは和泉中央丘陵内の公共下水道整備事業に対する負担金でございますが、住宅・都市整備公団が直接施行する事業に対し、国庫補助金の削減分を負担するものでございます。

次に、これに充当する歳入予算であります。32ページをお願いいたします。

市債といたしまして、7,210万円を追加計上いたしました。この市債につきましては、先ほど、歳出予算で御説明を申し上げました国庫補助金削減分に対する負担金の財源でございます。その償還時点で元利償還金が全額交付税算入されるものであります。

以上、簡単でございますが、今回、御上程をいただきました「平成2年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないもの認めます。よって、議案第17号は、原案どおり可決されました。

○

- 議長(穴瀬克己君) ここで、ただいま一般会計補正、特別会計補正予算が可決されましたことに伴い、理事者から平成3年度当初予算書の地方債残高見込み調書等の修正をそれぞれさせていただきますとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

資料を配付させます。

(資料配付)

○

- 議長(穴瀬克己君) それでは、資料の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) ただいま平成2年度和泉市一般会計補正予算及び国民健康保険事業特別会計補正予算並びに公共下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決、御決定をいただきまして、ありがとうございました。

貴重なお時間をお許しをいただきまして、平成3年度当初予算説明書付表242ページ及び294ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書の差し替えについて御説明を申し上げます。

先刻、御可決、御決定をいただきました平成2年度和泉市一般会計補正予算並びに公共下水道事業特別会計補正予算に関連をいたしまして、今回の補正で平成3年度当初予算に添付をいたしております地方債の現在高調書を変更いたす必要が生じたので、ただいま御配付をさせていただきます調書のとおり、差し替え方をよろしく願いをいたすものであります。よろしく願いをいたします。

○

- 議長(穴瀬克己君) 日程第22「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第18号

平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「30,700千円」を「28,331千円」に「35,200千円」を「20,610千円」に「134,272千円」を「130,442千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,246,960千円	43,270千円	2,290,230千円
第1項 営業収益	2,080,340千円	45,510千円	2,125,850千円
第2項 営業外収益	166,610千円	△2,240千円	164,370千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,328,773千円	6,519千円	2,335,292千円
第1項 営業費用	2,007,421千円	5,292千円	2,012,713千円
第2項 営業外費用	319,652千円	1,127千円	320,779千円
第3項 特別損失	700千円	100千円	800千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「181,392千円」を「185,979千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	603,610千円	△39,000千円	564,610千円
第1項 企業債	174,000千円	△39,000千円	135,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	785,002千円	△34,413千円	750,589千円
第1項 建設改良費	630,275千円	△34,413千円	595,862千円

第5条 予算第5条に定められた起債の限度額、排水管更生事業「29,000千円」を「26,000千円」に排水管整備事業「33,000千円」を「11,000千円」に水道施設等整備事業「12,000千円」を「98,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「850,217千円」を「838,747千円」に改める。

第7条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「248,583千円」を「238,493千円」に

改める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします
- 水道部長（岩井益一君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第18号「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込み額に基づき収益的収支並びに資本的収支についてそれぞれ所要の補正措置を行うものであります。

まず、第2条では、業務予定量について、第1項第4号中配水管更生事業3,070万円を2,833万1,000円に、配水管整備事業3,520万円を2,061万円に、水道施設等整備事業1億3,427万2,000円を1億3,044万2,000円にそれぞれ減額するもので、第4条及び第5条と関連するものであります。

次に、第3条は、収益的収入及び支出でございます。第1款 水道事業収益は、既決予定額に4,327万円を増額し、計22億9,023万円といたすものであります。

その主な内容といたしましては、第1項 営業収益では、給水需要の伸びによる給水収益及び受託工事量の増加による受託工事収益をそれぞれ合わせて4,551万円の追加計上を行いました。

また、第2項 営業外収益は、最近の住宅建設手控え傾向による加入金の減少並びに金利引き上げに伴う預金利息の増加等の要因により、差し引き224万円の減額と相りました。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額に651万9,000円を増額いたしまして、計23億3,529万2,000円と相なるものであります。

その主な内容は、第1項 営業費用では、営業収益増に伴う受水費を初め、受託工事費の追加計上並びに配水系統の変更等による電力費減、水質の安定による薬品費の減少等それぞれ差し引きいたしまして、529万2,000円の追加計上と相なったものであります。

なお、第2項 営業外費用では、消費税納付予定額を追加計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきまして、第1款 資本的収入額既決予定額から3,900万円を減額いたし、計5億6,461万円と相なります。

その主な内容は、第1項 企業債で、配水管更生事業、配水管整備事業及び水道施設等整備

事業におきまして、それぞれ一部工事繰り延べによるものであります。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出額の既決予定額から3,441万3,000円を減額し、計7億5,058万9,000円と相なります。

その主な内容といたしましては、第1項 建設改良費で企業債の減額に伴う各事業費並びに量水器費の減少分と相まって、道路改修に伴う配水管布設工事の増加分とをそれぞれ加減いたすものであります。

次に、第5条では、企業債確定により企業債の限度額を、また、第6条では、流用金額を、さらに、第7条では、たな卸購入限度額について、それぞれ今回の補正措置に伴い改めるものであります。

なお最後に、平成2年度決算見込み額は、損益収支勘定において、目下のところ、4,500万円程度の単年度欠損額が生じる見通しであります。

以上が今回、上程させていただきました「平成2年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」の概要であります。

詳細につきましては、38ページ以下に記載いたしておりますので御高覧を賜り、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は、原案どおり可決されました。

○

○ 議長(穴瀬克己君) 次に、日程第23「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会議務局長朗読)

議案第19号

平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成2年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第2号中、

外来「222,680人」を「228,540人」に、同項第3号中、外来「760人」を「780人」に、同項第4号中、器械備品購入費「265,000千円」を「200,000千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	4,703,016千円	445,849千円	5,148,865千円
第1項 医業収益	4,347,327千円	80,000千円	4,427,327千円
第2項 医業外収益	245,689千円	365,849千円	611,538千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	4,787,265千円	170,500千円	4,957,765千円
第1項 医業費用	4,583,466千円	170,500千円	4,753,966千円

第4条 予算第4条に定められた資本的収入及び支出の予定額を次のとおりに補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,354,800千円	△65,000千円	1,289,800千円
第1項 企業債	260,000千円	△65,000千円	195,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	1,402,833千円	△65,000千円	1,337,833千円
第1項 建設改良費	266,233千円	△65,000千円	201,233千円

第5条 予算第5条に定められた起債の限度額「260,000千円」を「195,000千円」に改める。

第6条 予算第8条第1項第1号中、「2,694,891千円」を「2,652,891千円」に改める。

第7条 予算第9条中、「349,992千円」を「714,992千円」に改める。

第8条 予算第10条中、「1,272,500千円」を「1,470,500千円」に改める。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明をお願いします。
 - 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第19号「平成2年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加予算書52ページでございます。
- 今回の補正は、収益的収入につきましては、外来患者数の増加による外来収益の増額と、一

一般会計からの繰入金の増額並びに府補助金の確定に伴う補正でございます。収益的支出につきましては、職員の退職に伴う給与費の補正と、患者数の増加による診療材料費の増額並びに經常経費の補正が主な内容でございます。また、資本的収支につきましては、医療機器購入事業費の確定に伴い収入では企業債、支出では器械備品購入費の補正であります。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた業務の予定量を補正するものでございます。まず、外来患者数の増加による年間外来患者数を22万2,680人から5,860人増の22万8,540人、同じく1日平均外来患者数を760人から20人増の780人に改めるもので、医療器械備品購入費については、事業費の確定に伴い2億6,500万円を2億円に改めるものであります。

次に、第3条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。まず、収入でございますが、第1款の病院事業収益47億301万6,000円に4億4,584万9,000円を追加し、51億4,886万5,000円といたすものでございます。

その内容でございますが、第1項では、医業収益の既決予定額43億4,732万7,000円に外来収益の増収分8,000万円を追加し、44億2,732万7,000円といたすものであります。第2項は、医業外収益の既決予定額2億4,568万9,000円に一般会計からの補助金の増額3億6,500万円と府補助金の増額分84万9,000円を追加し、6億1,153万8,000円といたすものでございます。

次に、支出でございます。第1款の病院事業費用は、47億8,726万5,000円に1億750万円を追加し、49億5,776万5,000円といたすものであります。

その内容でございますが、対1項の医業費用の既決予定額45億8,346万6,000円に薬品費や診療材料費等の増加分1億7,050万円を追加し、47億5,396万6,000円とするものでございます。

第4条でございます。本条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額の補正でございます。まず、収入では企業債を6,500万円、支出で器械備品購入費を6,500万円減額し、収入支出とも同額の減額補正をいたすものでございます。

次に、第5条でございます。本条は、予算第5条に定めた起債の限度額を2億6,000万円から1億9,500万円に改めるものでございます。

次の第6条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を26億9,489万1,000円から26億5,289万1,000円に改めるものであり

ます。

第7条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金の額を3億4,999万2,000円から7億1,499万2,000円に改めるものでございます。

次の第8条は、予算第10条に定めたたな卸資産の購入限度額を12億7,250万円から14億7,050万円に改めるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第19号の内容でございます。

なお、次ページ以降にこれらの詳細を添付いたしておりますのでよろしく御高覧賜り、御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(穴瀬克己君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号は、原案どおり可決されました。

-
- 議長(穴瀬克己君) 日程第24「委員会委員の辞任及び選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会議案第3号

委員会委員の辞任及び選任について

本市議会委員会委員を下記のとおり辞任を許可し、及び選任する。

平成3年3月12日

和泉市議会議長

穴瀬克己

記

1. 辞任する委員

開発事業対策特別委員会委員

森悦造

土地開発公社特別委員会委員

西口秀光

1. 選任する委員

開発事業対策特別委員会委員 竹内 修 一
土地開発公社特別委員会委員 中塚 新 治

- 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては、さきの議会運営委員会で御了承をいただいておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり許可並びに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第3号は、原案どおり許可並びに同意することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

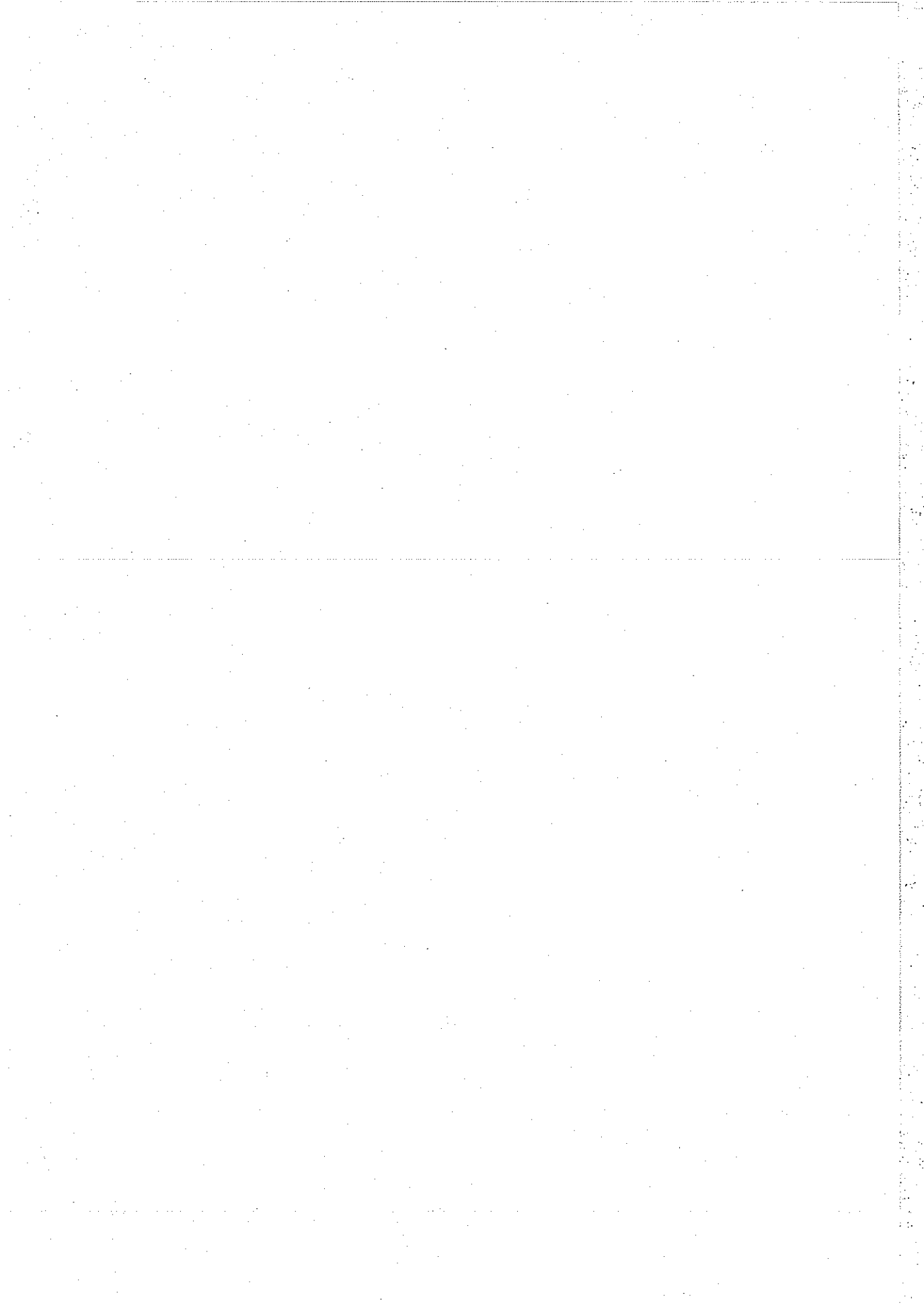
御異議ないものと認めます。

なお、明日13日より25日までは休会とし、26日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

なお、予算委員の皆さんには、明日から予算委員会を開催、審査をお願いすることとなっておりますので、委員の皆さん方には、大変御苦勞でございますが、よろしく御審査くださいますようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。長時間、まことに御苦勞さんでございました。（午後1時55分散会）

最 終 日



平成3年3月26日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(22名)

1番	坂口敏彦君	16番	西口秀光君
2番	須藤洋之進君	18番	若浜記久男君
5番	並河道雄君	19番	木村静雄君
6番	穴瀬克己君	20番	出原平男君
7番	赤阪和見君	21番	勝部津喜枝君
8番	中塚新治君	22番	早乙女実君
9番	讚岐一太郎君	23番	原重樹君
10番	竹内修一君	25番	天堀博君
12番	松尾孝明君	26番	飯坂楠次君
13番	森悦造君	27番	奥村圭一郎君
15番	柳瀬美樹君	28番	友田博文君

欠席議員(1名)

3番 藤原正通君

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

記

市長公室	長	池田忠雄	総務部	理事	大塚孝之
市長公室	役	坂口禮之助	総務部	次長	森利治
市長公室	役	田中昭一	総務部	次長	奥村富彦
市長公室	入役	中塚白	財政課	長	阪豊光
市長公室	長	杉本弘文	同和対策部	長	堀宏行
市長公室	理事	逢野一郎	同和対策部	理事	向井洋
市長公室	理事	神藤恒治	同和対策部	次長	戸口泰明
市長公室	理事	中西優	福祉事務所	長	中川鉄也
市長公室	理事	稲田順三	福祉事務所	次長	坂田平之
市長公室	次長	鹿島賢昌	市民生活部	長	麻生和義
市長公室	次長	亀山学	市民生活部	次長	岸田秀仁
秘書課	長	井阪和充	市民生活部	次長	明坂文嘉
企画課	長	今村堅太郎	市民生活部	次長	池辺修次
総務部	長	橋本昭夫	産業部	長	松村吉堯

産業部理事	中西淳富	病院事務局次長	谷上徹
産業部次長	高三一行	消防長	角谷泰夫
産業部次長	藤原清司	消防本部次長	高宮武男
産業部次長	松林保	消防本部次長	一ノ瀬喜広
建設部長	浅井隆介	用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	明坂貞士
建設部理事	緒方和夫	土地開発公社事務局長	大宅清臣
建設部理事	山崎琢磨	教育委員長	藤原忠男
建設部次長	谷俊雄	教育長職務代理者	逢野博之
建設部次長	赤田儒信	管理部次長	白樫通有
建設部次長	山崎精二	指導部長	木村吉男
建設部次長	農端小一	社会教育部長	生田稔
都市整備部長	萩本啓介	社会教育部理事	竹田明郎
都市整備部理事	阪倉嘉一	社会教育部次長	中辻寿夫
都市整備部次長	三井義秋	社会教育部次長	北野喜平
改良事業部長	富田宏之	収入役室長	藤木意継
改良事業部理事	笠木恒忠	選挙管理委員会委員長	高橋正道
水道事業管理者	田中稔	選挙管理委員会事務局長	着本善夫
水道部長	若井益一	監査委員	庄司清
水道部次長	岸本孝二	監査事務局長	吉田陽三
水道部次長	仲田博文	農業委員会会長	森口義忠
病院長	竹林淳	農業委員会事務局長	信田種行
病院事務局長	藤原光夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 北野敦雄

次長 河原茂隆

議事係長 佐土谷茂一

調査係長 井之上光一

係員 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成3年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月26日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第8号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P. 1
2	議案第1号	平成3年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
3	議案第2号	平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
4	議案第3号	平成3年度和泉市老人保険事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
5	議案第4号	平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
6	議案第5号	平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
7	議案第6号	平成3年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
8	議案第7号	平成3年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案第20号	工事請負契約締結について (〔仮称〕和泉市立和泉台第一小学校新設工事)	追加 その2 P. 1
10	議案第21号	工事請負契約締結について (〔仮称〕和泉市立和泉台第一中学校新設工事)	追加 その4 P. 4
11	議案第22号	工事請負契約締結について (〔仮称〕和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電気設備工事)	追加 その2 P. 7
12	報告第3号	和泉市土地開発公社平成3年度事業計画書類の提出 について	P. 29
13	議案第23号	教育委員会委員の任命について	追加 その2 P. 9
14	議会推薦第1号	和泉市農業委員会委員の推薦について	別紙
15	意見第1号	日朝国交正常化の早期実現に関する意見書	別紙
16	意見第2号	救急・救命対策の確立に関する意見書	別紙
17	意見第3号	老人医療費の患者負担の引き上げに反対する意見書	別紙
18	議会議案第4号	議員の辞職許可について	別紙

○
(午前10時00分開議)

- 議長(穴瀬克己君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席を賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま出席されている議員さんは22名でございます。藤原議員さんから欠席の届け出がございます。現在、22名でございます。

- 議長(穴瀬克己君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(穴瀬克己君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(穴瀬克己君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」より日程第8「平成3年度和泉市病院事業会計予算」までの8議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月6日の本会議において予算審査特別委員会に付託し、慎重審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を飯坂委員長から御報告を願います。

(予算審査特別委員長登壇、報告)

- 予算審査特別委員長(飯坂楠次君) 去る3月6日の本会議におきまして、平成3年度和泉市一般会計予算、4特別会計予算及び2企業会計予算並びに関連議案1件についてが上程され、その審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る13日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計、企業会計の順とし、予算に関する議案は関係する予算と並行して行うこととし、内容の説明は提案の際に終わっていることから、直ちに審査に入りました。

なお、審議内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、報告の内容については、要望、意見、指摘事項のみといたしておりますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、一般会計におきましては、人権啓発を進めていく上においては、広く意見を聞きながら視野も広げ、啓発をしていく必要がある、という意見がありました。

また、職員採用試験の採用委員会の委員構成については、今後、検討すべきである、との指摘がありました。

次に、丘陵部周辺整備検討調査委託については、調査時期が遅い。もっと早い時期に実施すべきだった。たたき台を示すというが、今までたたき台について、議会の意見を聞いて大幅に内容の修正をしたことがない。と同時に議会の意見を取り入れ、十分聞く耳を持って対応するよう、との要望がありました。

次に、北信太駅前交通規制については、今後のあり方等を含め、警察当局との協議ではなく、地元町会に対し、交通規制問題について誤解のないよう対応すべきである、との要望がありました。

次に、総合福祉計画については、計画策定委託の相手方の決定以前に委託先候補を示して議会と協議されたい。また、計画の策定に当たり市民等関係者も参加するなど、リアルな実態が反映できる体制をつくった上で委託すべきである、との要望、意見がありました。

次に、社会福祉協議会の駆け込み緊急資金の貸付要件の緩和について検討されたい、との要望がありました。

また、総合福祉会館のバスの運行に向けて今後、具体的に調査、検討されたい、との要望がありました。

次に、一般の簡易心身障害者通所授産施設の指導員の身分保障を実施する。あるいはせめて2施設で1人の職員または嘱託員を市から派遣されたい、との要望がありました。

次に、障害者福祉タクシー助成については、今後、さらに拡大すべきである、との意見がありました。

また、ホームヘルパーについては、適任者の配置、人員増、サービス内容の充実、国・府補助金の増額等に努められたい、との要望がありました。

次に、一般保育園に係る園外保育場所入場料も市負担とするよう検討されたい、との要望がありました。

次に、被保護者が生活保護に溺れず、自立更生心が育てられ、ケースワーカーがケースワーカーとしてふさわしい仕事ができるよう、所要の人員を配置されたい、との要望がありました。

次に、葬儀進行业務については、今後、すべて委託に移行しないように、との要望がありました。

また、散乱空き缶の回収については、現在、毎月第3土曜日だけの搬入受け入れとなっているが、受け入れ時間及び受け入れ日の拡大について検討されたい、との要望がありました。

次に、合併処理浄化槽の設置についての地元説明会や意向調査の持ち方について、関係部局で十分に協議、調整を図るべきである、との指摘がありました。

次に、泉北環境整備施設組合の新炉建設に伴う余熱利用については、さらに積極的に余熱利用による温水プールの建設を進めるように、との要望がありました。

また、和泉市営いずみ霊園は、開始当時、地元町会との協定書にて残り11年余となっているが、市として、今後の移転、存続等に関しての計画を明確にすべき時期ではないか、との指摘がありました。

次に、自動車技能習得委託料については、要綱に基づく同和講座受講後感想文提出については、思想信条の自由を妨げる恐れがあるので取りやめるよう、要望がありました。

また、住宅センターの職員採用については、他の財団法人の職員採用の経験も生かすべきである、との指摘がありました。

次に、公民館について、規定に基づいて運営されていないのではないか。公民館としての活動をしていないのであれば、地元へ無償貸与すべきである、との指摘がありました。

また、婦人対策について、大阪府が示している各種委員会委員や幹部職登用についても、1990年で20%を目途にしている。本市の行政全般にわたる婦人対策の位置付けは、まだまだ弱いと思われる。実態を調査し、なお一層の取り組みを強化されたい、との要望がありました。

次に、遠距離通学費に対する補助制度については、統廃合や距離的な条件を外して、実情、実態に即した補助制度に考え方を改めてほしい、との要望があり、審議を終わりました。

お諮りいたしましたところ、まず、同和関係については、特別の配慮をしている中で多くの問題点が含まれている。

次に、福祉面についても、十分評価できるという状況ではない。

また、予算全体の中では、もちろん市民生活に欠かせない問題であるとか、前進面も含まれているものの、基本的な問題点が多いということから反対である、という反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第1号並びに議案第8号は、原案どおり可決されました。

次に、国保会計では、まず、国の補助率が引き下げられ、これが国保会計を圧迫している。

次に、繰入金が阪南各市と比べて少ない上、同和減免に充当額を除くと、1人当たり額では阪南で最低である。

また、同和減免は地区協の推薦によりフリーパスで実施されているのに対し、一般減免は減

免規定の公表をせず、非常に厳しい状況である、等の問題点がある。よって、この会計については反対である、との反対意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、老人保健事業特別会計については、基本的には、この老人保健法そのものが施行される段階で、これは福祉の切り捨てというような悪い方向に向かうということで反対である、との意見があり、採決の結果、賛成多数で議案第3号は、原案どおり可決されました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計についてお諮りいたしましたところ、別に異議なく、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、公共下水道事業特別会計については、まず、下水道を整備し、その効果を速やかに上げるためには長期間を要すると考えられるので、水質汚濁に対する早急な取り組み方法として、下水道整備全体計画の縮小変更をし、縮小区域で合併処理浄化槽を普及させる考え方については、いろいろの法令により実施されるもので、一地方公共団体が変更できるものではないということであるが、今後、市単独でこの処理槽を普及する方向性を考えていただきたい、との要望がありました。

また、減免制度については、泉北環境の減免制度との間に矛盾があり、早急に改善されたい、との要望があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ別に異議なく、議案第5号は、原案どおり可決されました。

次に、水道事業会計においては、水道使用料金の福祉減免制度も3年目を迎え、定着してきているので、老夫婦世帯に対しても対象になるよう範囲の拡大をするよう、また、石綿セメント管は事故も多く、健康面からできるだけ早い取り替えを、との要望があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ別に異議なく、議案第6号は、原案どおり可決されました。

次に、病院事業会計予算については、経営健全化計画を進めていくという難しい状況にあるが、病院で働く医療労働者の人材の確保について一定の体制を整え、本当によい人材を確保し患者サービスに努めるよう、また、医療系廃棄物については、厚生省のガイドラインが出されている中で、病院の医療ごみの管理、処分について市と十分話し合いをし、慎重に対処するよう、との要望があり、審査を終わりました。

お諮りいたしましたところ別に異議なく、議案第7号は、原案どおり可決されました。

以上で本委員会の報告を終わります。

- 議長（穴瀬克己君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。それでは、これより討論を行います。まず、反対討論からお願いいたします。天堀君。

○25番(天堀 博君) 25番・天堀です。自席からただいまの委員長報告及び予算審査特別委員会の審査内容から、日本共産党議員団を代表いたしまして、平成3年度和泉市予算案のうち一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計につきましては反対。関連議案の「和泉市住宅条例の一部を改正する条例」についても反対。公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計、病院事業会計の2企業会計につきましては合わせて賛成の立場ですが、委員長報告全体からして反対の立場で意見を表明いたします。

まず、一般会計であります。特に同和行政につきましては、総務費の中の支部助成金につきましては、本年度は500万円に減額をされております。質疑の中では、来年度はこれをなくしていくという方向であります。これそのものも総合計画の実施計画の中では、来年度も継続をするという形になっております。その点について質問をいたしましたところ、今後、それも支部との協議をした上で決めていくということでもあります。この点につきましても、主体性のなさが同われるわけでもあります。さらには、地区協が育ってきたということで地区協の方にこの分に予算を回している。しかし、人件費その他で非常に大きな問題をも抱えているわけでもあります。

それから、和泉診療所につきましても、未だに決算の報告がなされない、未提出のままです。これは議会全体からの要望でもありますが、それがまだされていないという点がございます。

それから、解同和泉支部からの要求によるごみ収集業務委託につきましても、予算委員会の中でさまざま問題になったところでもあります。現在の下水道の普及あるいはごみ収集業者の問題点から考えまして、これらの業者あるいは業務委託を増やしていくことについての非常に問題点があります。それが解放同盟和泉支部からの強い要望であるというところ辺に大きな問題点を残すものであります。

技能習得によります感想文を書かすことにつきましても、先ほどの委員長報告の中にもありましたように、これは思想信条の自由を差別するものであります。その他にも種々問題点もありますが、総体的に行政の主体性のなさが明らかになったわけでもあります。

それから、財政問題であります。特に公共施設整備基金の非常に大きなため込みをしているわけでもあります。やはりこういうものは、市内全域における文化施設の建設とか、本当に市民が公共的に利用ができるような施設の建設に回していくべきであります。市長は、新庁舎の

建設についてもこの一部を流用するような話もしておりますが、これらについても、非常に大きな問題点を含んでおります。

さらに、公債費であります。同和関係が全体の45.7%、21億2,900万円のうち、国からの助成は、5条、10条分を合わせましても3億5,000万円にすぎないわけでありますから、返済時期における国からの助成というものは、ほとんどないと言っても過言でないぐらいの少額であります。うち利子だけを見ましても、48.7%を占めているわけでありまして、非常に大きな問題であります。全体を通じまして、同和関連予算における市の一般財源の持ち出しが非常に大きなものが見られます。

さらに、保育料の値上げについても、同時に同和保育料の値上げもすると言っておきながら現在も協議中だということで、保育料の値上げそのものも問題がありますが、これもきちんとした形での主体性がないと言われても仕方がないと思います。

住宅使用料については予算化されていないわけでありますが、これも6月あるいは7月から値上げをするということであります。しかし、これも改良住宅は値上げをしないということでありますから、この点についても問題点があります。

それから、開発であります。市長は、4大プロジェクトを市政運営方針のトップに出してきておりますが、これも民間や大手企業に依存をする形でのものがほとんどであります。そのことによる市民生活との間のさまざまな矛盾点が予算審査の中でも明らかになってきましたし、市当局も、一定の矛盾が出てくるということは認めているところであります。しかし、今回の予算の中で丘陵部の整備検討調査費等が含まれておりますが、これも実際には非常に遅きに失しているわけでありまして、こういうことで簡単に解決にならないと考えます。

以上、一般会計の全体の中には、先ほどの委員長報告にもありましたが、市行政を進めていく上での必要な経費及び市民からの要望事項が実現されているものもありますが、基本的に今述べた問題点がありますので、これは反対をいたします。

関連議案の「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例」であります。これは以前、公共施設管理公社の職員採用の問題での苦い経験が教訓になっていないこと、あるいは8割が改良住宅であって、その事情に精通した地元にも明るい人ということで、今の同和関係の非常勤嘱託員をその辺に職員として配置するということでは、実際に市の職員ということになりますと、将来的に見ましても、働く上では、一般住宅との区別がつかないものでありますので、その辺でも問題点が出てくると思います。さらには、解放同盟和泉支部との協議により、今の環境改善整備事業等の終結に向けての協議の中で非常勤嘱託員を特別扱いをしていくということについても、行政の主体性がないと言わざるを得ません。

以上、関連議案の「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例」についても 反対であります。

国民健康保険事業特別会計であります。これについても特に同和減免は、地区協からの推薦によるフリーパスであるということ。さらに、中身を見ますと、平成3年度の同和減免の予測は、退職を除きまして一般の部分だけで5,500万円です。府の事業助成は、これに対する2分の1の理論算入ということを言われておりますが、実質的には、府は、これにもペナルティーを付けてきて減額をし、これも非常に少ない額になっているわけであり。市の一般会計からの繰り入れ分は、市の施策として行っているものでありますから、一般会計からの繰り入れが2億1,000万円ということであり、いわゆる先ほどの5,500万円のうち府の理論算入の2分の1の助成が、実質上はそうになっていないという不足分、それと、いわゆる2分の1の市の持ち出し分を合わせますと、3,000万~4,000万円となりますが、それが目減りをしてくるわけであり。その点につきましても、やはり一般会計からの加入者1人当たりの繰入金が阪南各市に比べても最低ということは、先ほどの委員長報告の中にもありましたが、大きな問題であります。

さらに、同和減免については、所得制限がありません。ところが、一般減免については、政令減免を除いて減免規定の公表をしないため、申請者が該当するかどうかははっきりわからないということ困っておられるわけであり。そういう点からしまして、この国民健康保険事業特別会計についても反対であります。

老人保健事業特別会計であります。そもそも老人保健法そのものが、現在の国による福祉の大幅後退、国民負担、民間への依存を強める突破口となったものでありまして、その点からも反対であります。さらに、7月より一部負担金が引き上げられようとしております。本予算にも、それが見込まれているということでもありますので、その点からも反対を表明いたします。

公共用地先行取得事業特別会計につきましては、別に異議がございませんので賛成いたします。

公共下水道事業特別会計につきましては、減免制度の一部問題点がありますので、これらの改善を要求をしておきますが、これも賛成をいたします。

次は、水道事業であります。福祉料金制度の内容充実につきまして、特に独居老人の減免世帯が全体の50%、269件となっているところから見ましても、老人世帯は所得も低く、その対象が多いわけであり。そこで、ぜひ独居老人のみでなく、いわゆる老人夫婦世帯についても、その対象範囲を拡大するよう要望をして、これは賛成をいたします。

次に、病院事業会計であります。経営健全化計画による不良債務解消は、職員や患者を犠

性にはならないという点が基本であります。不良債務の原因や病院事業そのものは、市行政としての責任であります。しかし、現在の計画の実施におきまして、一般会計からの繰り入れの増額もされておりますけれども、病院現場における職員の合意が十分なされているとは言えない状況であります。病院経営の困難さや、果たしている役割の大きさから予算等には賛成をする立場であります。今、申し上げました意見等を十分に配慮して当たることを要望しておきます。

以上を要望して、この病院事業会計についても賛成であります。

以上、日本共産党議員団を代表しての一部賛成でございますが、委員長報告に対する反対の討論といたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 7番（赤阪和見君） 私は、平成3年度予算並びに関連議案につきまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

私たち予算委員は、6日間という近年にない長い予算審議を通じ、あらゆる角度から提言、意見を申し上げてまいりましたが、行政・議会というおのおのの立場が違えども、最終的な目的は、市民の生活にプラスになり、痛みを分かち合える共同社会を創造していくものでなくてはなりません。一分の差別もなく、ともに理解と連帯の中に市民協力を得ながら行政を執行し、前進をさせていくための予算を切望するものであります。今回の予算はベストであるとは私たちも思っておりませんが、ベターなものであると考え、執行に当たっては、よりベターから決算においてはベストであったと言われるような活用を願いたい。

まず、一般会計予算であります。若干の自主財源の増加があるものの住民税の減税もあり、依然として続く国の高率補助金の削減等により、財政基盤の脆弱な本市における予算編成は、非常に苦労されたものであろうかと思われるところであります。

このような状況のもと、平成4年の街開きに向け中央丘陵関連の公共事業で都市基盤の整備に重点を置き、和泉中央線、黒鳥観音寺線、光明池春木唐国線、池田下万町線、伏屋唐国線等の道路整備及びいしちはら公園、松尾寺公園等公園整備に積極的な取り組みが見られますが、既存市街地と中央丘陵周辺との兼ね合い、融合が若干乏しいところがあるのではないかと。新住民と旧住民との交流がスムーズにでき得る町づくりを期待いたします。

次に、福祉施策としては、急速なテンポで迫り来る高齢化社会への対応として、家事援助型ホームヘルパーの増員とともに、地域に根ざしたホームヘルパーの育成と公平な運営を願うものであります。

また、身体障害者（児）の社会復帰を目指し、授産施設の公平かつ充実運営と社会的弱者の

人々の健康を増進する施策、専門カウンセラー等の配置も考慮していただきたい。

一方、児童福祉においては、保育料の値上げがあるものの、保育賄い等質的改善を図り、値上げ分を園児に還元するほか、南松尾保育園、くすのき保育園の大規模修繕を実施するなど、保育環境の整備及び充実を積極的に図られていますが、この際、北松尾保育園の移転に伴う諸問題を整理する必要があるのではないかと考えます。

また、市民の健康保持、増進を図るため、各種検診、老人保健事業の検診、乳幼児に対する検診及び予防接種事業を実施されていますが、検診の場を生かしながら健康教育の実施を深く取り入れを期待します。次に、安全な生活環境づくりとして、大気汚染測定、河川水質調査等を強化するとともに、下水道計画処理区域外の生活雑排水対策として、合併処理浄化槽の活用を図るため説明会や住民意向調査等を実施されることは、一定の評価に値するものでありますが、願わくば、市街化調整区域について、公共下水道設置計画の目途の立てられない地域における補助体制を整えていくのが急務であると考えます。

さらに近年、問題となっているごみ対策であります。本市においては、ごみの減量化、資源化については、住民参加で施策展開を図っておられるが、もっと専門職員の適切な人員配置に努め、減量目標を明確に定め、環境の保全及び美化に積極的に努めることにより予算が節約できるものと確信するものであります。

次に、教育施策としては、トリヴェール和泉の町開きに向けての小中学校新設事業には、環境を考える生きた教材である中水利用施設も組み入れ、実体験できるのは英断であると評価します。

また、北池田、北松尾、黒鳥各小学校の大規模改造、小中学校の保健室へのクーラー設置、将来への情報基礎教育に備えるための研修等、学校教育のハード面については、充実に意を配されていることが伺えるものであります。一方、社会教育については、市立青少年の家を拠点としたふるさと創生事業による槇尾山森林浴コースの整備については、市の総合計画・実施計画に盛り込まれている遊歩道のネットワーク・観光ネットワーク等にはほど遠いものがあります。今、21世紀に向けトリヴェール・コスモ・ラーバン等の中にそのネットワーク化の開発計画を立てるときであり、市民に夢とロマンを与え、子孫に残る事業を開始する第1年目であると考えます。また、公民館の運営についても、一考するときでありと言ひ添えておきます。

その他救急車への自動車電話の設置及び地域の防犯対策として、町会、自治会等が設置した防犯灯の電気代への助成等は、市民の健康と安全を守る上でも評価できるものであります。

また、「財団法人和泉市住宅センター」の設立ですが、これについては、入居者の利便性と効率的な維持管理を図る上で必要性は理解できるが、今後の運営については、適切な対応を望

むものであります。

以上のように限られた財源のもとで効率的な行政運営を図られている姿勢は一定の評価をいたしますが、特に都市基盤の根幹である道路整備の促進、特に既設道路への取り付け等を考え、合わせて市民福祉の向上、環境の保全に一層努められることを要望する次第であります。

また、国に対しては、特別交付税の増額並びに超過負担の解消を粘り強く要請されるとともに、自主財源の拡充に努力され、本市の財源基盤を強力なものにされることを私は切に望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、医療費の伸びは鈍化傾向にあるものの、国保財政の環境は依然として厳しい状況にあらうかと思われます。そのような状況の中で今年度においては、保険料の値上げを行わず運営されることを一定評価はいたしますが、国保制度の抜本的な制度改正により財政基盤の確立を国に対して要望し、本市においては、同和減免については一定の見直しをしながら健全な運営を維持できるよう期待するものであります。

次に、公共下水道事業特別会計予算につきましては、流域下水道和泉忠岡幹線及び和泉泉大津幹線の進展に伴い面整備を積極的に進展させ、1日も早く下水道計画処理区域内の整備を促進すべきであると要望するものであります。

その他老人保健事業特別会計予算並びに公共用地先行取得事業特別会計予算につきましても、適切な予算であると考えます。

次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともにその経営は非常に厳しい状況であらうかと思われますが、職員一同、一丸となって経営努力を図られ、今後とも一層住民サービスの向上と運営の安定に努められるよう要望するものであります。

なお、病院の医療系ごみの処分につきましても適切に対応し、他の模範となるような対応を図られるよう望むものであります。

最後に、本予算審査を通じ痛感するところは、行政はあくまでも縦割りであり、横との連携はあまりにも欠如していると思われます。最初に述べましたように、あくまでも私たちの言動は市民のためになっているのか、市民の皆様がどう喜んでくださるかであります。本日から選抜高校野球が始まりました。1つの白球を追って各ポジションが一丸となって取り組む球児たちのひたむきな姿に感動を覚えます。行政も市民の幸せを願って縦割り行政を排し、全庁一丸となつての取り組みが市民の共感を呼び、協力が得られるものであります。

以上を申し添え、平成3年度一般会計予算、特別会計予算及び企業会計予算並びに関連議案につきましても、要望、意見を付して賛成意見といたします。

○ 議長（穴瀬克己君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本8議案のうち4議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号「平成3年度和泉市一般会計予算」、議案第2号「平成3年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第3号「平成3年度和泉市老人保健事業特別会計予算」並びに議案第8号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の以上4議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本4議案を委員長報告どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第1号、第2号、第3号並びに第8号の4議案は、原案どおり可決されました。

次に、残り4議案についてお諮りいたします。議案第4号「平成3年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」、議案第5号「平成3年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」、議案第6号「平成3年度和泉市水道事業会計予算」並びに議案第7号「平成3年度和泉市病院事業会計予算」の以上4議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本4議案を委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第4号、第5号、第6号並びに第7号の4議案は、原案どおり可決されました。

予算委員の皆さんには連日にわたる御審査、まことに御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。



- 議長(穴瀬克己君) 日程第9「工事請負契約締結について」〔(仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事〕より日程第11「工事請負契約締結について」〔(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電気設備工事〕までの3議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議案第20号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の

規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年3月26日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 1,256,600,000円
- 5 契約の相手方 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎

議案第21号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年3月26日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 1,854,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内博文

議案第22号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電機設備工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

平成3年3月26日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 (仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電気設備工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 104,030,000円
- 5 契約の相手方 和泉市三林町1290番地
大久保電気工事 株式会社
代表取締役 大久保 清司

- 議長(穴瀬克己君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第20号、議案第21号及び議案第22号「工事請負契約締結について」、一括して提案の理由並びにその内容について総務部大塚より御説明を申し上げます。

説明に入ります前に、本件工事請負契約締結に係る議案を追加議案とさせていただくことにつきまして、議長さんを初め関係議員の方々の御理解を賜り、まことにありがとうございました。まずもって御礼を申し上げます。

それでは、提案の理由でございますが、住宅・都市整備公団が中央丘陵部で進めております開発事業トリヴェール和泉の事業も進み、平成4年春にその北部地域で町開きを迎えることとなっております。この町開きに合わせ、一部北池田校区も含めた新市街地の児童・生徒に対応するため、住宅・都市整備公団との協定に基づき、事業費立て替え施行を基本として建設いたします(仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事、(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設工事及び同中学校新設に伴う電気設備工事について、請負契約を締結するに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いしようとするものであります。

次に、その内容でございますが、議案第20号につきましては、(仮称)和泉市立和泉台第一小学校新設工事でございます。契約金額は、12億5,660万円。契約の相手方は、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役 奥野喜八郎と契約しようとするものでございます。

次に、工事の概要でございますが、参考資料及び別冊参考図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市池田下町339番地ほか87筆。敷地面積2万5,200㎡に校舎棟鉄筋コ

ンクリート造3階建、建築面積1,687.04㎡。普通教室12室を中心に特別教室、管理諸室等延床面積3,370.01㎡。体育館は鉄筋コンクリート造2階建、屋根は鉄骨造、延床面積1,026.27㎡。プールは鉄筋コンクリート造平家建、延面積86.96㎡に管理諸室を。そして、大プールは13m×25m6コース、小プールは6m×4mでございます。

給食室は、鉄筋コンクリート造平家建、延面積182㎡。ほかに衛生設備工事一式、外構工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成4年3月13日を予定いたしております。

次に、議案第21号についてその内容でございますが、(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設工事でございますが、議案書4ページをお願いいたします。契約金額は、18億5,400万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設代表取締役 竹内博文と契約しようとするものでございます。

次に、工事の概要でございますが、参考資料及び別冊参考図面にお示いたしましたとおり、工事場所は、和泉市池田下町394番地ほか33筆。敷地面積3万1,600㎡に校舎棟鉄筋コンクリート造3階建、建築面積2,209.23㎡。普通教室18室を中心に特別教室、管理諸室等延床面積5,411.80㎡。体育館は、鉄筋コンクリート造2階建、屋根は鉄骨造、延床面積1,213.28㎡。プールは、鉄筋コンクリート造平家建、延面積88.73㎡に管理諸室を。そして、大プールは13m×25m6コースでございます。

給食室は、鉄筋コンクリート造平家建、延面積182㎡。ほかに衛生設備工事一式、外構工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成4年3月13日を予定いたしております。

以上2件、議案第20号及び第21号の小学校、中学校本体工事について、入札の方法を随意契約と記載いたしておりますが、去る2月22日、指名競争入札を行いました。3回の入札をいたしたにもかかわらず、最近、建築工事入札不調の動きが続く中で、本市においても落札業者がありませんでした。やむなく入札参加業者の了解を得て最低入札業者と話し合いを行うこととし、話し合いの結果合意に達することができましたので、随意契約といたしたものであります。

次に、議案第22号についてその内容でございますが、議案書7ページをお願いいたします。(仮称)和泉市立和泉台第一中学校新設に伴う電気設備工事でございますが、契約金額は、1億403万円。契約の相手方は、和泉市三林町1290番地 大久保電気工事株式会社代表取締役 大久保清司と契約しようとするものであります。

工事の概要でございますが、中学校の新設に伴う高压引込、受変電設備、幹線動力、電灯、

コンセント、電話、放送設備、時計、テレビ共聴インターホン、自動火災報知器、防火戸設備、防犯用配管等電気設備工事一式でございます。

工期は、御議決をいただきました日から平成4年3月13日を予定いたしてございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第20号、議案第21号及び議案第22号「工事請負契約締結について」の3議案を一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定をいただきますようお願いをいたします。

- 議長（穴瀬克己君） 本3件について質疑、御意見ありませんか。
- 7番（赤阪和見君） 2、3点お聞きをします。

参考資料の中の小学校の分で汚水の丸はどういうことなのかという点と、今回、随契だということでも若干、説明は聞いておりますが、いつも言うんですが、小さな請負でこういうことがあった場合、業者がたくさんあるということで随契というわけにはいかない。そして、不調になった業者のグループにはペナルティーを科すのが基本だと思います。しかし、今回は、不調になったが、ペナルティーではなく随契という形になった。ここら辺の今後の取り扱い方をどうするのかという点。

3点目は、電気設備の中でこの受変電設備はキューピクルと言うんですか、過去、非常に要領が大きいのを付けておいてそれに対する基本料金が高くてつき、無駄な電気代をたくさん払っていると指摘したことがありました。そして、付け替えていくんだと聞いておりますが、その結果はどうなっているのか。今回の小中学校においてはどのぐらいの大きさのもので、基本料金はどれぐらいのものになるのかという答弁をしていただきたいと思います。

- 議長（穴瀬克己君） 理事者答弁。
- 総務部次長（奥村富彦君） 1点目の汚水関係あるいは受変電設備のことについては、建築課の方から答弁をお願いしたいと思いますが、2点目の随契につきましては、小さな請負業者については、業者を入れ替える、さらには、しばらくは指名を停止するというペナルティーの処分をとってきました。御理解をいただいておりますように、今日までそういう措置をとってきたというのは、1つは、業者の側の行政に対する姿勢の問題あるいは積算能力の問題等を一括して判断をする中で、そういう取り扱いを基本としてやってきました。

その中では、今回の事態に直面して、われわれもよく勉強しなければならないと考えている点があります。その1つは、やはり地元業者を優先をしているということとかかわって地元業者を指名をしているということで、小さな工事についても、やはり市の側から業者に対して工事をやらせてやっている、という姿勢があったり、あるいはもう1点は、災害時はもとより、いろんな場合には協力するのが当たり前だ、という感覚で工事を発注してきたという点是否

めないものがあると思います。

しかし今日、特に建築工事を中心にして大変な事態が建築業界の中で起こってきています。積算の問題も含めまして、東京を中心にして全国各地で建築に関する不調の事態が起こってきています。最近でも、大阪国際空港であるとか、もろもろの問題でも不調の問題が出てきています。それらを反映しながら、やはり地元業者優先ということについては、経済的にも、あるいは技術的にも地元業者を育成していくんだということを中心に考えていかなければならないとも考えております。もちろん市の行政なので一定の基準なり、あるいはどうしても譲れないとか、保たなければならない部分はありますけれども、個々のケースについては、業者の実態もよく承知をした上で具体的に対応していきたい、こういうふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○ 議長（穴瀬克己君） 次。

○ 建築課参事（今村俊夫君） 建築課の今村でございます。まず、第1点目の汚水の丸の件なんですけど、これにつきましては、公共下水道のポンプ場施設と聞いております。

それと、受変電設備でございますが、以前から基本料金の問題について御指摘をいただいているところでありますけれども、今回、設備容量として150キロで計画してございます。御指摘の基本料金の問題につきましてわれわれも検討いたしまして、消火設備等については、特別なものとしてゼロと考えてございます。したがって、検討した結果として、動力が50キロ、電灯が100キロという形で計画してございます。小中学校とも全く同じでございます。

以上でございます。

○ 7番（赤阪和見君） 先ほどの業界の入札不調の話ですが、漏れ何うと、今までは談合という形の中で、うちが落とすんだ、あそこが落とすんだ、ということがよくわれわれの耳に入ってきましたが、このごろ耳に入ってくるのは、お前のところが落とせ、という責任体制なんです。どういうことかと言いますと、5社なら5社、10社なら10社の中で、だれかが落とさんことにはペナルティーがかかるんです。あなたがおっしゃるように、今までペナルティーをかけてきたわけですからね。その点では、きちんとした見積もりの中で現在の実勢価格に合うような形で市内業者育成の中でどう理解させていくか。勉強会を開いてあげるなり、何らかの形を持ってあげないことにはいけないと思います。

大きいところは、こういうことで随契ということでやられますが、以前には、とにかく時間がないんだ、だから随契になったんだ、という話を聞きました。しかし市長、時間がないんだから随契だということでは、これは市側の責任ですがな。今の実勢価格という点を何ら考慮し

ていないのが現状ではないですか。その点では、小さな業者にしわ寄せがいかないようにしていただきたい。見積もり間違い、積算間違いというのなら結構です。それでもなおかつ、受けられないという状態が進んでいるわけですからね。ここで50万円ぐらいやったら損してもかめへんに100万円ぐらいやったら損しようやないか、後のつなぎもあるんやから、という感覚で損をさせるような市行政であっては困ります。心しておいてください。

それから、1点目についてはポンプ場だと言われましたが、中央丘陵担当からこの汚水についてはっきり教えてください。「聞いております」という答弁やからね。

それと、この受変電設備については150キロワットとなっておりますが、過去、管財の方ですか、教育委員会かどこかでありましたように、付け替えていくんだという形の中で、今、一番大きなキューピクルが付いているところほどのぐらい、一番小さいキューピクルはどのぐらいの感じなのか。この小中学校の関連で御報告だけ願えますか。

- 下水総務課長（西岡政徳君） これは公共下水道のポンプ場施設でございます。ポンプアップによる施設でございます。
- 7番（赤阪和見君） これは学校の施設ですか。
下水総務課長（西岡政徳君） いいえ、違います。公共下水道全体の施設でございます。
- 議長（穴瀬克己君） 続いて教育委員会。
- 管理部次長（白樫通有君） 小中学校の受変電設備について過去の状況はどうか、というお尋ねでございます。数年前、私どもがそういう点で検討しているとき議会で御意見が出ました。ちょうどモデルでやっている時期でございました。その翌年、業者に全小中学校について調査をさせまして、改善はすべて済んでおります。ただ、最高の施設容量の資料は持っていませんので、よろしく願いいたします。
- 7番（赤阪和見君） 全体的なものを後で資料として出していただきたいと思います。検討して、150キロが適当であるとしてやっていただいていると思います。しかし、ともすれば、いろいろ問題が起こって、節水だとか節電だとか、わっとやっているときは目が行くんですが、喉もと過ぎれば何とか、というくらいが若干あると思います。しっかりと行政を遂行する中では、以前の方向性がきちんと把握され、そして、今後の方向性の中にそれが生かされるという施策をとっていただきたいと要望だけしておきます。
- 議長（穴瀬克己君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第20号、議案第21号並びに議案第22号は、

原案どおり可決いたしました。

- 議長（穴瀬克己君） 日程第12「和泉市土地開発公社平成3年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

報告第3号

和泉市土地開発公社平成3年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成3年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成3年3月6日提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長（穴瀬克己君） 報告の説明を願います。

- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（明坂貞士君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第3号「和泉市土地開発公社平成3年度事業計画」について、公社明坂から御説明申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻を賜り、衷心より厚く御礼を申し上げます。公社の事業計画は、さきに御議決賜りました平成3年度和泉市一般会計予算執行方針に基づき作成したものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。公社予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、土地売却による収益的収入及び土地売却に伴う原価及び一般管理費等を収益的支出で定めるものでございます。

収入の部では、第1款 事業収益といたしまして、16億7,995万6,000円と予定し、その内容は、第1項 公有地取得事業収益として、土地売却に伴う収入を16億7,895万6,000円と予定し、第2項、付帯等事業収益といたしまして、土地の管理、草刈り等の事業収益を100万円と定めたものでございます。

次に、第2款 事業外収益といたしまして35万円を予定し、その内容は、第1項 受取利息33万円と、第2項 雑収益2万円を予定いたしました。

以上、収入合計は、16億8,030万6,000円といたすものであります。

次に、2ページの支出でございますが、第1款 事業原価15億9,600万8,000円と予

定し、その内容は、第1項 公有地取得事業原価といたしまして、土地売却原価15億9,500万8,000円。第2項 付帯等事業原価といたしまして、土地の管理、草刈り等の事業原価100万円といたしております。

次に、第2款 販売費及び一般管理費といたしまして、職員給与費その他で6,687万円を予定いたし、第3款 事業外費用では、職員給与費等に充当いたします借入金の利息157万円。

第4款 予備費は、300万円を予定いたしております。

以上、支出合計は、16億6,744万8,000円となり、収益的収入及び支出の差し引き額は1,285万8,000円となり、これが当年度の純利益と相なるものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出でございますが、これは新たに取得する土地の資金及び取得費を定めるものでございます。

第1款 資本的収入37億6,205万2,000円と予定し、第1項 借入金37億6,205万2,000円といたすものでございます。

次に、支出でございますが、第1項 資本的支出53億5,705万2,000円と予定し、その内容といたしましては、新規に取得する土地の買収費として、公有地取得事業費30億9,227万6,000円を予定いたしました。前年度当初予算と比べ率にして7.6%の増加となっております。第2項 借入金償還金として、借入金及び支払利息を22億6,477万6,000円と予定いたしております。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億9,500万円は、当年度損益勘定留保資金公有地取得事業原価で補填いたすものであります。

以上、支出合計53億5,705万2,000円と相なるものでございます。

次に、第4条は、土地取得に必要な本年度の借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づきまして事業執行に必要な資金を調達するので、本年度の限度額を37億6,205万2,000円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明申し上げます。8ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、環境改善整備事業の改良住宅及び道路用地といたしまして、5,515㎡を8億8,877万6,000円で、また、一般公共用地では、都市計画街路等用地及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買取用地で、9,871㎡を22億350万円で取得する計画でございます。

以上、先行取得合計は、1万5,386㎡を30億9,227万6,000円でもって取得の予定でございます。

次に、9ページでございます。公社において既に先行取得しております用地の譲渡処分計画でございますが、一般公共用地の黒鳥観音寺線を初め、計画街路、公園並びに公共下水道用地、改良住宅用地等6,536.43㎡を8億1,538万4,000円で和泉市へ売却を予定しております。また、計画街路岸和田南海線用地1,678.57㎡を3億1,362万2,000円で大阪府に売却予定をいたしております。次に、換地対策事業用地として、公共事業用地取得に伴う代替用地といたしまして、6,470㎡を5億4,995万円で各権利者へ売却の予定をいたしております。

本年度の売却予定は、面積1万4,685㎡を16億7,895万6,000円と予定いたすものでございます。

10ページに資金計画。11ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただいておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第3号「和泉市土地開発公社平成3年度事業計画」についての説明を終わります。どうかよろしくようお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第13「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第23号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、痴呆教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

平成3年3月26日

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（穴瀬克己君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第23号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

議員皆様方には既に御案内のとおり、本市教育行政の推進に御尽力を賜ってまいりました教育長西川喜久氏には、昨年12月市議会におきまして再任の御同意を賜りました。必ずや全快をされまして職務に精励いただけるものと信じておりましたのに、まことに残念なことでございますが、病膏肓に達しまして去る2月23日、薬石の効なく逝去されました。ここに慎んで哀悼の意を表する次第でございます。

つきましては、後任の教育委員会委員といたしまして、現市長公室長の杉本弘文氏を任命いたしたく、御提案を申し上げる次第であります。氏の経歴につきましては、議員皆様方には十分御承知をいただいております。今さら委細申し上げるまでもございせんが、昭和29年に北池田村役場に就職以来、36年余の長きにわたりまして地方公務員として行政推進に貢献をされてまいりました。この間、お手元御配付の資料のとおり、秘書課長、市長公室次長、教育委員会教育次長を歴任、昭和60年より市長公室長としてその重責を担当されてまいりました。氏の長年にわたって培われました行政経験と優れた識見、清廉潔白な性格、練達な手腕が、本市教育行政の遂行に大きく寄与されるものと存じます。

氏は、昭和9年4月13日生まれ。住所は、和泉市伏屋町445番地でございます。

ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定によりまして、任命について議会皆様方の御同意を賜りたくお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由に代えさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め真す。よって、議案第23号は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、ただいま御同意をいただきました杉本氏よりごあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

(教育委員就任あいさつ)

- 教育委員(杉本弘文君) 貴重なお時間を御割愛いただきまして、まことに恐縮でございますが、一言、御礼の言葉を申し上げたいと存じます。

私、和泉市職員として30有余年、議員皆様方の温かい御指導と御鞭撻をいただきまして、無事、今日を迎えることができました。この間、お寄せ賜りました御厚情に対しまして、まずもって厚く御礼を申し上げる次第でございます。

このたび、和泉市教育委員会委員に御推挙いただき、ただいま議会の御同意を賜りましたことは、私にとりましてこの上ない光栄であり、衷心より厚く感謝と御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。この上は心を新たにいたしまして教育行政の推進に一生懸命に努力を重ね、その職責を果たしてまいりたいと存じます。今後、議員先生方の今までより以上の御指導、御鞭撻をお寄せ賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、一言、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

- 議長(穴瀬克己君) 日程第14「和泉市農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

議会推薦第1号

和泉市農業委員会委員の推薦について

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第12条第1項第2号の規定により、議会推薦農業委員会委員として、次の者を推薦する。

平成3年3月26日提出

和泉市議会議長 穴瀬 克己

記

氏 名	生 年 月 日	住 所

議会推薦第1号参考資料

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜粋
（選任による委員）

第12条 市長村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- 1 （略）
- 2 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所挙に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

○ 議長（穴瀬克己君） 本件につきましては議会推薦でありますので、私より推薦させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より指名推薦させていただきます。

農業委員会委員に天堀博君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名のとおり推薦するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、天堀博君を推薦することに決しました。

なお、推薦されました天堀さんには、大変御苦労さんでございますが、和泉市の農政発展に御尽力を賜りますようよろしくお願いをいたしまして、これを終わります。



○ 議長（穴瀬克己君） 日程第15「日朝国交正常化の早期実現に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第1号

日朝国交正常化の早期実現に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年3月26日

提出者

和泉市議会議員

若 浜 記久男

並 河道 雄
須 藤 洋之進
西 口 秀 光
友 田 博 文
木 村 静 雄
讃 岐 一太郎

日朝国交正常化の早期実現に関する意見書

戦後45年にわたって凍りついた日朝関係は、本年1月から、自主、平和、親善の理念に基づき日朝両国間の関係を正常化し、新しいアジアと世界の平和と繁栄に寄与しようとするのが、両国間において協議されている。

このことは、日朝両国間の関係において新たな局面を開いていく第一歩であり、両国の関係に新しい歴史が始まろうとしているものである。

よって、政府におかれては、日朝間の友好と親善を深め、アジアと世界の平和に寄与するため、早期に日朝の国交正常化実現にむけ努力されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。
 - 18番（若浜記久男君） ただいま局長より朗読していただいたとおりでございますので、議員各位の御理解を賜りまして、原案どおり可決していただきますようお願い申し上げます。
 - 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第1号は、原案どおり提出することに決しました。
-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第16「救急・救命対策の確立に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

意見第2号

救急・救命対策の確立に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年3月26日

提出者

和泉市議会議員

須藤 洋之進

友田 博文

木村 静雄

天堀 博

西口 秀光

讃岐 一太郎

並河道 雄

救急・救命対策の確立に関する意見書

交通事故が激増しており、昨年一年間の死亡者は1万人を越えている。

このような実情を改善するためには、交通安全対策の充実とともに、救急・救命対策の確立が急務である。

しかしながら、わが国では救急業務として行われる応急手当はいわゆる一時救命処置に限定されており、プレホスピタル・ケア（病院前救護）が充実している諸外国に比較して、DOA（仮死状態重症患者）の救命率・社会復帰率がともに低い状況にある。

よって、政府におかれては、このような事態を打開し、救急業務の拡充教科を図り、一人でも多くの人命を救うことのできる体制を整備するよう次の事項について措置するよう要求するものである。

記

- 1 救急隊員の教育システムを構築し、技能資格認定制度を導入し、医師の指導による二次救命処置が出来る隊員の要請を図ること。
- 2 救急医療体制の確立のため、全国にドクターカー（医師同乗救急車）システムを確立し、

その拡充を図ること。

- 3 救急専用ヘリコプターを各都道府県に配備し、救命率を向上させるため、関係法令を整備し、体制をつくること。
- 4 一般市民による応急手当の適切な実施は、救命率の向上に大きな効果がある。したがって、CPR（心肺蘇生法）等、応急手当の教育・実務の普及促進に努めること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。
- 5番（並河道雄君） ただいま局長より朗読していただいたとおりであります。要するに救急患者さんを病院へ運ぶまでの医療空白というものが今、非常に問題となっております。この文面どおり、外国と比較した場合、わが国は救命率が非常に低いということで意見書を出させていただきました。救急隊員に対する救命救急士の資格制度等について、今、厚生省でいろいろ検討されております。ドクターカーを含めまして意見書のとおりであります。人間1人の命は地球より重いと言われておりますので、どうか議員皆様方の御賛同をよろしく願いをいたします。
- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は、原案どおり提出することに決しました。

-
- 議長（穴瀬克己君） 日程第17「老人医療費の患者負担の引き上げに反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第3号

老人医療費の患者負担の引き上げに反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

平成3年3月26日

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

並河 道雄

木村 静雄

須藤 洋之進

西口 秀光

友田 博文

讃岐 一太郎

老人医療費の患者負担の引き上げに反対する意見書

政府は、「世代間の負担の公平をはかる」という名目で、老人医療費の患者負担を原稿の外来1ヶ月800円を1,000円に、入院1日当たり400円を800円へと大幅に引き上げようとしている。また、患者負担を医療費の伸びに応じて自動的に引き上げるスライド制を導入しようとしている。

これは、年金受給者の約半数900万人が、月額3万円前後で生活している高齢者と家族に一層の負担をおしつけ、ますます医療にかかりにくくするものであり、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者に対する冷たい政治である。

よって政府に対し、老人医療費の患者負担の引き上げなどを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成3年3月26日

大阪府和泉市議会

- 議長（穴瀬克己君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） ただいま局長朗読どおりであります。特に今回、患者負担を医療費の伸びに応じて自動的に引き上げるスライド制度も導入されようとしております。患者負担の軽減を図るため、特に老人ということで長年、社会に貢献してきたわけありますので、そ

の点での御配慮をいただきまして、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議長（穴瀬克己君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、意見第3号は、原案どおり提出することに決しました。

○

- 議長（穴瀬克己君） ここで先刻、坂口敏彦君並びに早乙女実君の両名より議員の辞職願が提出されております。この際、坂口敏彦君、早乙女実君の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、この際、両名の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議案を配付させます。

（議案配付）

○

- 議長（穴瀬克己君） 両名の辞職願を局長をして朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

- 市議会事務局長（北野敦雄君） 順不同でございますので、御了承を願います。

議会議案第4号

議員の辞職許可について

本件について下記の者より議員辞職の願出があったので、本市議会はこれを許可する。

平成3年3月26日

和泉市議会議長

穴瀬克己

記

議員を辞職する者の氏名

坂口敏彦

早乙女実

○ 議長（穴瀬克己君） ただいま朗読のとおりであります。

お諮りいたします。坂口敏彦君並びに早乙女実君兩名の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、坂口敏彦君並びに早乙女実君兩名の議員辞職を許可することに決しました。

ここで、ただいま議員辞職を許可されました坂口敏彦君、早乙女実君兩名のあいさつを許可いたします。

（坂口敏彦君議員辞職あいさつ）

坂口敏彦でございます。貴重な議会開催中の時間をちょうだいをいたしまして恐縮でございます。今、議会の大切な議席の辞職をお願いを申し上げ、御同意をいただいたわけですが、昭和59年から今日まで議会の末席を汚させていただきます。その間、議員先輩の先生方、合わせて理事者の皆様方にあらゆる面で御迷惑をおかけをいたしまして、御懇情と御協力をちょうだいをいたしてまいりましたが、本当にありがとうございます。これから決意も新たに心機一転をいたしまして、新しい出発をさせていただきたいと思っております。どうか先生方も今後とも市政発展に向けまして御尽力され、御健康に留意されますようお願いを申し上げます。辞職に当たりましてのお世話になったごあいさつに代えさせていただきたいと存じます。本当に7年間、ありがとうございました。（拍手）

（早乙女実君議員辞職あいさつ）

早乙女実でございます。先ほどは、辞任を御同意をいただきましてありがとうございました。議員になりまして2年6カ月という大変短い期間でありましたが、大学で法律を学び、地方自治法も学びましたが、その学びました以上のことを勉強させていただきました。自分ではこの間、10年ぐらい勉強したような気もしています。先輩の皆さん方に教えていただいたこともたくさんあります。また、市民皆さん方からいろんな御意見や御要望もいただきました。今後とも、こういう立場は全力で守っていきたくと決意も新たにしております。本当に短い期間ではございましたが、今後とも和泉市と市民の皆さん方のために全力で頑張っている所存でございますので、ひとつよろしくをお願いをいたしまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○ 議長（穴瀬克己君） 御丁寧なるごあいさつ、ありがとうございました。

ここで、議会を代表いたしまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

御兩名には長い間、市議会議員として御活躍をいただき、今回、一身上の都合により議員を

辞職されましたことは、私ども議員にとりましてまことに惜しい感じがするものでございますが、これも致し方ございません。どうか今後とも健康に十分留意されまして、和泉市発展のため一層の御活躍をされんことをお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、お別れの言葉といたします。大変長い間、御苦勞様でございました。ありがとうございました。

(拍手)

- 議長(穴瀬克己君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

ここで、理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前にその内容と理由の説明をしたいとの申し出がありますので、これを許可いたします。

- 総務部長(橋本昭夫君) 貴重なお時間をお割きをいただきまして、恐縮でございます。お許しをいただきまして市税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げ、あらかじめ専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、現在、120回通常国会におきまして地方税法の一部を改正する法律案の審議が行われております。本法律案が可決成立いたしますと、平成3年度の市税の賦課から適用することとなり、本市市税条例の規定につきましても、所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。当然のことといたしまして、市税条例の一部改正につきましても、市議会に御提案を申し上げることと相なる次第でございますが、本定例会の終了後にこの法律案が可決されますと、市税条例の一部改正につきまして御提案を申し上げるいとまがございません。したがって、かかる事態におきましては、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきたく存ずる次第でございますので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、市税条例の一部を改正する条例案の概要について御説明を申し上げます。

第1点目といたしましては、所得割の税率の適用部分を引き上げようとするものでございます。

第2点目といたしましては、所得控除の基礎控除、配偶者控除等を引き上げようとするものでございます。

第3点目といたしましては、個人の均等割の非課税の範囲の加算額の創設と個人の市民税の所得割の非課税の範囲の加算額を引き上げ、非課税限度額を引き上げようとするものでございます。

第4点目といたしましては、長期譲渡所得に対する税率を引き上げ、優良住宅地の造成等

のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の税率の引き下げ及び適用期限の延長及び居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の適用所得範囲の拡大を図ろうとするものでございます。

第5点目といたしましては、軽自動車税の税率の一部改正と軽自動車税の税率の特例の適用期限を延長しようとするものでございます。

第6点目といたしましては、固定資産税及び都市計画税のうち、土地に係る負担調整率の改正並びに土地家屋、償却資産に係る免税点を引き上げようとするものでございます。

第7点目といたしましては、特別土地保有税の対象面積の引き下げ、免除要件の改正並びに遊休土地に対する特別土地保有税の創設、また、市街化区域農地の宅地並み課税実施に伴う長期営農継続農地制度の廃止でございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（穴瀬克己君） お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る6日、本年第1回の定例会をお願いを申し上げ、平成3年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算、病院事業会計予算並びにこれに関連をいたします条例制定等多数の重要議案を御提案をいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず長期間にわたりまして慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第でございます。また、予算審査特別委員会の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議をいただき、深く感謝を申し上げる次第でございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の御審議の過程におきまして御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、私はもとより職員一体となりまして遺憾なきを期してまいりますとともに、予算執行に当たりましても慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げます。

次第でございます。

また、先ほどは、教育委員会委員の任命につきましても御同意を賜り、教育行政はもとより、本市執行体制も確立をされました。議員皆様方の御期待におこたえをいたすべく渾身の努力を尽くしてまいり所存でございますので、重ねて御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ようやく寒さもやわらぎ、陽春の季節を迎えてまいりました。議員皆様方には、ますます御多繁のこととは存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために今後とも御尽瘁を賜らんことを心から念願をさせていただきまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましての心からなる御礼のごあいさつとさせていただきます。長期間にわたりまして本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

- 議長(穴瀬克己君) 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

平成3年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり終始熱心に御審議を賜り、無事終了ができましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これもちまして平成3年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午前11時45分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長	穴 瀬 克 己
同 副 議 長	原 重 樹
同 署 名 議 員	柳 瀬 美 樹
同 署 名 議 員	西 口 秀 光
同 署 名 議 員	若 浜 記 久 男

